

平成30年度

飯 舘 村 歳 入 歳 出
決算審査特別委員会記録

自 令和元年9月10日
至 令和元年9月12日

飯 舘 村 議 会

令和元年9月10日

平成30年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第1号）

令和元年9月10日、飯舘村役場議会議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	長正利一君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	石井秀徳
復興対策課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
会計管理者	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
教育長	遠藤哲	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	藤井一彦	代表監査委員	高橋賢治
選挙管理委員会書記長	高橋正文	農業委員会事務局長	山田敬行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	但野正行	書記	高橋由香
書記	来海裕一		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） 委員会開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、委員の互選により、私、相良 弘が委員長に選任されました。また、副委員長には佐藤一郎委員が選任されております。

これより審査に入るわけでありますが、東日本大地震による原発事故から8年6カ月となりますが、村の復興は避難指示解除からまだ3年目であると認識しています。帰村者は震災前の人口の約24%といまだ多くの村民は以前の状況が継続しており、村民の財産を守り安心と安全を担保し飯舘村を取り戻すための施策が求められたものと思われまます。平成30年度の主な事業は村民の生活再建施策の継続を初めとして、健康対策や学校再開等村内インフラ整備からなりわい再生の転換期であったと思われまます。当議会でも帰村、復興に向けた生活環境の整備が早急に図られるよう国等に対して強く要請してまいりましたが、今もって課題は山積しています。

このような状況にあって、平成30年度予算執行が村民のために適切になされたのかどうかについて本委員会の審査は重要であり、次年度の政策、予算にかかわるものであります。現状を踏まえ、これからの課題を明らかに示していかなければならない時期にあります。村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして次年度にどう生かしていくのか、また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかという立場に立って確認する委員会であります。慎重に審議いただきたいと思ひます。

ふなれではありますが、円滑な審議にご協力をお願いいたしまして委員会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第75号「平成30年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第76号「平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第77号「平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第78号「平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第79号「平成30年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第80号「平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方について、本日、この後直ちに各課長等から担当する事務事業にかかわる決算状況について説明を求めたいと思ひます。

また、2日目以降は議案第75号から議案第80号を一括して総括質疑を行い、十分な審議の後、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで一旦休憩します。

説明員の皆様は一度退席願います。

（休憩中、担当課長の説明）

委員長（相良 弘君） 再開します。

以上で本日の委員会を終了いたします。

なお、次回はあす11日午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午後 4時00分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月10日

決算審査特別委員会委員長 相 良 弘

令和元年9月11日

平成30年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第2号）

令和元年9月11日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（6名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋孝雄君
	長正利一君		

◎欠席委員（1名）

委員 高橋和幸君

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	石井秀徳
復興対策課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
会計管理者	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
教育長	遠藤哲	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	藤井一彦	代表監査委員	高橋賢治
農業委員会		選挙管理委員会	高橋正文
事務局長	山田敬行	書記長	

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但野正行 書記 高橋由香
書記 高橋萌育

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） 前日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました平成30年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の決算にかかわるものであり、特に議事進行上、議題外にならないようご承知お祈りします。

質疑の際は、挙手の上、委員長の発言の許可を受けてから、決算書等のページと事業名、項目等を示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。

それでは、議案第75号から議案第80号までの6議案について一括して質疑を行います。これから質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） おはようございます。きのう説明を受けて感じた点を何点かから始めたいと思います。追加資料は後からという話を聞きましたけれども。

資料ナンバー6の13ページ寄附金の入金と使い方、内訳。収支決算と返礼の状況について。

総務課長（高橋正文君） 資料の請求もいただいておりましたが、後ほど配付させていただきますけれども、寄附金の状況ということでございますので、まず寄附金の合計額が、平成30年度において1億5,436万6,000円でございます。事務処理、謝礼品等に要した経費ということでありますが、事務手数料が寄附金の10%です。これが1,037万6,200円です。謝礼品が40%で4,048万8,800円。これを合わせたものが5,086万5,000円でございます。その他システムの使用料等ございまして、経費の合計を申し上げますと5,193万6,230円でございます。詳細の数字は、後ほど資料で配付したいと思います。

委員（佐藤八郎君） 国も含めて、何かこのふるさと納税云々については、いろいろ問題点が出されていますけれども、飯舘は地産地消の中で村独自のものというのがなかなかない中で事業だったんですけれども、やってみて成果なり今後の課題なり、あったら伺います。

村長（菅野典雄君） ふるさと納税、ご存じのように、飯舘村は避難したことによって飯舘牛を初め産品は全くないということで、まして忙しい復興事業でありますから、できないと思っていたわけですが、10%ほどの事務費でやっていただけるという方がいたものですから、平成27年12月から本格的にスタートさせていただいて、進めてきたところです。その当時は、今のような総務省からの通達、締めつけはございませんでしたので、避難したことによって産品はないので、ほかの自治体のものということで進めてきたんですが、現在はご存じのように総務省からの通達がありますので、今、村としてはできるだけ村のものを少しずつふやしていくということですが、そう一気ににはできませんし、また小さい村はなかなか産品がないというのが全国的な中で、特に飯舘村のような避難したところは、もともとあったものはほかのものに代替してもとりあえずいいですという了解を

もらっています。ということですから、飯舘牛にかわるものとしては、米沢牛だろうと神戸牛だろうと使えると、こういうことであります。そんなことで、9月になりましたから、今年度の年末にかけてそういうのを整理して、組み立てをさせていただいて、こんな形で飯舘村はふるさと納税をやりたいというようなことで今進めているところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 総務省通達があっても、とりあえずは震災前にあるようなものは認められるという流れのようですけれども、平成27年以前というか震災前も含めて、返礼品がなかった時代と返礼品をつけた時代とあるんですけれども、その辺ではふるさと納税している方々にとってはどういう受けとめ方なんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） ふるさと納税制度というのは従前からあったわけですが、飯舘村は後からふるさと納税の制度を取り入れてやったということでもあります。返礼品があるときとないときの寄附者の関係であります、当然返礼品がなくても寄附をしたいという方が、以前からも飯舘にお寄せいただいていたと。ふるさと納税制度に参加してからは、返礼品が欲しいといいますか、返礼品をいただくために寄附する方もおりますし、ただ、返礼品はもう要らないという方も若干おりますので、納税者の意思というのは、返礼品以前の方とは違った方も多く、返礼品があることで寄附を寄せていただいたということで、当初3億円ほど集まったということでもありますので、額についても返礼品の制度に参加して大分ふえたということは事実だと思います。

委員（佐藤八郎君） 納税制度、ふるさと納税そのものは、地方自治体を応援することで税金が減額されるという中で、それで、返礼品があるから、ないからという、前の寄附金も含めてそういうことだとは思いますが、何か過度に、返礼品で全国一、二を目指すようなところもテレビ報道を見ているとあるんですけれども、本来の意味からすればどうなのかなという意味で、飯舘村はその流れに乗って、返礼品があることをよしとするのか。私の知っている方は、返礼品なんかは別に求めていないという方もおられるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 過度な返礼品といいますか、そういうことで寄附額を集めているという市町村も中にはあるかもしれませんが、飯舘村のふるさと納税については返礼品もそう過度なものもございませんし、飯舘村を応援したいという方から大部分、寄附を寄せられているのかなと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） こういう時期ですから、東京電力からの関係では、ふるさと納税というのは合わないのか。社員の個人的な問題なのかわかりませんが、何か事業見込みがあれば相当なお金を自治体に寄附したようなマスコミ報道もあったので、そういう点ではどうでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 原子力立地市町村等に東京電力等で寄附をするという事例はあるようではありますが、飯舘村においてはそのような寄附の事例はございません。

委員（佐藤八郎君） 続いて、ナンバー4の41ページに出資金と貸付金というものがあって、これはそれぞれ違うんでしょうけれども、年度がえでやっている貸し付けなり出資。出資というのは年度がえでやるものではないんでしょうけれども、この時期等の内訳を伺ってお

きます。

総務課長（高橋正文君） 決算書の41ページの貸付金のことでございます。まず、41ページの上のほうの飯舘村振興公社に1億円。あと、道の駅までい館の運営会社に3,000万円の貸し付けが2件ございますが、貸付日につきましては、振興公社の1億円については8月27日、返済日は翌年の1月28日。あと、までい館につきましては、貸付日が4月6日、返済日が翌年の3月29日ということでございます。

委員（佐藤八郎君） これ、何年か同じ数字かな、貸し付けの額。これはその公社なり、までい運営会社があるその金を前もって貸し付けしてもらわないと運営にどの程度支障があるというふうに、その組織では協議というか討議されているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） もちろんこの2団体は、この貸付金がなければ組織の運営に支障を来すということでの貸し付けでございます。ただ、公社につきましては、比較的今事業もやっているということで、この貸付日が年度当初ではなくて8月になったのかなど。ただ、この1億円、3,000万円はいずれにいたしましても、運営上はぜひとも必要なお金であるということで、今後も貸し付けを続けるようになると考えております。

委員（佐藤八郎君） 公社は大分、賠償関係でもお金が入ったように聞いていたんですけども、それでもあえて貸付金が必要だというふうになるのかどうか。お金があるのに貸し付けを受けるとするのは、村は銀行じゃないから、金融で云々という話はないでしょうか。道の駅については、今後もこういう流れで、収支決算を今知らせていただいているので大変なのはわかりますけれども、続けられるのかどうか。

副村長（門馬伸市君） 振興公社のほうの貸付金1億円の件ですが、実は振興公社の会計はかなり数多くありまして、今回お願いしている1億円というのは、除染事業が始まって、その除染事業の会計の中で、仕事をゼネコンの下請をしているわけですが、そのときにお金が入ってくるまでの間、運転資金がどうしても上半期は足りなくなるものですから、その運転資金ということで運用させていただいております。後々は回るようになってきますので、返還金については支障のない形で返還をしている状況であります。毎年そういう状況でありますので、村からの運転資金の1億円で運用をしていると、こういう実態であります。

なお、今賠償金の話もありましたが、会計がやはり違っておりまして、賠償のほうは肥育事業のほうでやっていたところの会計でありまして、やはり一色単にして会計を運用するのは適切ではないということもありますので、除染のほうの仕事の会計は、その会計の中で収支を合わせていくということになりますと、どうしても上半期の運転資金が足りなくなるということなので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 副村長からあったので、あえてまた質問しますけれども、同じ会社で肥育の賠償をかなり持っていらっしゃる。その賠償で得たものはどういうふうに。じゃあ公社の施設も、何か聞くところによれば貸している。そちらからも賃料とか。この公社自体の部門で金はあるけれども使えないけれども、片方は公費を入れるという、こういうスタンスがわかりにくいし、村民からして、お金持っているのに何でそっちに使って運転資金にして、そっちに返して、会社内でできるんじゃないかという考え方もあるんですけど

も、どういうふうに整理されてどういうふうになっていけばベターなのか、伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 毎年、法人に対する県の指導監査がございます。井会計は、これほどこの会社も同じだと思えるんですが、それは適切ではない。以前はそういう形でやっていた時期はありますが、現在はやっぱりそれぞれ会計別に収支の計画を立てて、それで運営している。肥育事業は休止しております。かなりの賠償金があるはずだということですが、そんなにはございません。ですので、これからどういう形になるかわかりませんが、当時肥育事業で大分赤字的な経営をしてまいりました。賠償が入って、その赤字の部分の何とかやりくりをしてきたと、こういうことでありますので、そのまま賠償が全部残っているということではございません。

委員（佐藤八郎君） 公社そのものは、じゃあ幾らあって、あったものは今後どういうふうになっていくのか。肥育部門での収支決算なりはどういうふうに見たらいいのか。関心ある村民は、そちらをずっと見ているんですけどもわからない。わからない中で公金だけが貸し付けされていくというふうに見えるんですけども、何かまいち私もよくわからないんですけども。

副村長（門馬伸市君） 何年前でしたか、4年ぐらい経過しますか、前は公益法人だったんですね。公益法人というのは利益を生んではならないという法人。飯舘村振興公社はそういう組織でした。その後、公益法人を選ぶか、あるいはもうけなければやっていけないというような法人を選ぶかという選択がありまして、飯舘村振興公社の場合は、今一般財団法人ということで、利益を生まないという組織に変わりました。ですので、以前の一般財団法人の前の公益法人のときの収支の残金については、できるだけ早く村の振興策に寄附するなり、あるいは使うなりの措置をしなさいという指導があって、あと何年か後にはゼロにしなければならないという、そういう縛りがあります。ですので、飯舘村振興公社、前の公益法人のときの利益は全てゼロにすると、こうなっています、平成30年度には村に2億円寄附をいたしました。村の産業振興全般についてということで2億円の寄附をして、あと2億円ぐらい残っておりますが、それもあと何年か後にはゼロにしなければならないということで、それも何でも自由に使えるということではございませんので、村の振興のためにということでもありますので、そちらのほうに、あと計画的に2年か3年後にはゼロにするような形で、今計画をしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 過去の成り立ちはわかりましたけれども、そうしますと、今残っているお金を流用というのはできないと、同じ社内でも。となりますと、除染事業なりなんなの事業、委託を受けてやる場合も、運転資金という形で、毎年はという話ではなかったという先ほど話があったような気がしたんですけども、どういうふうに整理したらいいんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 貸付金、今後もずっとということになるかどうか、額も含めてどうなるかわかりませんが、現在除染にかかわる事業、今長泥の環境再生事業にもかかわっておりますので、あと、多分長泥の環境再生事業が3年、4年ぐらいかかるとすれば、その間はやっぱりそういう土木事業が出てくると思います。さらに、現在農地の保全管理、各行

政区でできないところ、復興組合のできないところも公社で今やっております。さらに、深谷地区の道の駅の道路を挟んで向かいの花いっぱいの水田のところですかね。そちらも村から受託をして、その関係の仕事をしております。

今後の話ですが、振興公社はやはり村のこれからの農業の分野、あるいは行政でできないところの補填をする意味で振興公社はなくせないなど、こんなふうに思っています。特に、これから農地の保全管理を来年の3月で終期の反3万5,000円の件もありますし、貸し手と借り手の関係も出てきます。振興公社の役割というのは、やはりそういう一般の人ができないようなところの仕事というのは、これからも必要なのかなと思います。当然一般財団法人になりましたから、前のような公益法人のように赤字ということはもう許されないので、当然経営的には黒字経営をしていく必要が当然あります。ですが、どういう形で村の中、行政の中で振興公社の役割をどの位置に据えながらやっていくかというのはこれからの課題でもありますし、公社の役割は、やはり継続して担っていかねばならないなと思っております。

委員（佐藤八郎君）　ここに去年いただいた、いいたてメモリアルホールの契約書、道の駅の協定書、きこり、農林漁業体験の協定書、統合診療所の協定書がありますけれども、振興公社との関係でのものとしては、今副村長が言うように、公益法人から一般財団法人になって、そういう流れで、どんな協定なりどういうことで委託先として選んでいるものになっているのか。その内容と、今やられている実態がきちんと合っているのかどうか。これは監査に求めたほうがいいのか。

副村長（門馬伸市君）　監査のほうは監査委員から答えさせてもらいますが、今の協定は指定管理制度で公共施設を他の団体に任せている場合の協定であります。振興公社は今までそういう施設のものはありませんでしたので、今回初めて宿泊体験館きこりの指定管理に、飯舘楽園からかわりました。ですので、今年はそういう協定に基づいて、宿泊体験館きこりの協定を正式に来年度の決算のときには出てくると思いますが、今まではそういう指定管理者制度じゃなかったものですから、村との協定は結んでおりません。

委員（佐藤八郎君）　何もないのに事業だけ移行していくもんだからね。花いっぱいもきこりもいいんですけども、村民が牛はやらない、何もやらない、それで除染が始まった、公社が、こうなっているわけよ。そうすると、いつどこでどういうふうに村民に示された中でそういうことができるようになっていくのかというのが、私もよくわからないけれども、みんなわからないわけね。やっているほうは、今言ったように、村全体を探したらやれる組織は村内に公社しかないから、はい、きこりは公社という。じゃあ花いっぱい運動の深谷の道路下はどこがやれるかといっても、ハウス関係の今福相さんが委託を受けてやっているみたいですけども、その下まで福相さんができるかというそこもあって。何かこう、やるところないところ、都合いいところはみんな公社がやっていかなければいけないみたいになって、赤字になろうが黒字になろうが、運転できようができまいがの話みたいだね。何やってんだと、深谷の花の手入れのあの状況、あそこを歩いて何人にも電話をいただきましたけれども、私はわかりませんと言いましたが、人夫がいっぱい出て草刈りだか何だか知らないけれども、花いっぱいにするのにやっているんでしょうけれども、どうもそこ

に公社も入っているというね。ちょっとみんなに見えるような状況にしたほうがいいんじゃないですか。

副村長（門馬伸市君） 確かに振興公社は、牛のときにはみんな村民はわかっていたので、ああ振興公社は飯館牛のブランドづくりで一生懸命やっているんだなというのは確かに説明しなくても理解をしていただいたと思っています。震災後の除染が始まってから、その後の振興公社としての業務を村民へのPRというんですか、周知というのは、確かにご指摘のように少なかったのかなと。時々広報紙等ではシリーズみたいな形の中に入っていたことはありますが、そういった意味では広く村民の皆さんに、一般財団法人になったことそのものもわからないでいる方もおられるかなと思いますので、できるだけ早い機会に飯館村振興公社の業務内容について広報紙等を通じてお知らせをしていきたいと、こんなふうに思っています。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。

委員（高橋孝雄君） 資料ナンバー7の6ページ、消防団に出している報酬なんですけれども、これ村民の安全と財産を守る消防団に対してちょっと安過ぎるんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

総務課長（高橋正文君） 消防団の報酬についてであります。安いというお話ですが、近隣市町なんかとも比較しまして、ほぼ同等の水準に設定しておりますので、決して安いというわけではないという思いを持っております。

委員（高橋孝雄君） 一般の判断した中では、やっぱり課長の答弁ではそう言われましたが、私としてはちょっと安過ぎるなど。このような考えを団員の皆さんからも聞いておりますので、これ何とかならないかなと思って。

総務課長（高橋正文君） 被災自治体ということもございまして、今後その報酬額については検討させていただきたいと思っております。

委員（高橋孝雄君） じゃあこの件はいいとして、次に資料ナンバー7の28ページ。

相馬市に設置の看護学校の運営費の負担ですけれども、現在村で1人しか行っていないような感じなんですけれども、これに対しての420万円というのはちょっと高過ぎるんじゃないかと思うんですが、これが各自治体の平均なんですか。

健康福祉課長（細川 亨君） ただいまの質問は28ページの相馬看護学校共同運営事業の負担金でございます。平成30年度は確かに村の在校生は1人でございました。ただし、これは広域で運営しているものですから、それぞれ負担割合がございまして、飯館村の場合は1.8%という広域組合での決定に従って負担金を出しているということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員（高橋孝雄君） ということになりますと、ここで勉強された方が飯館の診療所に勤めるということはないんですね。

健康福祉課長（細川 亨君） できれば地元で医療関連の方に就職していただければ一番いいのですが、今現在いいたてクリニックのみやっているような状況でございまして、そこに就職希望がなければ、なかなか飯館では雇用できないという状況でありますので、本人の希望というのが一番優先されるということでご理解願います。

委員（高橋孝雄君） この看護師の資格というのは老人ホームのほうでも必要な人があってもいいんじゃないですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 委員おっしゃるとおりでありまして、老人ホームでも当然看護師が必要でありますし、医療の部分でも看護師は必要であります。ただ、本人の希望をこちらに出していただだけませんと、なかなかこちらで雇用ということにはつながっていかないということでもあります。

委員（高橋孝雄君） そういう状況ですので、できるだけ地元で仕事をさせていただくように、ひとつ取り計らいをお願いします。

以上です。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（佐藤一郎君） 資料7の29ページ4款1項2目の総合健診予防接種事業ということで、まず総合健診、平成30年度実績により、来年度はどんな医療、福祉を進めたいのかについて質問します。

健康福祉課長（細川 亨君） 総合健診事業の質問であります。この健診については、成果という部分ではなかなかすぐに出てくるような成果はございませんが、単年度での成果ということでは、国民健康保険のいわゆる保険給付費、こちらについては、平成29年度対比で大分減っているというのが単年度での成果から見受けられるということでございます。

もう一点は、今村外から村内へのシフトチェンジをやっておりまして、ここ3年間、1年ごとに村内開催の集団健診をふやしているという状況でありまして、どんどん村内での受診者がふえてきているということでもありますから、来年度以降は村で集団健診を、村外の方には医療施設での健診をということで、行政区長会では理解を求めて承認されているところであります。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（長正利一君） 資料ナンバー6の14ページをお願いいたします。村税の徴収実績ということでここに記載されていますけれども、今まではいろいろなお金が入ってきてそれなりに生活していましたけれども、これから通常課税になった場合に大変な部分が出てくるのかなと自分で思っています。そうした中で、この資料の中で延滞、繰り越しが373万3,000円という数字があります。それで回収した部分は微々たるという部分でありますけれども、私この資料の見方を余りわかりませんが、この延滞者については相当長い、震災前から繰り越してきている部分なのか、基本的に直近でこのような数字になっているのか。やはり徴収もきちっと皆平等にさせていただかないと、なかなか、取れないからしようがないとかいろいろありますけれども、この状況について伺います。

住民課長（石井秀徳君） 滞納繰越分のご質問でございますが、委員おただしのように、これは震災前にあったものが大分解消はされたんですが、全てが回収されないで残っている分ということでもあります。こちらについても、督促をしたり、あるいは電話をかけるなりそういう徴収業務をしているところではありますが、どうしてもなかなか事情によってお支払いいただけないという状況の中での、今滞っている部分というふうにご理解いただければと思います。

委員（長正利一君） いろいろな方法で話し合う手段はしているということですが、やっぱり反応というのがない方もあるんですか。例えば、村のそういうご案内に対して反応のない方は、この中にいるんですか。

住民課長（石井秀徳君） 庁内で滞納対策会議を開催しておる中で、悪質な滞納者については強く、解消されるように通知をするなり的手段はしておりますが、どうしても残ってくる部分がございます。ただ、どうしても回収できないといいますか、事情があってもう難しい部分につきましては、今回もいわゆる処理させていただいていますが、不納欠損という形での処理もさせていただいているところであります。

委員（長正利一君） そういう処理もしながら、やっぱりいつまでも数字で残っている部分はそれで結構でございますけれども、見通しが見つからない部分については、やはり適正な事務処理が必要じゃないかと、私は思っています。

この中、こういう方は、当然飯舘村には帰村はしているんですか。

住民課長（石井秀徳君） 多くの方が村内に住所がない方が多くて、実態がなかなかつかめない部分もございますし、遠くにいらっしゃる方のほうが多いです。

委員（長正利一君） 本当に困った悪条件。郵送は、郵便屋さんはそれなりの住所に届けるんでしょうが、担当課として基本的には直接お会いして、今後の行く末も含めて相談していかないと、ただ郵送でやりとりをして電話で一時的なお話をして、そういう中でここに資料として残ったらいかがなものかなと思いますので、これからの村民が少なくなって、さらに税収も上がる部分が少なくなって、村の運営、住民サービスも含めてそういう点であらゆるところにはね返りがあるわけですから、やはりきちっと納める人ばかりが納めるというのは不公平でございます。納められる人も含めてびしっと担当課でやっていただきたいと、私はそういうふうに希望します。

資料ナンバー7番をお願いします。ページが27、生活支援係。避難生活支援の項目でちょっとお伺いしたいのが、このいつとき帰宅バス。帰ってきた方も含めてやっぱり足がない方についても含めて、いろいろ利用して、非常に助かっている部分もありますけれども、実際、帰村率が非常に低い部分もありますから、まだ道半ばとは理解しますけれども。この運営費は、マイクロバスといってもほどほどの大きさがありますけれども、あの体制がやはり燃料費も含めてそういう経費削減もこれから見直しをかけて、利便性も図りながら見直しをかける方向性があるのか。そのままのような流れで継続して経過措置を見るのか。その点、お願いしたいと思います。

住民課長（石井秀徳君） このいつとき帰宅バスであります。村のいわゆる避難者のためにということで運行委託をしましてしてきたところであります。ただ、今回平成30年度で仮設借り上げ住宅、それから個人のアパート等の借り上げ、その終期を迎えたということで、平成30年度で終了しているところであります。したがって、平成31年度はこの事業はない状況であります。平成30年度につきましては、ここに書いてありますとおり256日運行しまして、延べ554人という中でございます。現在は運行していません。

委員（長正利一君） 昨日お願いした資料が出てこない、なかなか審議に入れられないという部分もありますけれども、私、この同じ資料7の中で、今度はスクールバスの件についてお

伺いしたいと思います。スクールバスについても、非常に結構なお金を要している。各方にまだ避難をしているという流れで、あらゆる手段を使って生徒に負担をかけない流れで、このような運行になっていると思いますけれども、飯館の運行費は非常に高いというお話も聞かれる。同じような流れでスクールバスが運行していますけれども、この件については妥当な、これ以上改善しようがない数字なのかどうか、伺いしたい。

教育課長（三瓶 真君） 今のスクールバス運行に関しての費用が妥当なのかという委員のおたただしでございます。現在、スクールバスにつきましては、きめ細やかに各子供たちを送迎している中で、停留所が従来のように一定のコースというのが難しく、それぞれの実態に即した形での運行という手法をとっております。その中で、特に村のバスだけでは賄えない路線もございますものですから、民間にもお手伝いをいただいて運行をしているところであります。民間の経費の決定につきましては、見積もり合わせの形でそれぞれ価格を比較して、それで決定をしておりますので、決して適正でないということはないと認識をしております。

以上です。

委員（長正利一君） 課長からそのような答弁がありましたけれども、やっぱり見方によっては、他方ですよ、例えば1億円を超えるような、ここでは1億円超えていませんけれども、片方は例えば3,000万円、4,000万円ぐらいでやっている自治体もありますし、飯館については、先ほど申し上げましたが、避難先が広域に点在しているという部分でありますから、それはそれで結構でございます。ただ、私が危惧するのは、いずれにしても児童数に対しての車両の大きさ、大型バス、こういうのが、大型でないとだめなのか。もっとそういう財政圧縮のためにも見直しをかけて、やはりできるだけ児童に違和感を与えないで、通学にそんな時間を要しないで、このルート、このままで結構でございますけれども、そういうあのようなバスを維持しなければいけないのか。その点お願いしたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） ただいま、スクールバスの車両の大きさ等が適正かどうか、維持管理経費の面も含めてというおたただしであったと思います。確かに委員おっしゃるように、以前は大型のバスによって運行していたところでもありますけれども、確かにおっしゃるように、今子供たちの数がそれぞれの路線で大型バスの定員よりもかなり少なくなっているという面を考慮いたしまして、実は昨年度から徐々にではあります、大型のバスをマイクロ系の中型に移す、もしくは10人乗りのワゴン車に移す等の移行を図っております。今年も大型バスを1台取りやめにして、ワゴン車を購入させていただきました。今後もそういった実態に即しながら車両の更新などを適正規模にしながら、バスの運行に努めたいと考えているところでございます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 資料ナンバー7の11ページ、2款1項6目企画費ということで、ラオス視察団受け入れコーディネーター等ということで、まず1月には村民の集いでラオスの方々と交流をしたところではありますが、またきょうはラオスのパラリンピック選手団が合宿に来られるということで、お昼にちょっと時間を割いて交流を、挨拶をするということなんです、まず、このラオスの選手団受け入れについての計画等については、平成30年

度でつくらなかったのかについて伺います。

総務課長（高橋正文君） ラオスの受け入れの計画については、平成30年度から村とラオス側とで日程、あとは派遣の規模とか調整をさせていただいて、計画書的なものは、そういう日程とかの計画については、平成30年度から調整をしていたということでございます。

委員（佐藤一郎君） まずパラリンピック、あと1年となってしまうましたが、そういう中である程度、受け入れの計画書を示すべきではないかと。しっかりと全協なりで伝えるべきではないかと思いますが、伺います。

総務課長（高橋正文君） 来年の7月にパラリンピックが開幕するというのでありますので、今年度平成31年度については、その受け入れの計画についてこれから詰めて、議会の皆様にもお示ししたいと思っております。

委員（佐藤一郎君） 資料ナンバー9と資料ナンバー6にも記載されていますが、資料ナンバー9については、この一番最後の3ページ。そして、資料ナンバー6については9ページについて質問します。

まず、この中段4の経常収支比率、そして実質公債費比率ということで、真ん中の欄に実質公債費比率5.9%、この数字についてどんな意味を持つのか。また、一度全協で説明いただいたかとは思いますが、そういったことで、今後財政赤字にはならないのか。また、予算の中では5カ年計画も出されましたが、本当に大丈夫なのか。二、三年で赤字になったりはしないのか。また、この指数の見方についても説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 経常収支比率、起債の関係でございますが、いろいろこの財政指標というのがございますが、この数字については実質公債費率が、この数字が25%を上回ると財政的には危険だと言われております。35%を超えてしまうと、これは財政再建団体ということで国の管理に置かれて、自分の市町村では何も自由にできなくなるということでございます。25%を超えると赤信号ということになります。

委員（佐藤一郎君） 今ほど質問はしましたけれども、ちょっとまだ答えが返っていないようですけれども、また財政は赤字には、この二、三年ではならないのかについて伺います。

総務課長（高橋正文君） 赤字になるということはないと申し上げておきたいと思っております。

委員（佐藤一郎君） 続きまして資料ナンバー6、同じページであります。5番の村債現在高の状況ということで、村債現在高は37億4,400万円ほどと書かれていますが、まず今後の状況について、いろいろと工事やら何やらありますけれども、今後ふえるのではないかと、その点について伺います。

総務課長（高橋正文君） 地方債残高でございますが、現在約37億円、今後の見込みということでありますが、現在村では、なるべく起債はしないようにという財政運営で進めております。できるだけ有利な補助金等を導入して、起債は借りないということを目指してやっておりますので、今後徐々にこの残高は減っていくという見込みをしております。ただ、現在、復興関連の補助事業等がございますが、それが一切なくなったような場合については、起債をして事業を進めるといふ、近い将来はないと思っておりますが、補助制度がなくなれば、また起債をしなければならないということもあるということもございまして。

副村長（門馬伸市君） ちょっと補足をさせていただきます。18ページ、この資料ナンバー6

かな。18ページをちょっと見ていただきたいと思います。これは平成30年度末の借金の現在高です。

普通債のところは19億300万円、それから災害復旧が6,500万円、その他が17億7,000万円となっています。この普通債の19億円のうち、辺地債と過疎債とありまして、この下の枠外に辺地債が9,500万円、過疎債が15億円。辺地債は後で交付税で償還金の80%補填されます。それから、過疎債の15億円は70%補填されます。それと、災害復旧の6,500万円、このうち補助は大体95%ぐらい、いいものは100%補助、補填される部分はありますが、大体95%ぐらいは補填されます。4,800万円のうち、後で交付税で補填されます。それから、その他の17億円ありますが、臨時財政対策債というのは、これは100%後で戻ってくる金です。財政運営上大変だということで借りられるお金で、100%戻ってくるものですから、毎年借り入れして17億円ぐらいになっていますが、これは後で戻ってきます。ですので、差し引きすると、実質村で返還しなければならないのは、4億円ぐらいなんです。ですから、皆さん借金大変だ、借金大変だとよく言いますが、この内容を見てもらえば私が説明したとおりですので、本当に4億円ぐらいが今のところ返すお金なんです。あとは、毎年の償還金の中で、今交付税の中で補填される額になりますから、村の将来にわたった負担はないんですね。ですから、4億円ぐらいですので、そう借金で深刻になって、村民に借金が大変だ、大変だという話ではないです。特に、公共施設の老朽化に伴う工事をやりました。本来ですとこれも借金しなければならなかったんです。交流センターもしかり、学校もしかりです。それが全てほとんど補助で、借金しなくても建てられたわけです。ですので、震災期間、借金もほとんどしなかった。元利償還金もどんどん返して行って、今37億円という数字がありますが、今私申し上げたとおり、将来村が実質負担する金額は、今現在は4億円ぐらいですと、こういうことなんです。ですので、もし村民の皆さんに聞かれた場合、その辺のところも、村でも当然PRはしますが、議員の皆さんにもその辺のお話を少しでもしてもらえればありがたいかと、こんなふうに思っています。

委員（佐藤一郎君） 続きまして、同じページの6番の積立金現在残高の状況ということで、全て含めまして財政調整基金等97億円と書いてありますが、震災前には22億円あった財政調整基金が今まで16億円にまで少なくなったということですが、先ほどの質問で借金については大丈夫だということですが、このことについてはどうなのかについて伺います。

総務課長（高橋正文君） 財政調整基金の残高ということですが、委員から震災前20億円あったというお話だったんですが、震災前については数億円しか貯金はございませんでした。震災後、マックスのときに二十数億円になったことがありますけれども、震災前は10億円にも満たない財調であったということですが、ですから、現在の16億円ほどあるというのは、震災前の水準よりも高い数字にあるということです。

委員長（相良 弘君） そのほかありますか。

委員（渡邊 計君） ナンバー4の資料から入ります。歳入に関して2ページ、3ページ、4ページと5ページまでずっと歳入があるわけですがけれども、その中での不納欠損額と収入未済額についての説明をお願いいたします。

住民課長（石井秀徳君） 資料要求がございましたので、後から追加資料で説明をさせていた

だきますが、追加資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページに記載があります平成30年度の不納欠損の状況でございます。村税の合計で169万975円の不納欠損を計上させていただきました。内容につきましては、この上段に書いてあります村民税、個人分、それから法人分。1番、2番につきましては、これは破産事件の終結をもって処分をしたということでありまして、それから、3番、4番、こちらにつきましては、法人でありますけれども、調査の結果、その法人の実態がないということから、平成30年度で不納欠損の処分をさせていただいたところでありまして、根拠法令につきましては右に書いてあるとおりで、その解説については下に記載しているとおりでございます。不納欠損については以上です。

それから滞納の状況でございます。先ほど長正委員の質問にもお答えしたところでありまして、滞納の大部分が震災前の滞納分が残っているという状況でございます。震災前には相当の金額があったわけでありましてけれども、いろんな賠償なり補償等でお支払いいただいた。どうしても回収困難な部分が今現在残っているという状況になっているところがあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 追加説明資料で、この法人実態なしというのは、当時はあったけれども、今現在なくなったという理解でよろしいでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 当時はあったかどうかというのと、多分あったんだろうと思います。

その後、調査しましたところ、その実態について、もう既に電話も解約されている、調査してもそこに行き当たらないという状況になっております。その部分が今回の2つの法人ということになっております。

委員（渡邊 計君） 3ページ、上から4段目に、軽自動車税25万6,400円。軽自動車税というのはかなり安いのにこれだけの金額というのは、何件ぐらいの滞納が入っているんでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 件数につきましては、ちょっと調査をさせていただきたいと思いますが、こちら軽自動車税の滞納の部分については、村のほうで軽自動車を取得していただきましたけれども、その後、転出等をして、登録をそのままにして行かれているというケースが結構ございまして、その分の滞納があるということでありまして、件数につきましては、後ほど回答させていただきます。

委員（渡邊 計君） ずっと下のほうに分担金のほうも未収になっているんですが、これらの分担金の内容はどのようになっていますか。

健康福祉課長（細川 亨君） まず、今の質問の分担金負担金の収入未済額5万円の部分は健康福祉課でございます。保育料1件の未収があります。こちらのほう、何とか徴収を頑張っていきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 保育料というのは、今現在は無償。学校は全て無料なわけですがけれども、この5万円というのは実際いつのときの5万円なのでしょう。

健康福祉課長（細川 亨君） やまゆり保育所があった時代でございまして、平成14年度の未収でございます。

住民課長（石井秀徳君） 資料ナンバー4の19ページになります。負担金の収入未済額、大きい数字が農業費負担金ということで広域農業開発事業負担金、こちら阿武隈開発のときの負担金の部分でございますが、相当数年数がたっておりますが、このような数字で残っているという状況でございます。ただ、平成30年度については9万2,700円納めていただいた状況になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 阿武隈開発のときというとかなり前のことだと思うんですけども、今回9万2,700円を納めてもらったということは、実態はあるということで、不納欠損にはならないということによろしいんですか。

住民課長（石井秀徳君） こちらは事業の負担金でございますので、不納欠損処分ができないということでありまして、現在この内訳としましては、2件の方の分ということになっております。

委員（渡邊 計君） この後、住宅使用料もちょっと聞くんですが、その前に、これは今100万円、分担金が残っているわけですけども、これらの滞納金というのは、税金の場合、年間14.8%でしたか。これは計算が面倒なので、年間15%で計算してみると、例えば1万円滞納にしても、5年で2万になっちゃうんですよ、延滞金ね、複利、複利で。10年たつと、倍じゃなくて4倍になっちゃうんですよ。1万借りたのが2万になって、それからまた5年たつと4万になってくるんです。ということは、かなり古い時代の金額でこの100万円が残っているということは、本当に滞納金だけでもかなりの金額になってきているんじゃないかと思うわけですが、このもともとの元金というのはわかりますでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） こちらはいわゆる元金分ということでの処理をさせていただいている部分でございます。こちら機械のほうの負担金ということで、まずはその元金を先にということで延滞金は入っていません。

委員（渡邊 計君） 今後もそれに加算されることはないということでもいいんでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） まずは元金ということで、この数字には延滞金は含まれておりませんが、今後はそちらを優先して、いただいてからという形になろうかと思えます。かかります。

委員（渡邊 計君） ということは、これ何年たっていますか、かかってから。

副村長（門馬伸市君） 当時私、広域農業開発事業のほうの担当といいますか、清算事務のほうにかかわった関係で、昭和57年まで事業をやったんですね。その後、負担金をいただくことになって。ですので、もう37年ぐらいになりますか。昭和57年まで事業をやって、その後に事業費の清算をやりましたので、35年ぐらいになるのかな。そのぐらい経過しています。

委員（渡邊 計君） これは35年ぐらいというと、5年で倍々で計算すると7倍。10万円だったら倍々でいくからとんでもない金額になっている。これが100万円単位の金額というと、延滞金だけでも物すごい金額になるんですが、その辺のところは相手と話し合いは行って、どのくらいの金額になるよというお知らせはしてあるんでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 先ほど来申し上げておりますが、まずはその元金の部分をというこ

とでお願いをしているところであります。かなり実際のところ困難な部分がございます、何というんですかね、元金部分についてもなかなか入れていただけないという状況の中で、延滞金については、そこまでの話は、今のところしている状況ではないです。

委員（渡邊 計君） これは5年で倍ずつになると、100万円で計算すると、30年という32倍になるんですよ。単純な倍々です、自乗、自乗でいくわけですから。ということは物すごい金額になってくるわけなんですけれども、この辺、今回の大きい金額だけでなく小さい村民税とかの滞納に関しても、督促状には年14.何パーセントしか書いてこない。でも、これは5年たつと倍になる、10年たつと4倍になるんだよと、こういう計算をしたのを村民に示さないと、年14%なんだ、何年たつても14%なんだという頭が恐らく働いていると思うんです。これが自乗、自乗でいくということを言ってやれば、もう30年たつたらとんでもない金額になる、32倍になるんだと、そういうことを知らせない限りは、これに関与した人が亡くなれば不納欠損という形になってくるかと思うんですけれども、事業がどこでやったかの問題もありますけれども。ですから、そういうことで単に督促を出すだけじゃなくて、督促の内容をきっちり説明してやらないと、なかなか納める人はいないんじゃないのかなと。これ私ちょっと一般質問でいろいろ税金の滞納のことでやったので、ちょっと前課長とお話しして滞納のお金の動きをいろいろ勉強させていただいたもので、滞納金のパーセンテージのほうが大きくなってくると、長くなると。ですので、単なる、やっぱり滞納金額幾ら、幾らじゃなくて、10年たつとこう、20年たつと倍になって、また30年たつと倍になるんだよと。そういうことを知らしめていくべきことが必要なんではないかなと思うわけなんですけれども、今後、この滞納に関していろいろこれまでも、私議員になってからもずっとこの滞納金に関しては質問してきたわけなんですけれども、これからどのようにして幾らでも収入として上げていくか。これは単なる住民課だけの問題ではなく、村の行政全体の話になってくるんじゃないかなと思いますので、今後こういうことに関しては、できるだけ滞納のないような方向に持っていくよう、ぜひ検討していただきたいと。

それで、その後の公営住宅使用料113万5,000円。これは何件分になっていますでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 公営住宅の使用料ということで113万5,000円と、その下の3万5,100円については督促手数料という形になっております。震災当時については12人ほどおりましたが、現在は4人でこの金額になっております。

委員（渡邊 計君） これも元金だけですか。延滞全て入ってのこの金額でしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 元金のみと、あと手数料という形で、利息については入っておりません。

委員（渡邊 計君） 最終的には、これは延滞も一緒に納めてもらう形になるわけですよね。どうなんでしょう、その辺。

建設課長（高橋祐一君） 実際的にはそういう形にはなりますが、先ほどと同じようにとりあえず元金分を納めてもらうという方向で進めておりますが、なかなかそれも難しいというのが現状でございます。

委員（渡邊 計君） これ延滞分も含めると、これも10年たつと4倍になるわけだから、物す

ごい金額になってくるわけですが、その辺今後重点的にお話ししていただきたいなと。

次に、同じ資料の8ページから11ページまで、不用額が7億7,000万円、トータルで175億円に対して。この不用額、主なもので結構ですので、なぜこういう不用額が出たのかをご説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 平成30年度年度末の不用額のご質問でございますが、まず大きいものを3つほど申し上げますと、陽はまた昇る基金元金積立金が5,700万円ほど、あと、農業用排水施設等補修工事ということで、これが3,400万円、あとは除雪作業業務ということで2,600万円、あともう一つ申し上げますと、道路の維持補修ということで2,000万円ほどということでございます。ここでもわかるとおり、例えば除雪、道路維持費というのは、年度末まで留保しておかないと、いざというときに補修、修繕ができない、除雪ができないということで、この多額の不用残になっているということでもあります。庁内には、できるだけ12月、3月議会で不用残の出ないように精査をするようにという指示をしておりますので、今後もそのような指示をしたいと考えてございます。

委員（渡邊 計君） 今のは総務課だけの話ですか。全体ですか。この9ページから見ると、総務管理費で2億円ですか、大きいのか。あと農林水産費で1億3,500万円とかこういう大きいのがあるんですけども、その説明は。

総務課長（高橋正文君） 先ほど私が申し上げたのは、通常予算の上位を申し上げましたが、5,000万円、3,000万円、2,000万円という。あとは、大きな億単位の額が出ているのは、繰越明許費等もここに入っているということで、大きな額が出ているということでもあります。決算書の中に繰越明許という記載があるものの事業費については、この不用残のところになってくるということで、大きな額が出ているということも関係しているということでございます。

委員（渡邊 計君） 繰り越しもあるだろうし、最初は交付金の対象とかにはならなかったのが、後になってなったというのいろいろあると思うんですけども、ちょっとここをもう少しわかりやすいような、ばらけているので、もしもう少しわかりやすいような資料をつくれるのであれば、後でぜひいただきたいなと。

総務課長（高橋正文君） 今ちょっとわかりやすいページを見ましたので、決算書の129ページをお開きいただきたいと思います。

ここの真ん中あたりに工事請負費とございます。右側の備考を見ていただきますと、前年度繰越事業費不用残1億7,700万円が残っていると。これは教育費の不用残であります。このように明許費の不用残がかなりの額が出てくるということで、この額が大きな額になっているということが理由の一つだということでございます。

委員（渡邊 計君） 次、ナンバー7に行きます。

ナンバー7の3ページ、中段ほどに研修旅費51万6,430円とありますけれども、この研修はどこに行って、その研修による成果はどのような成果が上がっているのか、お聞きします。

総務課長（高橋正文君） 3ページの研修旅費51万6,430円でございますが、これについては自

治研修センターの研修の旅費、あとは各種、県外もあったかと思いますが、視察等の研修旅費ということで、効果といたしましては、一番は職員の自治研修センターの旅費が多いものですから、職員の資質向上の旅費として使用していると。また、各種事業を実施する上で、先進地の研修なんかにも使っているということで、一定程度の効果があるという考えをしております。

委員（渡邊 計君） これから飯館の場合は、復興というより振興の形で進めなきゃいけない中で、こういういろんな研修に行くのは本当にいいことだと思うんですね。ただ行ってただ聞いてきたんじゃないなくて、やっぱりそれを今後どのように生かすか。そういうことで、もっともっと研修に行くべきであるとは思いますが、金額的には私は何も言いません。ただ、それを今後、ぜひ村づくりへ生かしていただきたいとそういうことで、次に行きます。

次に7ページ、9款1項3目18節の備品購入費。消防団用トランシーバー18台なりほかということになっておりますが、これは前年のとき、消防の設備を整えなさいという質問をして、早急にやったほうがいいということでやったんですが、これ18台というのは、ポンプを持っている第1分団、第2分団は入っていないので、可搬式のポンプ車に関しての18台という意味でしょうか。

総務課長（高橋正文君） 委員のおっしゃるとおりだと認識しております。

委員（渡邊 計君） これ、今年の春先、ジェットシューターなんかも配っていただいて、これで消防団の装備としまして、今後どのようなものが残っているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今後の装備といたしましては、令和元年度については、積載車等を整備する予定にしております。あとは、一部の消防団から、防火服等の要望もございましたので、常備消防からの払い下げ等も検討しまして、購入すると結構な額ということになりますので、防火服なんかの購入も検討してまいりたいということでございます。

委員（渡邊 計君） 防火服、昔は綿の物すごい分厚いものだったんですが、今は銀色の、要は耐火服ですよ。あれなんかもやっぱり、少なくとも第1分団、第2分団のポンプ積載には必要だと思いますし、可搬式にもあれば。ただ、高額な物なので、その辺は予算とのすり合わせになるかと思えますけれども、ぜひ消防団としての、もう人も少なくなってきた中で、装備だけでもそろえていただければなと思います。

次に22ページ、4款2項1目の不法投棄対策事業。これで不法投棄物、これは毎年聞いておりますけれども、この不法投棄物に関して、今年は何のくらいの量があって、前年と比べるとどうなっているのでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 今年というご質問でございますが、今年はまだ実施していない部分で、今後予定はしておるところであります。

平成30年度の実績につきましては、追加資料の14ページをごらんいただきたいと思います。こちらに記載させていただいておりますが、平成30年度のいわゆる不法投棄という部分と、あとは多分ポイ捨てごみ等を回収した実績がここに入っております。平成30年度は2回実施したわけですが、可燃物が160袋。というのは、単位が土のう袋で一応回収しておりますので、それで換算して160袋、不燃物としては137袋、資源ごみにつきましては

は17袋で、合計で314袋ということのようであります。資料請求の際に比較できればということで、平成28年、平成29年度の回収内容についても記載させていただいております。改善されたということではなく、依然として、まだそういう不法投棄だったりポイ捨てが見受けられるということのようであります。ただ、この袋に入らない大きな物についてその下に記載しておきましたが、平成29年、平成30年度で冷蔵庫、廃タイヤ、それからテレビ、洗濯機、こういった大きな物も中にはございまして、平成29年度から比べれば大きな物については平成30年度は少なかったかなと思いますが、依然としてそういった不法投棄も含め、現状まだあるという状況でありますので、今後もパトロールをしながら、こういうふうにならないように対策を講じていきたいと考えているところであります。

それから、先ほどの質問の中でございました軽自動車税の件数について説明をさせていただきます。滞納の状況でございますが、延滞件数としては40件。ただ、1人で2台、3台持っている方もいらっしゃいましたので、実際その実人数としましては11人ということでございます。

それから、広域農業に関する延滞金の部分でございますが、済みません、私もよく理解していなかった部分だったんですが、実は条例でその延滞金を減免できるという条項がございます。それで、平成29年に広域農業に関する負担金の延滞金については、事業が昭和57年に終了して、実態が現状に合っていないということから、努力をするにしてもなかなか延滞金まではということから、条例に基づき減免をしているということのようであります。ちょっと調べましたところ、税務担当で徴収のほうを引き継いだときには、平成15年だったようであります。39人で4,380万円ほどの残高があって、それについても元本というか、のみになるかと思いますが、今まで百数十万円まで回収をしてきたという状況でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） この不法投棄物に対して、賃金とかは出ているんですけども、この処分に対しての費用はどのようになっていますか。あと、処分の方法と費用はどのようになっているのでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 回収した物につきましては、可燃物については燃えるごみとして振り分けをしまして、現在長泥の減容化施設に一般ごみと一緒に処分させていただいていると。不燃物については、今のところストックしているという状況でございます。（「長泥じゃなくて蕨平ね」の声あり）蕨平です。

委員（渡邊 計君） 今後、またこれからの対策ということでパトロールということも、今お話あったんですが、しょっちゅうしょっちゅうパトロールもできないし、頻度を上げる必要もあるんだろうけれども、人員的に問題もあると。ただ、その中で、不法投棄の看板とかそういうものはどのくらい設置されているのでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 不法投棄の防止のための看板設置については、ちょっと今実態を把握しているところではございませんので、調べる必要があるかどうかも含めて、ちょっと今調べさせていただきます。

委員（渡邊 計君） この不法投棄は全体的に散らばっているのか、あるいは部分的に集中し

ているのかもありますけれども、そういう看板も必要でありますでしょうし、安く上げるなら、集中的に落ちているところに関してはダミーのカメラをつける、そういう対策なども今後していく必要があるのではないかと。余りにも不法投棄のごみが多過ぎるということで、日本の中の美しい村に選ばれているということもありますので、その辺もっと力を入れてやっていっていただければと思います。

それで、次に25ページ中段あたりにコンビニ収納委託手数料というのがありますけれども、利用件数が2,492件。これが避難とかかかわって、いまだに避難も継続するという中で、コンビニで納税できるようにということで村のほうでやっていただいたわけですが、この2,492件というのが納税全体に対して何割ぐらいなのか。このコンビニ収納が本当に有効に生かされているのかなど。その点で聞いておきたいと思います。

住民課長（石井秀徳君） コンビニ収納が何割ぐらいかという質問でございますが、今のところ何%というところでの捉え方はしておりません。税金につきましては、特別徴収と普通徴収という中での区分けになっておりまして、特別徴収をということで今会社等にお願いをして、なるべくそれらを多くということで取り扱っているところでございますが、確かにこの2,492件という部分がどの程度なのかというのは、数字としてつかんでいなかったものですから、ちょっと今全体としてどうなのか、調査をさせていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） せっかくいいことをやっても使用する人数が少ないのでは、これ無駄になってくるわけでありまして、恐らく今後はこういうコンビニの収入という収納がふえてくるのではないかと思いますので、ぜひ今のところ何%ぐらいしているのかを確認したいなと思いましたので、質問いたしました。

次、53ページまで飛びます。53ページ中ごろに食品放射能測定機器21台とありますけれども、これ非破壊式の放射能測定器というのは全行政区に1台ずつ設置するというところに前だったと思うんですが、きのうの話ですと、この21台のうち10台でしたかは破壊式だということになっているんですが、今の設置状況はどうなっているか、お願いします。

復興対策課長（村山宏行君） ご質問であります。53ページ、食品放射線測定器の設置状況ということでありますが、追加資料を提出させていただきました。資料の29ページが、ここに入っております食品放射性物質の測定器の設置場所でございます。基本的には破壊式と、それから非破壊式がございまして、非破壊式についてはこの一覧のとおりというところでございます。基本的には、なるべく住民の多い行政区、全行政区に入れられればというところで計画してございますが、なかなか1台当たりの単価が非常に高いということがございまして、設置場所についてはごらんのような状況になっているというところでございます。

委員（渡邊 計君） これを例えばここに設置する場合、かかる費用というのは国持ちなのか、村単なのか、その辺はどうなっていますか。前のときは国100のような気がしたんですが。

復興対策課長（村山宏行君） 放射線計につきましては、国の事業でご対応ということになってございます。

委員（渡邊 計君） ということになれば、一遍につけるのもあれですけども、帰村している人数の地域問題もあるでしょうが、今のところ、今後何台設置するという計画は何も立

っていないということですか。

復興対策課長（村山宏行君） 現在のところ、その導入についての計画、具体的には立っていないという状況であります。

委員（渡邊 計君） これ、以前私が一般質問でちょっとやったことだと思うんですけども、そのときには20行政区に1台ずつ設置をしますと、国100の事業なのでということで。この国100がいまだに生きているならば、なくなってからではつけられないんで、かなり高額でありますし、重量的にもかなり重いもので、設置する場所というのも大変なものがあるんですけども、今後帰村していろいろ畑でつくったものを検査するとかなんとか、それがいちいちこのある場所まで来ないと検査できないというんでなくて、やっぱり行政区に1台ずつあれば、こんな便利なことはないのかなと思いますので、その辺のことをこの決算を通して来年度あたりの予算にぜひ盛り込んでいただければありがたいなと思います。

次に、54ページの下のほうに、先進地視察研修ということで大田花卉16人、販路開拓1人と、あと、岩手に肉用牛の繁殖技術シンポジウム1人ということで13万1,060円上がっているわけですけども、これらの研修に行って、その後どのような成果が上がってきているのか、お伺いいたします。

復興対策課長（村山宏行君） 大田花卉、それから岩手への研修の成果ということでございますが、まず対象にしておりましたのは、まず花の部分でありますと、震災前に花卉生産をしていない方、なおかつ年齢がおおむね65歳以下の方、そして平成31年度、令和元年度から本格出荷を開始する方という方で、このような形で募集をさせていただいたというところでございます。そういった方々、まずどういった形で被災地であります村のほうから出ていった花が販売されているのか。そういった状況を見ていただいて、その上で経営に役立てていただくということでの視察研修という部分でございます。

また、岩手につきましては、記載させていただきましたように畜産の技術研修ですね。シンポジウム、そちらに1人ということでありまして、こちらは村内の畜産農家、若手の方でございますが、そちらの方に参加いただいたということでございます。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時 50分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後 1時 10分）

委員長（相良 弘君） これから質疑を許します。

住民課長（石井秀徳君） 午前中の渡邊委員の質問のコンビニ収納の件についてお答えをさせていただきます。資料ナンバー7の25ページになりますが、コンビニ収納の件数2,492件、何%かという質問だったと思います。30万円以下の金額のものしかコンビニでは収納できないということのようでありまして、調べましたら、全体の約45%がコンビニでの収納した件数ということになると思います。全体としては5,600件の中のコンビニ収納分が2,492件ということのようでございます。

それから、不法投棄の防止看板の件であります。村として村全体でどの程度あるかという把握しているところではございませんが、私も何か所かは設置してあった部分を見たことはありますが、ちょっと全体として何か所ということは把握しておりません。

以上です。

委員（渡邊 計君） 午前中に引き続き質問します。

ナンバー7の62ページ。62、63に商工関係物販等という項目があるんですが、これらはどのようなものを販売して、またその販売の中で皆さんからの評判はどのようなものだったのか、お聞かせください。

復興対策課長（村山宏行君） まず、62ページ、それから63ページ。62ページですと9節ですね。旅費のところ、商工関係物販等とありまして、それから63ページも同様に商工関係物販等とあるんですが、済みません、63ページのほうの部分については、こちら誤りでございます。物販ということではございませんでした。観光の部分の63ページのほうについては、こちらは観光の村のほうの部分になっておりまして、純粹に物販というのが62ページのほうでございます。

内容なんですけれども、追加資料で上げさせていただきました。物販ですと33ページですね。このような、全体で9回ほど物販に行っております。もちろんこの中には、村の道の駅までい館での開催というのもございますけれども、主に首都圏あるいは村とつながりのある自治体への出店ということでございます。基本的に村内で特産品あるいは加工品等を生産している方々に一緒に行っていただいて、その中でこうした機会を利用して販売を行っていただいているというところでございます。

委員（渡邊 計君） 加工品とか、いろいろ持っていったんでしょうけれども、評判がよければ売れ行きに響いてくると思うんですが、売れなくても評判がいいというのもあって、飯館牛などはまでい館でもこの前のイベントでやったけれども、結構な値段がしますのでなかなか手を出すのもというのもあるわけですが、これらの中でどんなものが評判がよかったとか、そういうのはどうなっていますでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 村で持っていく産品としては、やはり珍しいというののもあってどぶろくですね。どぶろくについては一定程度購入がされているという、そういった実績がございます。

ほかの部分については、例えば花であったり、あるいは普通の農産物の加工品という形なので、なかなかこれという特徴を出すのは難しい、そういう状況と聞いております。

委員（渡邊 計君） ではその下62ページ、一番下の特産品開発ということでカブ、ジャガイモのスープということなんですけれども、資料はいただいているんですが、これに関して委託業者、それから、これらを開発した後、販売のほうまで至ったのか、その辺をお聞かせください。

復興対策課長（村山宏行君） 特産品開発の状況ということで、追加資料で上げさせていただいております。34ページの部分であります。飯館村までの産品創出事業ということで業務委託を行っております。

具体的には、までい館で販売をしていく特産品、そういったことの商品開発に向けてと

ということで、研究のために取り組んだ事業でございます。基本的には村内で産出されたジャガイモ、それからカブ、そういった野菜をスープにするということで、それで企画をお願いしたというところでもあります。相手先につきましては、株式会社久世、それから久世の子会社になりますキスコフーズというところではありますが、株式会社久世につきましては、震災前、村で大規模な野菜の生産と、それから加工施設ということで村に進出を予定していた企業であります。震災によってその計画が流れてしまった。その後は、村とのやりとりが消えたわけではなくて、震災中もずっと応援をいただいたり、そういった形でいろいろ相談に乗っていただいたりということで行っていた事業所でありまして、そちらに試作品のお願いをしたというところでございます。

状況でありますけれども、追加資料35ページにありますけれども、基本的にはカブのポタージュ40個、それからジャガイモのポタージュ40個ということで、これは昨年の12月上旬にでき上がっているというところでございます。野菜の供給はしておるわけですが、いろいろな試作ということ、それから研究のために材料を使っております、でき上がった品目についてはカブ、それからジャガイモのポタージュそれぞれ40個というところでございます。

こちらについては、村のイベント等で試作品を試食いただいたり、そういった形でアンケートをとるなり評価をしていただいたというところでございます。感想では、カブについては非常にカブの香り、それから風味がいいということで評価は高かったわけですが、ただ、今のところはまでい館の特産品ということでの取り組みでありますので、なかなかちょっとまでい館でそちらまで、実際の商品化までというふうには至っていないと、そういう状況でございます。

委員（渡邊 計君）　ということは、今回あくまで試供品、試作品ということで、販売までの計画ではなかったということよろしいんですか。それで、今後これらを、これ1回で終わるのではなくて、いろんなものを試していく必要があると思われる中で、これらに関しての試作品や販売まで持っていくような、何らかの施策というか、計画はありますか。

復興対策課長（村山宏行君）　村の農産物がふえていく中で、そういった特産品の開発あるいはそういった加工品の開発というのは必要だと思っております。ただ、現在までい館の状況は、まずは現在の経営状況をプラスにする、それがまず第一と考えておまして、ここでなかなかストックを抱えるというのは難しいのかなと思っているところでございます。ただ、いずれにしても製品開発、こちらについては研究なり支援を続けていかなければならないとは考えておりますので、今後もそういった村の農産物の生産状況、そういったことを踏まえながら取り組んでいくべきものと考えております。

委員（渡邊 計君）　わかりました。

じゃあ次に、64ページ中段に、大倉キャンプ場の管理棟トイレと、真野ダムトイレ浄化槽維持管理ということが書いてありますが、この大倉のキャンプ場に関しては管理棟があるんですけれども、どんな管理をしているのか。要は、このキャンプ場の使用頻度がどのくらい、使用人数がどのくらいとかそういうことまで調べてあるのかどうか。

復興対策課長（村山宏行君）　64ページの大倉キャンプ場、それから管理棟のトイレというこ

とでございますが、基本的に大倉キャンプ場は震災以降、キャンプ場としての利用はとめております。といいますのは、あそこの部分、広場になっているところでございますが、そちら大倉地区の方々、ゲートボールあるいはグラウンドゴルフということで活用して、それ以外の部分では、キャンプ場として入れてしまいますと大倉地区の方々で管理が行き届かなくなる。それからそこまでの管理にたえないというところがあって、キャンプ場としての利用は控えているというところでございます。ただ、トイレにつきまして、あの辺は釣りの客、今、震災以降も変わらずに釣りのお客さんが来ています。真野ダム漁協では貸しボートまでやって営業をかけているという話は聞いておりますので、かなりのお客さんが来場しているわけなんですね。そういったところでトイレがないと大変ということもありまして、トイレだけにつきましては、きちんと村で手当てをしながら管理をしているという状況でございます。

委員（渡邊 計君） 今、魚釣りでボートまで貸し出しているということは、かなりの客が来ているということであれば、このキャンプ場でバーベキューができるようなそういう設備とかも、今後それだけの使用頻度があるならば設備していく必要もあるのかなと思うんですが、将来的にここをまたキャンプ場として利用していく考えが村にあるのか、ないのか。その辺、伺わせてください。

復興対策課長（村山宏行君） 大倉キャンプ場ですね、真野ダム自体が村の有望な観光資源ということでございますので、来場者もふえているということでございますから、いずれはそういったキャンプ場についても地元の行政区との協議にはなりますけれども、機能を戻していく必要があるのかなと考えております。ただ、大倉行政区は戻りもやはり戸数的にちょっと少ないということもありますので、管理部門についてもどういった形で進めればいいのか、あと、大倉の地区の実際の利用についてもどういう形になるか、実態を踏まえながら地元と協議をしてみたいと考えております。

委員（渡邊 計君） では次のページ、一番上に道の駅までい館の電話機ということで36万4,608円となっておりますが、説明資料をいただいたんですが、この電話機なども見ますと、電話機そのものが4台ぐらいですか。それで約28万円ぐらいいっているわけですけども、電話機はそんなに高い物だったのかなと思うわけですが、その辺はどのような電話機をつけたんでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） 1台ずつの子機といいますか、一番後ろの39ページにそれぞれありますが、基本的には1台9万9,000円ということでの見積もりをいただいているものでございます。入れたわけなんですけど、基本的にはビジネスホンであります。したがって、までい館で何台かあるわけですけども、そこの部分で1台が入っていれば使えないという状況ではなくて、1台通話していてもなおかつ別のところでその電話をちゃんととれるという、そういう機能つきということなので、ビジネスホンとしてはどうしてもこのような単価になるということでございました。また、無線、子機でありますので、までい館の中はかなり広いものですから、そこで無線通信にたえるような中継機、それも中に整備をしています。そういったことも一式を含めての上での金額ということでもありますので、ご理解いただければと思います。

委員（渡邊 計君） これは、ホームセンターあたりと比べるのもあれなんですけど、ケーズとかヤマダとかに行っても、ファクスつきの子機つきでも、いいとこ3万円あれば、かなりいい電話を買えるわけですけども、それが1台9万9,000円からというのはちょっと高過ぎるのかなと思って質問したんですが、この1台9万9,000円というの本当、五、六万円だったら妥当かなと思われるわけですが、この9万9,000円というこの金額は妥当ということですか。

復興対策課長（村山宏行君） どうしても施設の中での電話回線。そこをお客様に失礼のないように応答するというので、1台を使っても別の機械にすぐつながる形、いわゆるそれぞれの電話機が1台ずつつながっていますと、その回線のみとなりますが、あくまでもこのビジネスホンということで、システム的には役場の電話機と同じですね。1台が入って、回線が埋まっても別の電話でとれる、そういった形になってくると、どうしてもシステム的に必要になるということで、この金額はいたし方ないのかなと考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） では次に67ページ、3款2項4目の一番真ん中の枠の下のほうに扶助費87万4,149円。これは幼稚園のいろんな入園に必要なバッグとかかばんとかだと思んですが、この87万4,149円というのは子供何人分に当たるんでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） ご質問の、扶助費の87万4,000円が何人分かということでありまして。おただしのように、入園児、就園児の学用品等の支給、さらには遠足、こういったものにこの扶助費は支出されているわけでありまして、今年度認定こども園につきましては、当初の就学人数で49名ということになっておりますので、純粋に学用品だけではなく、そういった遠足等に係る費用も含まれているということであれば、就園している人数に係る費用というご理解をいただければよろしいかと思っております。

委員（渡邊 計君） では次に、69ページのやや真ん中より上に、自治体と連携した花まる学習会プログラム、それと放課後の学習塾の開催とありますけれども、この延べ人数はどのくらいの方が参加しておられるのか。また、これらの成果はどのような成果が上がっているんでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） こちら花まる学習会の延べ人数であります。対象が中学生ということになっておりますので、中学1年生から3年生までの35人ということになります。以上です。

教育長（遠藤 哲君） まず、放課後塾に関してですが、これについては主に中学生が塾を受けておりまして、当然学力向上につながっていると考えております。

それから花まる学習会プログラム、これは主に思考力を育む事業ということで、基礎、基本だけでなく思考力につながるような、そういったプログラムに沿った事業を実施していただいております。目に見える成果というふうには示すことはできませんが、さまざまな検査において思考力の高まり、あるいは表現力の高まりというのが見られると思っております。

委員（渡邊 計君） わかりました。

じゃあ次、70ページ。先ほど質問もあったかと思うんですが、民間バス運行委託という

ことで、ここにスクールバス運行業務という金額が上がっているわけですが、今、スクールバス以外にタクシーも運行していると、今も運行しているんでしょうけれども、この決算時期というのは運行していたと思うんですけども、これら運行委託分で何台、それからタクシー関係は何台運行されているのか。

教育課長（三瓶 真君） おただしのようにタクシー等も利用しながらお願いをしております。現在、委託分につきましては、平成30年度で民間で3コースでありまして、そのうち小型乗用車が1台、ワゴン車が2台で運行をしております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これは前に聞いたとき、小型なりワゴンなり、実績によって片道1台幾らという支払いということを知ったんですけども、小型の場合、1日というか、1コースというか、1回幾らで、ワゴンの場合、1回幾らになっているのか。

教育課長（三瓶 真君） おただしの車両別の単価でありますけれども、乗用車小型車両につきましては、1回1万4,000円、これは往復ですね。そしてワゴン車につきましては、1回2万1,000円となっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） わかりました。

では次に、77ページの生涯学習課の10款5項2目、上のほうに元気アップポイント記念品14件。きのうの説明で大体5,000円ぐらいということであったんですが、これは記念品ということではどのようなものを贈られているんでしょうか。そしてまた、この贈られたものに関して、いただいた人たちは満足していらっしゃるんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今の元気アップポイントの記念品でございますけれども、5,000円のクオカードを差し上げております。クオカードはコンビニとかいろんな商店で使えるということで、評判はいいと聞いております。

以上です。

委員（渡邊 計君） クオカードですね。記念品ではなくて、商品券というかそういう形で出されていると。これ、要は前のとき、ポイントを50ポイント集めるといただけるということでやっていたわけですが、以前はポイントを集めるのに1年で最初なかなか難しいということだったんですが、今現在幾つのポイントの事業があって、それで前言ったように1年間で難しいのであれば、何かボーナスポイントとかというのもお話ししたと思うんですけども、このポイントをつけるための事業というのはどのくらい開催されているのか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 以前におただしいただきました事業は、今までは開放事業、運動の体育館なんかの利用のものがほとんどだったんですけども、最近では図書の利用であったりとか、それからコンサートなどに参加された場合とか、それから文化事業なんかもやっておりますので、そういったときに参加したときにも押しているということで、今幅広く押すようにしております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これを聞くのは失礼かと思うんですが、帰村が高齢の人が多く中で、これに参加している人というのは、年齢層的にどういう方なのか。また、避難先からも来て

参加していらっしゃるのか。その辺は把握していらっしゃるでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 利用者は、例えば図書なんかでありますと、いろんな会合なんかのついでに借りていく方もいらっしゃいますし、それからあと定期的に借りていらっしゃる方もいらっしゃいますし、これは村内、村外問わず。それから、コンサートなんかですと、大体半分の方が村外にお住まいの方で、半分が村内にお住まいの方くらいかなというような、アンケートの内容を見るとそんなふうになっておりまして、そういった意味では、村内、村外問わず、この元気アップポイントの制度をご利用いただいているものかなと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、生涯学習課にもう一つ。

去年、運動公園、野球場、サッカー場、それから屋内テニスコートを使用できるようになったわけですが、資料の中でも大分利用人数が多いようにも見えるわけですが、先ほど、年間の使用料の収入が90万円ぐらいでしたか。この金額に関してはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） この間お話ししました今の人数でございますけれども、去年の8月からの本格稼働ということでございまして、やっと1年がたったというところでございます。去年、この利活用を進めようということでスポーツ公園の利活用に関する準備委員会というのを設けまして、これからいろんな形で使ってもらおうということで4つの提言をいただいております。一つは、合宿誘致を推進したいと。それから、イベントによる利用の促進であるとか、施設の周知というのを図っていくと。あと、スポーツ教室の実施などによる利用者の拡大を図りたい。それから、いろんなツール、いろんな機会を通じて、いろんな事業なんかをやったときに新聞に載せてもらったりとか、広報なんかを通じて情報の発信をしていくということ、とにかく最初は施設を知ってもらって使ってもらって、いい施設だなということで、またそれが参加者を呼んで広がってほしいなということでやっております。

2年目は、昨年に比べまして、少しやっぱり利用の頻度、件数なんかも上がってきたかなと思っていますので、これをまた続けてやっていければと思います。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） 私も時々見ますと、サッカー場は結構子供たち、中学生、高校生、人工芝が評判いいのか、かなり使っていただいているわけですが、その中で、今課長からお話あったように、要は合宿できるような、あるいは休憩所としても休めるような場所とか、そういうものが不足しているのではないかとと思われるわけですが、今後それらの設備を充実させていくような計画は持っていらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 計画ということで持っているわけではないんですが、今回の利活用の推進委員会での報告では、例えばきこりの活用。これは、今食事の提供がないものですから、なかなか利用が進まないというところもあるんですけども、そこがそういった形で利用できればいいのではないかと、あとまた3小学校あいているものですから、こういったところの空き教室の利用なんかができないものかというような報告をいただい

ているところでございます。まだまだこれは今後検討ということになりますけれども、今現在やっているのは、隣町川俣の民間の宿泊できる施設であるとか、そういうところなんかも一応ご紹介をして、ちょっと距離はあるんですけども、そういったところもご利用していただきながら、合宿をやっているというところもありますので、少しずつ村内のところも利用していただきながら、利用をふやしていければなと考えているところでございます。

以上です。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（高橋孝雄君） 私から1点お尋ねします。資料ナンバー6の28ページ、河川維持事業についてでございます。この財源の内訳が国と県になっております。そして河川の草刈り、そして土砂撤去。これ小さい川ばかり、中小河川というんですか、これは撤去してもらったが、大きい川がまだ全然撤去されていないんで、尻すぼみになっているような状態なもので、その点について、できれば国と県の財源であれば、大きい川も何とか取り組んでもらえないかなと思ってお尋ねします。

建設課長（高橋祐一君） 河川の土砂除去等のお話かなと思いますが、村としては、村管理の敷力所はこういう形でやっています。あと、県のほうについては、昨年まではなかなか取り組むということではなかったんですが、今年度からやっぱり防災的な観点から少しずつ取り組んでいただきまして、昨年度も白石の部分で、今年は二枚橋の部分と、これからは飯樋川とかそういう部分の土砂の撤去という方向で要望した中で、少しずつ進めていくということでもあります。

委員（高橋孝雄君） 現在、大橋のところの橋桁下に、1メートルぐらいまで土砂がたまっているもので、雨降るとあそこは道路まで上がるような感じもするので、できれば何とかこの機会に土砂撤去、中小河川と、また大きな河川も含めてひとつ何か手入れをお願いしたいと。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村のアドバイザー田中俊一氏の役割、実行した内訳をお知らせ願いたいんですけども。村へ移住しての生活状況、あとはそこに移住して飲食しての500ペクレル未満のものを飯館産を食べて何でもなかった、体に影響はないという新聞報道があったんですけども。村長の提案理由では、田中俊一村アドバイザーには、適切かつ的確なアドバイスをいただくんだという話であります。どこが適切で的確なのか。このアドバイザーの役割、実行した、新聞報道等、村でも知っていらっしゃるんでしょから伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 原子力規制委員会の委員長をやった田中先生が飯館村に住んで、少しでもやはり復興の役に立ちたいということで、村営住宅に入らせていただいております。おおむね半分か半分弱ぐらい飯館村に住んでいただいて、そこから村のいろいろな会合あるいは村外のところにアドバイスなどに行っているということでございます。今のご質問は、アドバイザーとしての的確かということではありますが、少なくとも原子力についてかなり長い間勉強してきた方でありまして、我々とは全く違うということがございま

すので、その人のお話を聞くことによってなるほどと、こういう方もいるだろうと。500ベクレルとか何かというのは、それは個人の話であって、誰もが500ベクレル未満だから大丈夫だといっている話では全くないと思っております。

なお、予算的にはアドバイザー料ということでとっておるんですが、本人は今のところ受け取っていないと。なお、特に今、長泥がいわゆる環境再生事業ということで、長泥の皆さん方に集まっていたいて、国、県、村、住民、そういうところにはほぼ出たいて、また個人的に長泥の皆さんや何かとご相談に乗っていただいているようであります。そういう意味では、村としては大変助かっているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 誰も村のアドバイザーと知らなければ、新聞報道で何をおっしゃるのも勝手なんですけれども、特に福島地方紙は、福島市に半分以上の村民が住んでいらっしゃることもあって、非常にこの食べ物の放射線量というのは気になる部分なんですよね。そういう人が自分で、何か月で何食べて、500ベクレルまでの物は大丈夫だというのはかばね。食事のデータを見たわけじゃないですけども、私は新聞報道を見ているんですけども、村民の立場からして非常に問題発言だと思うんです。誰が今、政府機関や国際機関で500ベクレルまでの物だったら日常的に食べていいなんてデータは、どこにもございませんよ。そういう点について、村長が提案理由で今言われたような、経歴の持ち主で大変アドバイザーにふさわしいということですが、適切かつ的確なアドバイスからして私は決してそうではないと思う一人でありますので、その点はこの報道があった時点で、本人にはどのようにお伝えしてあるんですか。

村長（菅野典雄君） どこで何をしゃべったかというのは、いちいちこちらがチェックしているわけではありませんけれども、少なくとも科学的な根拠があつての話だと、こんなふうには思っておりますから、そこでこちらがどうのこうのと注文をつけるという話にはならないと思います。

ただ、村としては、あるいは県としては、100ベクレルを超えた物はもう全てその時点で、食べないようにと、こう言っておりますし、村も山の物は当分は食べないようにと、こう言っておりますので、その上で、個人の見解をお話ししていただいたということでありまして、それも全くのある程度の根拠があつて、個人的にお話ししているということでありまして、こちらからその言葉に対してどうこうということはございません。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村長が選んだ理由にあるように、影響の強い方なんです。強い方がゆえに、何らデータ、根拠がないものを、今村長は、科学的根拠があつての発言だと言いましたけれども、じゃあ村長が証明する科学的根拠があつての発言という、村長が知り得る科学的根拠とは何ですか、500ベクレル未満は食べていいという。

村長（菅野典雄君） ですから、それぞれ個人によって考え方の差があるというのが、この原子力発電の事故であります。何度も言っていますように、危ないという方もその人にとっては正しいですし、大丈夫という方もその人にとっては正しい判断。そういう百人百様ですから、今まで我々は苦慮の中でここまでいわゆる再生をしてきたと、こういうことでありますので、それぞれの考え方の中で、それぞれが各自認識を深めていただいて、判断を

していただくというのが正しいと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 科学的根拠あつての発言だと村長が信じる、人の発言であれば、放射性物質については百人百様なんでそれでいいんだという答弁ですけれども、それで健康や命を守れる。じゃあ何のために飯舘村の人たちが8年前に危険で住めないということで避難したことになるんですか。村民の命や健康を守るというのは行政の役割、責任じゃないんですか。アドバイザー任せでいいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） アドバイザー任せなどということは、全くありません。村の全責任で村民を守るということで、6年間の間にありとあらゆる対応を、村民に集まっていたいたり、説明をしたりして、長泥地区を除いて解除ということになったわけでありますので、これからも全責任をもって行政が村民の安心安全をやっぱり守っていくということに、何ら変わりはありません。

委員（佐藤八郎君） たびたび一般質問で何回かやっていますので、村長ご存じでしょうが、原発事故が起きる前の国の基準、その後の国の基準。これは物によっては何百倍も基準が緩和されているんです。つまり、これ以上放射性物質を除去、隔離するのが困難なゆえに、基準を改悪して、帰って住んでいいんだということで今流れているんですけれども。つまり、原発事故が起きる前の基準は、国の法律として安心安全な基準だったわけですよ。それが、事故が起きたことで基準が幾ら上がっても大丈夫になったんですよ。この目の水晶体そのものも国際基準の7.5倍にもなっているんです。いろんな点がそういうふう基準が改悪されているんです。だから、改悪した部分でのNDなんていうこと自体が、本来の原発事故前の自然環境にある放射性物質の影響とは違うものなんですよ。そのことはわかりですか。

村長（菅野典雄君） 以前とは違っていると、こういうふうには認識はしております。ただ、少なくとも人間がある程度住んで大丈夫だというような根拠の中で解除になっておりますので、ただ、それは個人差がありますので、それぞれいい人とだめな人がいますから、我々は最大限、さらにいい環境をつくりながら、皆さん方にいろいろな情報を提供して、その中で個々に判断をしていただくというのに最大限努力をしていくということでございます。

委員（佐藤八郎君） 避難解除の問題云々はまた別な項でやりますけれども、いずれにしろ自然環境下の中で賠償も打ち切られ、食べる物もいちいち検査しなくちゃ食べられない生活に追いやられた飯舘村民は、食べざるを得ないんです。食べざるを得ない中で今のような村長の答弁、感覚では、500だろうが1,000ベクレルだろうが食べざるを得ないんですよ。寿命を縮めるじゃないですか。ましてや高齢者が7割近くの帰村者、買い物にも事欠く、医者行くにも事欠くような現状の中で、それは自己責任的なことでいいのかどうかですよ。

村長（菅野典雄君） 全て我々が食べていたり、あるいは販売している物は、きちんとした検査を受けて、オーケーをもらった上でやっておりますので、それが何と申しますか、それをほとんど私は食べていると思っております。一部の人はいろいろ山の物というものもあるのかもしれないけれども、基本的にはもうほとんど安全だと、安心だと、こういう物を食べていらっしゃるんじゃないか。あるいは、それぞれの中でまた判断をして食べていらっしゃる、こう思っております。まさに今食べているのは不健康、あるいは場合によっ

ては病気のもとを食べているという認識は、私はないと思っております。

委員（佐藤八郎君） 村長の見識はわかりましたけれども、自己責任ではないですよ。村長は村民の個人所得が震災前に全県で最下位の村だということも知っているし、今戻った方々が自分で所得を得られるような状況にないことも知っています。まして買い物もセブンイレブンとローソンしかないです。全て知り尽くした上での答弁としては、命と健康を守る点から、村のアドバイザーのあんな発言を指摘しなければ注意もしないなんていうのは、あなた自身、村民に対しての責任を放棄することになりますよ。

村長（菅野典雄君） 全責任を持ってやっているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） じゃあ違うものにかえますけれども、薬局開設協議会なるものがあって、平成30年度内開設を目指す。この協議会の役割、実態、課題というのをどのように平成30年度の中でされ、その課題はどのように引き継がれて、早期薬局開設にこぎつけようとしているのか。具体的な会議回数、出席者含め実態をきちんと伺っておきたいと思っております。

健康福祉課長（細川 亨君） 薬局開設の部分の質問でございますが、まず何回あって、何人出て、どのような協議内容であったか。今資料がないものですから即答はできませんので、少々お待ちいただければと思います。なお、その後いろいろと費用対効果の面、薬剤師会とも協議を重ねてきておるところでございます。そういう協議結果を踏まえた状況で、今少しずつではありますが協議は進んでいるということだけでありまして、後ほど詳細についてはお知らせしたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 別な項目。避難生活支援業務として、飯野支所が終わり、松川第1仮設が終わり、現在は3月末をもって終了されているので全部戻っているわけですが、この1つとして、帰還を望む村民への支援。2つ目に、一人一人に寄り添った将来設計構築への支援。3つ目に、避難者への安心安全の確保に重点を置いたサポートを継続するというのが提案理由での説明でありましたけれども、一つ一つ具体的に、この自治会、飯野支所、松川第1仮設をなくしてここに戻した流れの中で、この今挙げた3点はどのように現在に生かされて、どのような内容になったのか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 今、3点をメモできなかつたんですが、いわゆるできるだけ戻ってきていただいた人の不便が少なくなるよというところで、いろいろな事業をやらせていただいているところであります。残念ながらもとに戻っているということにはございませんけれども、それなりに努力をしているということであります。例えば、戻ってきた方が足をとということで、今2台の車を村内に回しておりますし、また、あとはやはり特に介護などが、デイサービスなどができない方には、また事業を利用させていただいて、村外への足を確保していると、こういうこともございます。それから、買い物のほうも、なかなかこれできないということでもありますので、ある程度集まったときの道の駅なりなんなりに回るということも、あるいは役場に回るということもやっているはずでありますし、もうちょっと道の駅だけでは買い物ができないので、何とかならないかという話も聞いておりますので、何らかの対応をやっぱりしていかなきゃならないなど、こんなふうに思っております。ちょっと今3つがすぐのみ込めなかつたんですが、ありとあらゆるところで、何度も言い

ますように、昔のようではない、100点ではないけれども、少しでも皆さん方に満足度が上がるように努力をしていると、あるいはいろいろな事業を考えていると、あるいは対策をとっているということだけのご理解をいただければと思っております。

住民課長（石井秀徳君） 松川事務所ですね、仮設、借り上げ住宅の閉所に伴って松川事務所も閉所したところでもあります。その事務については、今年度から住民課の中の生活支援係ということで現在やっているところでもあります。避難者に対する支援という部分でございますが、今現在も一応その仮設借り上げ住宅は終了ということになっておりますけれども、特定援助、いわゆる住宅を建設中とか、そういった方々が期間を最大限で1年間延長できるという制度がございます。そういった形で今延長されている方の支援を住民課の中ではしているところでもあります。

それから、戻られた方に対する引っ越し費用の一部ということで、おかえりなさい補助金、こういったものも交付しているところでもあります。平成30年度につきましては180件の実績がございます。今までですと500件以上の交付をして、総額で1億円以上の金額を補助金として出してきたところでもあります。

それから、解散しました自治会の同窓会につきましては、そのコミュニティーを維持することを目的に、同窓会にかかる費用を村として支援をしているという状況でございます。

住民課としては以上です。

委員（佐藤八郎君） 将来設計の構築への支援というのは何を指していますか。

副村長（門馬伸市君） 将来に不安のない形で、どういうことを進めていくのかということだと思います。それで、さまざまな項目はあると思いますが、特に今高齢者が多いわけですので、帰ってきている方々の心配は、やはり隣近所がいなくて防犯の面で非常に心配だというのが一つあります。

それから、今ご指摘の買い物もありますが、やはり戻ってきたときに働く場がないというのがありますので、それは今随時進めておりまして、職業の選択も当然あるわけですが、希望した職種が村の中に必ずしもあるとは思っておりませんので、職の選択をできる、そういう情報を流すというのはできるかもしれませんが、全てがそういう形で賄えるわけはありません。特に若い方は、IT産業というのかな、そういう仕事をしたいんだけど村に誘致できないかとか、そういう村に対する要請などは受けているところですが、なかなか来ていただける環境にはなっていない。

それから、健康面かな。医療、介護の面ですね。将来設計はやっぱりその辺が不安だという方がおられるのは当然でありまして、これも一気に在宅介護を村の中で実施できるという環境に今なっていないことはご案内のとおりであります。お医者さんも今は火曜日と木曜日ですが、患者の数がオープンしたときからすれば、五、六人は1日当たりの人数がふえているようでありますので、そのお医者さんの営業、開業日の検討も今担当課ではしているところでもあります。

その他、心配事がいっぱいあるかもしれませんが、一つ一つできるところから、一遍にはできないことはご案内のとおりでありますので、できるところから今取り組んでいるところでございます。

委員（佐藤八郎君） 提案理由で上げてもらった3点ですけれども、なかなかね、今答弁する側も1の部分で何を答えたらいいのかわからないぐらい、いろいろ毎日、日々の行政事務執行で大変な中なんですけれども。やっぱり戻った人に、村長がよく言うように、一人一人に寄り添った話の場を、聞く会なりなんなりをきちんとまとめ上げていかないと、私が遠い昔に、靴があの時草履だったそうですけれども、草履がすり減るほど村民の家を訪問して、要望やどんな状況で暮らしているかを見て歩いた村長がいたそうですけれども、やっぱりこういう原発事故という想定も何もできないようなこういう状況の中で、そういうことをきちんとしないと、なかなか難しいですよ。通り一遍に、ほかの避難していない地域みたいな施策でもってやれるかといったら、なかなか難しいですし、ましてこれからまた皆さんの周りを見てもわかるように、両親が死ぬと、その兄弟たちがうちに近寄らなくなるような時代なんです、今はね。まして8年または9年、10年とたっていく中で、ふるさと飯舘村が遠くなるわけですよ。そういう中であって、先ほど課長からありましたけれども、自治会の同窓会をやればいいなんて、解散式をやればいいなんて、支援していればいいんだという話じゃなくて、もっともっとまとまったある程度の部分に飯舘住民がいるのであれば、村外の自治会結成も試みて、そこを1週間や2週間に1回職員が回るとか、定期的に何時から何時まで回るとか、そういうきめ細かな、一人一人に寄り添った、昔、村長は、村長室までつくって、どんな村民にも答えるようなことをやったんですよ、震災前ですけれども。そのぐらいの人が、なぜこういう大事故が起きたときに、あえて思い出してやれないんですか。一人一人に寄り添った、寄り添ったと、東電も言っているし、国も言っていますよ。でも、多くの裁判が起きていますよ。寄り添っていないからですよ。村長、そういう意味では、ここで3点上げるのであれば上げただけのことをきちんとしないと、安心安全な村に戻っての暮らしにつながらないんじゃないですか。

村長（菅野典雄君） 平常の行政の中ではいろいろなことができるわけでありましてけれども、ご存じのように、今いろいろなご指摘をさせていただくような、大変な、あつてはならない事故の中で、どうやっぱり村民を守り、あるいはふるさとを守っていくかということになりますと、なかなかそう簡単ではないということもありますが、それぞれの部署で、少なくとも以前よりも皆さん方に寄り添った行政を各課、各課それぞれやっているということでありますので、ある一部だけを考えて、何かそこが誇張されるというようなことでない、全体として見ていただければ、例えば、昇口舗装をしたら前の村道がだめだと、こういうことがありますから、そこを何とか今できないかとか、そういう形で。あるいはまたそれぞれの課は、困っている方たちには、健康福祉課はそれぞれ皆さん方が寄り添っていただけて通っていただいている。あるいは、なかなか自分たちでできないところは、社会福祉協議会なりにこちらで予算をとらせていただけてやっているということでございますので、ぜひ、何度も言いますように、副村長も言いましたように、満点にはできないけれども、少なくとも今50点だったら、少しでも55点に上げよう、60点に上げようということで、まさに行政挙げてやっているということだけは、ぜひ理解していただければと思っております。

委員（佐藤八郎君） できること、できないことはいろいろある。精一杯みんな頑張っている。

それは私もわかります。相談されたことを全部直接すぐ村に言うことにしていますので、私に対応するものではないということで。だから、いっぱいあります。頑張ってもらっているのもいっぱいあります。しかし、村民から聞こえるのは、村長がどンドンどンドン進んでいると。進むのも、箱物づくりは終わりなので今度はお静かになるのかわかりませんが、いずれにしろ、飯舘村民の一人一人の人生の再生に結びつくようなものにならない限り、国の動きを毎日見ていると、今度放射性物質も海に流すかのような発言を大臣までしている。廃炉工事をやれば、途中で失敗して、放射性物質が余計に放出されるとかね。心配の種ばかりあるんですけども、そういうもとで村に戻って同じ気流で流れれば、また村に強い濃度の放射性物質が降参する恐れがあるんです。だから、そういうことまで考えると、なかなか容易ではないというのはわかるし、そういう現実がありながら働いて頑張っている職員の皆さんはまさに先頭になって、私から言わせれば、ある意味では、村民のために頑張っている労働者だと思いますけれども。でも、村長がきちんとした方針なり、村長が変わらぬ方針を貫かないと、しょっちゅういろいろ変わるようなことでは困るんじゃないかと私は思っているので、予算での提案理由で示したこの3点の、どうやって継続されてきたのか、継続していくのかというのを聞いたわけでありますので、もう一度この、1つ目は、帰還を望む村民への支援ね。一人一人に寄り添った将来設計構築への支援。あとは避難者の安心安全の確保ね。これは食料から雇用の場から病院、買い物全てに当てはまるでしょうけれども、そういうもののサポートをきちんと継続するんだという提案理由の説明だったので、改めて平成30年度、どれだけやられたのかを聞いているわけです。

村長（菅野典雄君） 帰還を望む方への対応ということでは、基本的に私たちが一人一人に強制ということはできないというのがこの原発事故の特異性でございますので、あらゆる環境を整えて、一人でも多くの人たちに戻ってきていただいたり、ほかから来る方が安心して来ていただける環境をつくるというのが一つだろうと思っています。今いろいろ、私なり副村長なり担当が言ったことがつながっているということでもあります。

それから一人一人へのというのは、先ほども答弁させていただきましたように、それぞれの部署で一人一人に対応をさせていただいていると思います。なかなか私が直接あそこのおじいちゃん、おばあちゃんにという話には、なかなか今の段階ではできませんけれども、少なくともそういう集まりのところに、声をかけられたときには、都合がほかと合致しない限りはほとんど出て、いろいろなお話をさせていただいているということですから、一人一人というわけにはいきませんが、一人一人のそういう集合体には行って、一人一人と少しでもいろいろお話を聞かせていただいて、そこから出てきた課題なりなんなりは、また持ち帰ってそれぞれの担当にお話をさせていただいているということでもあります。

それから、安心安全というのは、これもまたご存じのように、先ほども言いましたようにいろいろ考え方は違いますから、できるだけやっぱり環境を整えていくということに最大の努力を行政としてやっていくということではないのかなと。あるいは、場合によっては、いろいろお話し合いをしたことによって、今まで普通だったらあり得ない蔵平の仮設焼却炉ができた、あるいは長泥で今環境再生事業が進んでいたり、あるいは場合によっ

ては昇口舗装が進められたりとかそういうことで、少しでもやっぱり皆さん方に、この大変な中でプラスになるようなことを精一杯やってきている、それぞれ行政の担当が最大の努力をしていると、こういうことでありますので、何度も言いますように100点ではない、満点ではございませんけれども、少しでもやっぱりこのよりよい形に点数が上がるように努力をしているということだけは、ぜひ考えていただければと思っております。

委員（佐藤八郎君） 村長に要望しておきますけれども、集まりがあれば出席しているのはわかります。一方的に村の言い分を言うてくるんじゃないで、なるべく時間をとって、みんなの声を聞くというのが欠けているんじゃないでしょうか。もっと時間に余裕をもって行ける場を多くしていただければいいなと思えますけれども。

村長（菅野典雄君） この前も、帰還した方の話し合いも持って、そのうちまたやりたいと思っていますし、あとその集まりに村外に行った場合にしろ、先ほど同窓会というのがありましたけれども、かなり私は時間を割いて、ほとんど皆さん方と、長い時間はできませんけれども、お話をさせてきていただいて、そこからいろいろな話が、いつも2つ、3つぐらいの課題は拾ってきているつもりでございます。

委員（佐藤八郎君） 自治会のあり方で、避難した地域に今もいる方々に対する対応策というのは。ある村民から請願書が上がったのが、議会で不採択になった例もありますけれども、村としては今後どうですかね。

住民課長（石井秀徳君） 避難先でのいわゆる新たな自治会の設立という部分への支援については、現在していないということでもあります。自治組織連絡協議会、被災当時といいますか、各仮設住宅とか、あるいはその方部で自治会を結成しているときに、連絡協議会を設立しまして、定期的に会議を開きながら対応してきたというところでもあります。避難指示の解除に伴いまして、少しずつその自治会が解散をするという流れの中から、昨年度でその自治会がほぼ終了ということから、そういった新たな部分についての支援というのはしていないところでもあります。ただ、任意的に自分たちの活動という部分をとめるわけではございませんので、そちらについては大いにそういう部分でのお集まり等をやっていただくのはいいのかなと思っておりますが、個々としてそういう自治会があるからという部分での支援は、今のところしていないという状況になっております。

委員（佐藤八郎君） 行政の基本的自治は、各行政区というのが基本。そしてそういう、今後は各種団体があつたりということでもありますけれども、そういう意味では、任意的に、例えば福島方部のある一定の部分で松川方部と飯野の辺でとかとなった場合には、ある一定の支援を望むわけではないですけれども、同じようなとは言わないですけれども、それなりの村としての、まだ戻ってこないけれども村を考えている村民にとってはどう対応するのかということはどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 両面から考えなきゃならないと思います。飯舘村民の方がほかなので住んでいるということではありますが、やっぱりふるさとである飯舘村に思いをかけてもらう、あるいは場合によっては、その思いをずっと持ち続けていただきたいと、こういうことでありますので、それはもう望むところでもありますから、どういう形かというのは、今担当からお話ししましたように、行政がバックアップしてというわけにはなかなかいかないん

ですが、自主的にやっていただいているところも幾つかありますので、それについてはもう全く我々ができる限りの、何と申しますかね、足を運ばせていただいたりというのは、呼ばれる限りは行きます。

ただ、もう一点は、そこに住んでいて、いつまでも飯舘村だ、飯舘村だということではないのかどうかというのも私はあると思います。やっぱりこれからそこに住むのであれば、その地区の人たちとも一緒になってやっていくということも、その人にとって私は大切なことだと思いますから、いつまでも飯舘村の人たちの集まりだよ、集まりだよという形だけではなく、そちらのほうも両方をうまく考えながら、自分がこれからそこに住んでいく限りどういうふうにしていくのがいいのかということを考えていただくことも大切じゃないかなという気はします。ただ、私たちはできるだけその人たちに村の中に足を運んでもらう、あるいは思いをかけてもらおうということになりますと、いろいろな会合なり事業なり、イベントに足を運んでいただいて、久しぶりにふるさとの人たちの声を聞いたり、あるいは雰囲気を感じてもらおうということが大切ではないかと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） よくわかりました。

参考ですけれども、平成30年度の中で世帯数は幾らですか。もう避難はない中で世帯数。高齢者がうちに戻って1世帯になっている。避難先で息子さん夫婦、あと就職した人とかと、住所をなくさない限りは世帯がふえていく可能性はあるんでしょう、実態として。

住民課長（石井秀徳君） 9月1日現在の世帯数であります。今避難情報の中では2,294世帯の5,539人です。村内の世帯数が667世帯、1,345人というのが村の中での一応居住者、世帯数と人数となっております。そうしますと、村外がちょっと計算しないんですが、1,490世帯で3,952名が村外の避難という形になります。

委員（佐藤八郎君） 項目をかえます。

除染関係でちょっと。宅地などのモニタリング調査や、フォローアップ除染などについては継続的にやっていくと、国との確約をしているんだと。これは平成30年度の実施された内訳は。

復興対策課長（村山宏行君） 現在、今資料が手元にありませんので、少々お待ちください。

健康福祉課長（細川 亨君） 先ほどの飯舘村薬局開設協議会の部分の質問でございます。平成30年度は2回ほど開催しておりまして、その1回の部分については薬局のあり方について協議をしたと。2回目については、いわゆる公募の仕方等を検討したということでございます。

協議委員の構成でございますが、16人ございまして、その中には村、県、そして薬剤師会、秀公会という構成になっておりました。最終的に、公募期間中の問い合わせは4件ありましたが、運営についての心配とそれぞれ今後についていろいろな心配がありまして、応募については1件もなかったということでございます。なかなか難しい状況ではありましたが、引き続き今年度についても薬剤師会と協議の場を持っておりまして、その後、秀公会ともいろいろ協議を持っているという状況でございます。

以上です。

住民課長（石井秀徳君） 先ほどの避難者の数字で若干数値に誤りがありました。訂正してご報告させていただきたいと思いますが、先ほどの県外、県内の、村外の避難者数であります。避難者世帯が1,624世帯で避難人数が4,191人であります。今現在の避難状況の中で世帯数が2,294世帯と申し上げました。実際、住民基本台帳上の世帯数につきましては1,811世帯でありますので、470世帯、大体500世帯ぐらいが、今回の避難によって世帯数がふえているというか分離しているという状況のようでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今細川課長からありましたけれども、この協議された中で何が難しいのか。秀公会も入っているということは、秀公会でも薬局を出してくれる気はあるんですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 今年度は薬剤師会との話し合いをしまして、その後正式に薬剤師会にこの話をさせていただいておりますが、手を挙げてくれるところはなかったということとあります。その後、秀公会ともいろいろ協議をしております、今院内処方が可能か否か、今協議中でございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 院内処方になるということですか。

健康福祉課長（細川 亨君） ただいま協議中でございますので、そういう方向が可能か否か、そういう部分もあわせて協議しているものですから、今即回答できる状況ではありません。

委員（佐藤八郎君） 普通ね、院内処方してもいいような人が協議会に入っていて話したって進まないじゃないですか。誰が考えたって。完全なる薬剤師会だけの話だけれども、既に村と2,000万円もの契約をしている業者と一緒に協議会に入って院内処方をやりたいみたいな話をしたら、何も進まないのは当たり前じゃないですか。違いますか。言っていることが。

健康福祉課長（細川 亨君） ちょっと順番が違っておりますので、もう一回再度説明しますが、まず、薬局開設協議会というのを計5回、平成30年度末までに開催しておるんです。そこでいろんな問題点、あり方等を検討してきまして、結局薬剤師会では受けられないという結論が5月の時点で、5月16日の薬剤師会で誰も手を挙げなかったと。我々も困っております、秀公会に院内処方は可能か否か、そういう部分をこちら側から打診したという経過でございます。

委員（佐藤八郎君） 誤解は解けましたけれども。前に5回の準備会があったということですね。それはいいんですけども。

例えば、院内処方にして、あそこにかかっている村民の、病院にかかる必要のある人にとって、パーセント的には少ないでしょう。現状の村民がかかっている病院、病気関係を見たらわずかでしょう。わずかということは、わずかの村民にしか応えないやり方なんです。全体的に見てはどうですか。昔、震災前だったら、南相馬から川俣から福島から、いろんなバスが飯館村に来て、7業種だかわからないですけども、数は。十何社あったとかという話もありますけれども。買い物物がたら病院にかかって戻ってきている、それを週行程を組まれて、コース組まれて、それに対応して村民が暮らしていた震災前の生活があるわけです。それに近づけようとしているわけでもないしね。じゃあ新たなものを、目

立ったものをやろうかといっても今の話です。どういうふうにするか。帰っている村民にもっと聞いたらどうですか。私も何人かに。例えば、普通の診療を受けてお薬をもらうだけの人はまだいいんですよ。透析とか、酸素ボンベとかね。いろんな方も、村民の中に帰っている方も何人かいると聞きますのでね。そういう方は運転手つきでないとか、いろいろ条件があるでしょう。

そういう全体的に見たときに、生活支援としてどうかかわるのが大事だと思うのよ。だから、何か聞いていると、処理型じゃなくて、村民をさらに生かすような、病気だったら治していくような。何か、元気出ないよ、今の答弁では。

村長（菅野典雄君） それぞれの村民の立場からすれば、今のような話も十二分に理解できるところであります。クリニックに通っている人たちが薬を簡単にとれるようにしてあげたいというところなんです。だから、それをわずかの人の話でしょうというのは、ちょっと佐藤委員の話とはまた逆じゃないのかなと、こんなふうに思いますから、そこにも対応するし、それ以外のところにも何かいい方法はないかということで、例えばデイサービスや何かの場合にはそちらに行っていて、その帰りに薬をもらうということもできるんだらうと思いますし、また、買い物というのがこれから必要であれば、そのときに例えば川俣あたりの薬屋さんに回ってということもできるのかもしれませんが、ただ、少なくともかかったときにやっぱり薬をもらうというのが、普通の当然のことなんでしょうから、そこのところをどうするかというのは、また考えさせていただきたいと思いますが、今一生懸命やっているところでありますので、また何か提案がありましたらご提示いただければと思います。何でもできるわけではございませんけれども、精一杯村民のためにはやっついていかなきゃならないと、こんなふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 今村長言ったこと、誤解を招くと大変なので言っておきますけれども。帰村してかかっている人も、いいたてクリニックで間に合うだけの病気だけじゃないものもあって、目医者、歯医者、いろいろあってね。だから、あそこで間に合うものは決まったものでしょうと。私が何かわずかな人だからいいみたいな発言していますけれども、そうではない。その辺は誤解しないでください。

いずれにしろ、もとのような、震災前は病院に行くことの楽しさがあったみたい。バスの中で交流もできるし、買い物もできるし、病院にもかかれるということで。だから、ああいう。今はましてコミュニティーがなかなかできない中なので、各方部に何かを設定してやれば交流の場、コミュニティーの場も広がるのでいいことだと思うんですよ、多少一般会計から繰り出してもね。村長は得意なはずなんだけれども。ぜひ実行するように言ってください。

除染関係でもう一つね。廃棄物が搬出された後の仮々置き場。これは原状回復工事ということで、それで農家に引き渡すと営農活動できるように、この平成30年度で15万袋を搬出するんだと。そこで国と協議をされているんだと。これ実態と内容はどんな状況なのか、伺っておきます。

復興対策課長（村山宏行君） 除染した仮々置き場の後処理ということでありますけれども、基本的に八郎委員ご指摘のとおり、年度中にやるものが15万袋ということで、なおかつそ

こについては、搬出が終わったところから農地の復旧作業に入って農家に返却をするということは変わりはありません。具体的には、今回の一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、村としては優先順位を設けて、まず幹線道路あるいはバスの通学路線、それから人口密集に近い場所、そういったところから優先的に運び出しをお願いして、そして農地に戻していくということをお願いをしているというところでございます。

具体的な現在の状況ですが、それについてはちょっと資料を改めて見てみないと、後ほどお答えさせていただければと思います。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は15時といたします。

（午後2時45分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後3時00分）

復興対策課長（村山宏行君） 先ほど佐藤八郎委員からご質問ありました除染のフォローアップの状況ということでありますが、平成30年度環境省の実績では、10件の追加除染ということでの報告でございます。なお、それまで環境省からずっと行っていましたが追加除染、そちらについては、その後、農家から、あるいは各戸から心配だからという相談を受けて、それに対応する形でモニタリング、フォローアップを行っているという状況であるということでした。

それから、仮々置き場の復旧状況であります。平成30年度は6カ所ですね。中身は、白石、それから草野地区、蕨平地区、上飯樋地区、大倉地区が2カ所、草野地区が2カ所ですね、ということでありまして、全体では6カ所。草野地区については一部ですので、それまで含めると、全体では7カ所の6.9ヘクタールについて搬出が終わって、地権者に引き渡しが終わったということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 6.9ヘクタールで15万袋。データがあれば出してください。

里山の再生モデル事業をやられて、里山の再生を図るということで、知見と手法が整理されているんだと、それで取り組みに結びつけていくんだというお話で平成30年度を迎えているんですが、この知見と手法を生かした里山再生の取り組みは、どんな成果として上がったのか。

復興対策課長（村山宏行君） 里山再生での知見と取り組みということでありますが、基本的には、まず伐採の可能なところから線量をはかって森林作業につなげるというのが基本であります。そのために、森林の作業計画をまず策定をして、そこで線量であるとか、それから運び出しのための状況、そういったところを把握して、その上で伐採作業を進めるところでございます。杉材などにつきましては、佐須前乗地区で出されたものが市場のほうにも出されたというところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 最近になって佐須の杉、今ありましたけれども、そうしますと、飯館に

出荷できるような杉がたくさんあるんですけども、どこまで可能で、その杉の伐採作業に雇用の場も非常に生まれるということからして、どのように考えたらいいんでしょうかね。

復興対策課長（村山宏行君） ご質問のように、村の山は杉の人工林あるいはヒノキの人工林が非常に多いというのが現状でございます。もちろん山の状況、特に斜面であるとか傾斜、それから当時の放射線が、風向き、そういったことによっても、村の中の人工林というのがどういう状況に線量が置かれているかというのはまちまちであります。それを把握するためにも、まずは森林の作業計画をつくる。当然線量をはかりながら、そして運び出しやすい、あるいは材として使えるもの、そういったところを把握しながら、その上で森林の作業を行っていくと。当然経年によって線量も下がってまいりますし、だんだん作業できる面積というのもふえてくるものと思いますが、まずは線量をはかった上で低いところから、そういったところから作業を進めるということになると思っております。

委員（佐藤八郎君） 私何十回も言っていますけれども、里山、山、75%の飯館の山林、除染を全くしていない中で杉の販売があったので、私が知っている飯樋町の杉の森林は、放射性物質がもう入り込んで今も存在している。佐須の杉には芯に入っていなかったのかどうかはわかりませんが、いずれにしろ村全体からすれば、今ある地区の杉を検査していますけれども、いずれにしろ、放射性物質が芯まで入った杉を販売していく、その販売をするために作業をしていく、全く手をつけられていない除染では、この山の作業というのは、健康被害から、あとは販売しての問題なんかも起きたら大変なことだし、米でもそうですけれども、どこかで1カ所出れば、もう飯館全体が販売中止とならざるを得ませんから。

4日ぐらい前に、富士山の根元の山のキノコが三百何ベクレルのキノコがあったなんていう話もありますけれども、そういうことから考えると、この作業をするのにも、今の基準からすれば山での作業は難しい。佐須で売ったんだからと、じゃあ他も売れるんじゃないかとあちこちで切って売ることにはなっていないと思うんですけども、先頭切って佐須の物を売ったことでの効果はいかに考えているんですか。

復興対策課長（村山宏行君） 森林作業を行う上で健康への留意というのは重要な話でございます。それを勘案しながら、森林の空間線量をまずはかって、その上で林の中に入れるのかどうか、そこを確認して、その上でそういった杉材なりヒノキ材がどのぐらい放射性物質を含んでいるか、それも確認した上で森林作業計画ということになります。

今回の佐須地区での販売まで至ったというところでありますので、飯館村の中でもそういった森林作業に入れる場所があるんだ。また、材として売れる可能性が出てきたと。そういったところが実証できたというのが大きな前進かなと思っております。これから佐須の前乗地区でできたということ为例に、これから例えばもともと線量の低いような大倉地区であるとか、二枚橋地区であるとか、そういったところへ広げられれば、そういった作業の面積がふえていくのかなと思っておりますのでございます。

委員（佐藤八郎君） 関連するので、土壌検査についてですけども、村が定めた基準地点47カ所の農地において土壌放射能濃度調査というのをしているんですけども、平成24年1

月と比較して平成29年度の11月には、平成24年に9,600ベクレルあったものが平成29年は1,770ベクレルまで下がったので、減少率が非常にあって、大丈夫だとは言いませんけれども、かのようなデータが出されていますけれども、平成30年度における土壤放射能濃度調査というのはどのようにされて、どういう結果になっているのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 資料的には平成30年度は実施しておりますので、少々お待ちください。

委員（佐藤八郎君） 昨年の3月から現在までのインフラ整備ですね。山林を除いての除染完了地、クリニック、公営住宅、上下水道、深井戸堀、コンビニ、営農、商工業再開というインフラ整備で、村長が挙げたインフラ整備の内容ですけれども、これ以上により平成30年度で整備が進められたものは何でしょうか。

副村長（門馬伸市君） 全てはあれですが、下水道の壊れた箇所の整備。議会でも予算をとって今下水の修理中であります。下水管の修理というか、交換。

それから、インフラですから、携帯電話の不通話の解消、これもやりました。それから地デジ、テレビの難視聴箇所の対策、これも毎年やっています。今もやっています。インフラといえばその程度だと思います。今さっき言った上下とかいろいろ言いましたから、そのほかにも。

委員（佐藤八郎君） 全国から視察の人が来て、インフラ整備と、私質問をするんです。全国で名古屋とか、村とか市とか町で住んでいる方が来たときに、インフラ整備が町、村、市でどのぐらい進んでいますかと聞くんですけども、そのインフラ整備と、この飯館村のインフラ整備は非常に差があるんですけども、そういう意味では村長が言われた部分と、今足された携帯と地デジということですけども。やっぱり先ほども議論しましたけれども、買い物、医者とコミュニティーを図るのがないと、なかなか生活に張りが出ない。やりがいとか生きがいとかね。そういう意味での、楽しめるような、出かけたくなるようなという部分ではどうなのかなと。今はあれですよ。郵便とか宅配とかは全て通常に戻っているんですよ。そういう意味では、やっぱり買い物の部分ではあれですか。宅配も含め、小売業者なんかはどの現状にあるんですか。

総務課長（高橋正文君） 郵便、宅配の状況ということでありますが、郵便については通常どおり戻っているものもありますが、集荷、ポストなんかは、まだ数カ所しか稼働していないということで、全体的にもとに戻ったとはまだ言えないところであると思います。

復興対策課長（村山宏行君） 宅配のほう、それから物流のほうですね。宅配事業については、佐川、それからヤマト、日通、そういったところの部分について、各戸の配達というのは平常に戻っております。ただ、大きな物、いわゆる業者向けの、例えば福山通運であるとか、そういったところの大型の物を業者に運ぶ、そういったところについては、まだこの被災地については復旧していない、一部届かないというところがあるという情報を聞いております。

委員（佐藤八郎君） 大倉も小宮も郵便局が開局しているんですけども、大倉と小宮の人はポストに入れれば大丈夫、二枚橋と。これ村民は、郵便行政がどう動いているのか私自身もわからないけれども、わかっていらっしゃるのかな。今総務課長が言うようなことをわ

かっているのか。あと、郵便局も宅配は大丈夫なんでしょう。あと移動販売車と、あと食事宅配はNPOが弁当をつくって配っているんじゃないの、まごころでやっているのは。そんなことはやっていないんだっけ。よくわからないけれども、聞く範囲での話でちゃんと村民にわかるように説明してください。

総務課長（高橋正文君） 郵便ポストのことではありますが、現在二枚橋局、あと小宮と大倉の簡易局は稼働しております。稼働しているポストに入れた場合は全て集荷して配達になると。役場のポスト。村内のポストは5カ所か6カ所は稼働しているところはあったと思いますが、現在行政区からもポストを可動するという要望がございますので、せんだつても東北郵政局が来たときに、ポストを早く稼働させていただきたいという要望はしておりますが、ただ、その集荷の郵便局員の人員とか体制もありますので、現在郵政局で検討しているというお話でございました。

あと、移動販売につきましては、数社飯館のほうに入ってきております。宅配についても、数社村内に入っているということで、最低限のそういう宅配、食料品の宅配なんかには対応しているのかなと考えております。

あと、NPOまごころにつきましては、食事の給食については現在はやっていない。おにぎりのみそ汁の軽食関係は若干やっている。ただ、本来の給食についてはやっていないという現状でございます。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（佐藤八郎君） 後からと言ったんだっけか、ベクレルの問題、土壌調査。（「今」の声あり）まだなのね。（「はい」の声あり）

続きまして、じゃあ内部被ばく検査、甲状腺検査の実態ですけれども、県が加えて白血球などを加えた検査もやっていらっしゃるんですけれども、このことの実態としてはどうでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 説明資料の中でも説明しておりますが、内部被ばく検査についてはあづま脳神経外科に委託して87人が受診したと。甲状腺検査については、2年に一度の福島県で本検査を実施しております、平成30年度は福島県が実施する日程で実施できない人を対象に11人が受診したということです。当然福島県が実施する年度だったものですから、福島県で受診したという人数は、済みません、今ちょっと調べておりますので。ちょっと今すぐ出てきませんので、県で実施した甲状腺検査の人数はちょっと今調べて、後ほど答えます。

復興対策課長（村山宏行君） 先ほど佐藤八郎委員から質問がございました平成30年度の土壌の放射性物質の計測ということでございますが、47カ所計測をしております、その平均値1,765ベクレルということでございます。

以上です。

健康福祉課長（細川 亨君） 済みません。一般質問で答えておりました。

福島県が実施する年度となっております、496人が実施しております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 昨年11月で1,770ベクレルという。今年は何月かわかりませんが、

1,765ベクレル。平成24年から平成29年、これは5年で9,000ベクレルから約1,700ベクレルなので、9,600ベクレルからなので、そうすると、ここ1年の差は余りないんですけども、要因は何でしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 基本的には、放射性物質の当然自然減衰というのをございますし、また、セシウム134の崩壊ということではほかの物質に変わっていったというのものもあるかと思っております。もちろん計測、同じような場所でも当然サンプルの場所が、そのものが違うわけですので、そこで厳密な、例えば50、100、そういったところでの動きというものもあるかなと思います。全体としての傾向としては、下がっているということで変わりはないと考えております。

委員（佐藤八郎君） 私もいろんな専門家の協力を得て、ずっと追いかけてはかっているんですけども、確かに今課長が言われるように、1カ所1カ所でも、同じ場所、同じ場所ではなくてその近くとかとあるのかどうかはわかりませんが、放射性物質の半減期で残っているものの物質という観点からすれば、あとは下に下がっているというものも含めて、震災当時二、三年の間では、長泥で既に25センチ下に物質があったぐらい、深谷でも砂地のところは物質がもっと下にあったというところが。だから、1枚の圃場だって全然違うわけですよ。それからすれば、高低の差ですね、低い値と高い値。この1,765ベクレルはどこの値かわかりませんが、平均なのかかわかりませんが、だから今ある物質の半減期であられるものは何で、高低の差で何かというのを教えてもらえませんか。

復興対策課長（村山宏行君） 基本的に、今現在こういったベクレル数を計測できるものというのは、ガンマ線を放出するものと考えていただければいいかと思っております。そうしますと、セシウムの134と137というのがほぼメインという形になるかと思っております。

また、計測のところ、どうしても地質、それから地形、そういったところで、中に浸透していく割合というのは変わるとは思っております。特に、セシウム自体が粘土に吸着しやすいという性質、それは明らかでございまして、例えば先ほど委員ご質問あったように、砂地のところであれば中に入り込む可能性もありますし、また、水が絶えず流れるようなところ、そういったところはやはり集中する、あるいは深く入り込むということも予想されますので、それはやはりそれぞれの場所、場所で見なければならぬ事項と考えております。

最高のところですが、ベクレル数でいきますと、これは長泥地区で1万2,330ベクレルというのがございまして、それから最低ということで見ますと、深谷地区で299ベクレルというのがございまして。

委員（佐藤八郎君） 検査ですけども、一般質問で村長が、人口数が多いから少ないから飯館は数字が出てこないんだみたいな話がありましたけれども、甲状腺検査して嚢胞があった方というのは、今まで村では何人と思っておりますか、村民の中で。

健康福祉課長（細川 亨君） A判定の中の経過観察者279人となっております。成長期になりますとよく嚢胞に水がたまるということで、経過観察で出ている人数でございまして、要精検ということではございません。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 全体の検査の中で、尿検査は成人のほうの検査で入っていますよね。尿検査での放射能検査というのは、分析としてはそういう検査には回していないんでしょう、尿検査そのものは。専門家からすれば、血液も尿も白血球も非常に大事な放射能の検査なんですけれども。嚢胞が279人にあって、その後の経過では甲状腺がんとかそういう重病につながる状態ではないということではないですか。

健康福祉課長（細川 亨君） この279人については、1年後に検査の経過観察ということでありまして、すぐに甲状腺がんということにはなりません。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村民のこの不安のために、先ほど副村長より財政説明があったんですけども、これ震災前と後の公共施設の維持管理を含めて、村財政の見通しを村民に周知をちゃんと、もうしてもいいんじゃないかと思うんですけども、これは今度つくる6次総の中で具体的に年数を切って示していくということなのか。私どもができるのは、こういう決算書から拾って、道の駅なら道の駅の経費だけを全部拾って経費を出せるかもしれませんが、村全体の財政の見通しからして、それよりはきちんとね。震災後はともかく、震災前はしょっちゅうそういうを出していたような気がするけれども、その辺はどういうふうにしていくんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 6次総合計画に維持管理と財政計画等を出すかということですが、どういう形になるかわかりませんが、もちろん村の大切な財政でございますので、財政計画等は6次総にも盛り込んでいくということになると思います。

村長（菅野典雄君） 毎年広報で前年度のものは報告しています。さらに飯舘村はずっと村民にわかりやすく、いわゆる借金から財政から何から全て出していますので、見ていただければわかると思います。ただ、全員が見ているかどうかというのは、なかなか大変ですから、その辺を見ていただくような工夫というのは、これから我々にも必要だなと思いますが、全てあからさまに出ているということでもありますので、そこに公債費率にしる、財政力指数にしる、全て村民にオープンにしているところであります。

委員（佐藤八郎君） 村長は毎回そういう答弁をするんですけども、村民はそうするとあれかな。毎日の生活で目先にあるものを心配しているのかな、村全体を考えるようなものじゃなくてね。だからこう会う人、会う人が不安を訴えるわけでしょうかね。ではそうするんだとすれば、例えば道の駅が最初計画から全体、土地買い取りから全部含めて最終的に仕上がるまでの経費全体を出して、今後の維持経費はこのぐらいというふうに、一つ一つ目で見えるものに対して出したほうが、もっと理解されるんじゃないでしょうか。

村長（菅野典雄君） そういう出し方もあるなということで、幾らかまた広報のほうで工夫しているようですが、全てというわけにはなかなかいかないでしょうけれども、もちろん今、皆さん方が道の駅が心配であれば、このような形で今進んでいますというのは出せないことでは全くないとは思いますが、これまでもちょっと突っ込んだ話にはならなかったかもしれませんけれども、いろいろ出しているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） ナンバー7の3ページに、原子力災害広域避難計画策定支援業務という

のがあって、資料をもらったのかな。特別出していないよな。これ、私全国にあると、避難計画を国が策定しろ、策定しろと言われて、全国の自治体が困っていて、そして私が行くと、避難計画というのはどんなことでしょうかと聞かれるんで、放射能は目に見えないしにおいがしないから、下手に動かないほうがいいんじゃないですかと言ってくるんですけども。だって現実に私ら体験して、浪江の浜の人が避難して、車で6時間も7時間もかけて津島に来て、津島に避難して、そうしたら、ここが一番放射線量が高かったところだとなったこの避難ですからね。この実態からしたらどうなのかなと、私もいつも思っているんです。この避難計画、飯舘もやむを得ずつくったんですよね。それは配布されたんだっけか。

総務課長（高橋正文君） 個別説明でも若干ご説明申し上げましたが、県内につくっていない市町村は少数ということで、県からの指導もあり、平成30年度に飯舘村原子力災害広域避難計画という計画をつくっております。この計画は、できてはいるんですが、今年度若干手順がまだ残っておりまして、まずこの計画を村で組織する防災会議という防災関係を協議する会議がございます。それを招集して、そこの会議でその計画を承認いただければ、本計画となるという段取りでございます。令和元年度に、まだ防災会議が開催されていなかったものですから、これから防災会議を開いて、その計画を承認いただいた後、皆様にお示しするという見込み、予定をしております。

委員（佐藤八郎君） 続きまして11ページの。私、この決算について内訳がわからないので聞きますけれども、ラオス視察団受け入れコーディネーターと言われる人はどんな方で、どんな報酬をもらうだけのことをやられたのか。

復興アドバイザー2名。先ほど田中俊一さん、聞きましたけれども、あの人は復興アドバイザーではないのかな。

あとは、去年の中でのラオス視察団受け入れ昼食代。これは何名でどういう。

あとは、3. 11復興記念事業用花の苗124万5,124円とありますけれども、これはどのような中身でどのように使われたのか。

総務課長（高橋正文君） まず、一般報償費の135万2,000円というところで、ラオス視察団受け入れコーディネーター等とございます。これは、内容は3件ございます。まず、ラオス視察団受け入れ事業の報償費が、万単位で申し上げますと48万円。これについては平成30年度にラオスのスポーツ大臣が飯舘村を訪れて、ラオス選手パラ・オリの受け入れについて打ち合わせに来たということで、約15名ほどのラオスの方を迎え入れております。そのときのコーディネーター料ということで、これは誰に払うかという、段取りをしてもらう旅行会社に払う報償費が48万円でございます。

あと2点目が、3. 11に、下のほうにも出てきますがイベントをやっておりますが、3月10日にあたりまえをありがたいと思うエピソード表彰式というのを開催してございますが、こちらの報償費で53万円。これは、発表者とピアノ等の演奏者等に払った53万円でございます。

あと、最後もう一点、3点目が、5月16日にワールド・メディア・フェスティバルというのがドイツで表彰式がございました。村でつくったVRフィルムがそこで賞をいただい

たということで、職員を1人派遣しております。そのときのコーディネーター料ということで、これも段取りをしていただいた旅行業者に払っております。これが約27万円。合わせて129万円でございます。

あと2点目の、アドバイザー2名、280万円というのがございますが、これは田中先生ではございません。2人おまして、まずは県のOBでありましたアドバイザーが一人。あとは、道の駅でもお世話になっております赤塚の社員の方がおりますがその方の、2人分の報償費でございます。280万円でございます。

あと3点目の、3.11復興記念事業用花の苗ということで124万円。これについては、資料をお出ししていますが、資料の3ページにあります真ん中の四角、クリスマスローズ、タイタンビカス、シャクナゲがこの本数というか、小さな鉢の数で、この数で配布しております。イベントの折、配布したほか、村民に4,000鉢、あと学校、行政区にはタイタンビカスを7,000鉢、あとときこりにタイタンビカス、シャクナゲを448鉢、あと役場の鉢、シャクナゲとございますが、これは役場庁舎の敷地内に職員が植えたシャクナゲです。

委員（佐藤八郎君） やめるようにと、指示が出ていますので。

復興アドバイザー、これは県OB、赤塚社員、何復興のアドバイザーですか。技術指導ですか。何か。

あと、この花配布。何か私、根性悪くなって、あそこの花がなかなか売れないから、村の金出して花を買ってみんなに配ったんだろうという話になっているんですけども、村民の中で。あんなの本当に欲しいんだろうか。7,000鉢行政区に配って、1年後、2年後、何千本残っているんだべなという話にもあるんですけども、そのぐらい合わない花じゃないかという話なんですけれども、飯館の自然界にあった花なんですか。

総務課長（高橋正文君） まずアドバイザーですね。県のOBの方には、主に県職員としての長いノウハウを持っておりましたので、移住定住のアドバイザーをやっていたいておりました。あと赤塚の方には、道の駅の運営、あとは復興拠点の運営についてアドバイスをいただいていたということでもあります。

あと、花ですが、売れないから買ったということではございません。花いっぱい運動を3.11のイベントに合わせて村内に広げるということで、村民の方もクリスマスローズなどは大好評で、役場のほうにとりに来ていただいて、喜んでいただいたと思っております。あと、タイタンビカスについても、全行政区にご案内はしたんですが、必要がないという行政区もございましたので、必要があるという行政区に対して7,000鉢を配布したということでございます。

委員（佐藤八郎君） 花ですね、私専門家でないからわからないけれども、飯館に合う花ではないんでないかという声が多いのと、戻っている人、高齢者7割の人にクリスマス云々で、高齢者は大体、仏教と神様で、キリスト関係の人なんていないんじゃないかと。クリスマスを喜ぶ年代ではないんでないかと。だから余計に言われるんじゃないですかね。売れない花だから配ったんでしょうと言われるんじゃないですか。何をもってふさわしい花なのか教えてください。私村民に答えなくちゃならないので。

総務課長（高橋正文君） 飯館村にふさわしい花でないんじゃないかということではありますが、

このクリスマスローズというのは花の名称でありますけれども、クリスマスのために飾る花ということではなくて、冬も咲くということでこのような名前であると聞いております。クリスマスローズについては、市場でも結構な単価で販売されているということで、配布した際には、多くの村民に喜んでいただいたという感触を持っております。あと、タイタンビカスにつきましても、これをもとに改良したいいたてオリンピアという花もございますので、まさにいいたてオリンピアもとの花でありますので、飯舘村にふさわしい花という認識を持っております。

委員（佐藤八郎君） そうすると、もらっていった村民の方は、冬にも咲く花があると。学校にも冬に咲く花があると。いいたてオリンピアの親の花かい、これ、タイタンビカス。何かこれは大きくなるんですか、木は。

総務課長（高橋正文君） クリスマスローズは余り大きくはなりませんけれども、タイタンビカスについては人と同じくらいの背丈になるということでございます。

委員長（相良 弘君） 本日の委員会終了時間が迫っております。まだ質疑のある方はおりますか。

なしかどうか言ってください。（「あり」の声あり）ありだそうです。

それでは、あしたも引き続き総括質疑を行います。午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までご出席くださるようお願いいたします。

本日の質疑はこれで終了します。

ご苦労さまでした。

（午後3時53分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月11日

決算審査特別委員会委員長 相 良 弘

令和元年9月12日

平成30年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第3号）

令和元年9月12日、飯舘村役場議会議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（6名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋孝雄君
	長正利一君		

◎欠席委員（1名）

高橋和幸君

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	石井秀徳
復興対策課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
会計管理者	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
教育長	遠藤哲	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	藤井一彦	代表監査委員	高橋賢治
選挙管理委員会		農業委員会	
書記長	高橋正文	事務局長	山田敬行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	但野正行	書記	高橋由香
書記	高橋萌育	書記	来海裕一

飯館村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） 繰り返しになりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから決算書等のページと事業名、項目等を示し、できるだけ簡明にお願いします。また、答弁者も同じく簡明にお願いします。

類似、繰り返しの質問は極力避けてください。

これから質疑を許します。

委員（佐藤一郎君） 決算特別委員会、質問2日目ということで、皆さん、おはようございます。

まず最初に、平成30年度の歳入歳出の決算審査の意見書について、監査委員に質問したいと思います。まずもって、平成29年度の意見書については科目の流用の指摘が意見書の中でされていたようですが、平成30年度決算についてはこれはあったのかなかったのかについて伺いたいと思います。

代表監査委員（高橋賢治君） お答えを申し上げます。平成29年度からということで今ご指摘ありましたけれども、平成29年度については目間流用ということがありました。飯館村の財務規則第16条の3項人件費に関する経費の物件費への流用、それから物件費に属する経費の人件費に属する経費の流用、それから交際費を増額するための流用、需用費のうち食料費を増額するための流用、それから今ご指摘ありました流用した経費のさらにほかへの流用、これはいかなる場合でもしてはならないということで財務規則に規定をされております。平成29年度は目間による流用はございましたけれども、平成30年度についてはそれは改善されておまして1項目もありませんでした。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。これで平成30年度は安心できるのかなということでもあります。

続きまして資料No.4です。19ページになりますけれども、12款1項6目3節になりますけれども、建物使用料、土地使用料、そして1項の1節にもございますけれども、土地建物使用料、この内訳について聞き逃したのかと思いますけれども、これについて質問します。

総務課長（高橋正文君） 教育使用料で行政財産使用料の土地建物の使用料であります。建物の使用料3万9,000円についてはスポーツ公園に自販機設置しております。その使用料でございます。土地については、これも自販機に係る使用料ということで建物、土地、ともに自販機のものでございます。総務使用料の建物使用料につきましては、これは森の駅

まごころの森林組合に貸し付けしている建物使用料でございます。土地については細かいものもございますが、主には旧小宮小学校のグラウンド、これが熊谷組さんに貸しているものでございます。

委員（佐藤一郎君） 説明のときに聞き逃したのかもしれませんが、わかりました。

続きまして、同じNo.4の65ページの報償費ということで8節報償費になりますが、大倉患者バスということで村から補助していただきまことにありがとうございます。大倉地区としても何分場所がセンター地区から離れているのでまた生活圈も鹿島、南相馬という買物の生活圈ですが、そんな形になっております。そういう中で質問したいと思います。今年度は一応補助をいただきましたが、来年度については不明だということではありますが、来年度も継続していただけるのかどうか伺います。

村長（菅野典雄君） 行政区の皆さんからも要望がございましたというのはもう十二分わかっております。そしてまた、ダムをつくる時のお約束だということも十二分わかっております。ただ、少なくともかなりの時間がたっている、それから震災によってかなり大倉行政区も違いが出てきている。そういうようなことを考えまして、あとはまた使用していただいている方の人数というのも考えますと、この金額を出し続けていくのが適当なのかどうか。我々行政は常に費用対効果というのも、ある一方では考えなければならない。それが全てではございませんけれども。こんなふうに考えますと、多分年間利用者が8人ぐらいとかだったかと記憶は定かではございませんが、ということになりますと、むしろタクシー券とかあるいは別な形で出したほうがいいのではないかと考えていますので、来年度の予算については内部でいろいろ検討させていただいて、少なくとも病院に通う方が、あるいはその他で通う方がそうこのバスが通うのと差がない形にやっていきたいとこのように今のところ考えているということでございます。

委員（佐藤一郎君） 今村長から直接答弁いただきましたが、まずもってダムができる時村長は誰かという山田村長の時代になりますが、その年の同盟会長に伺ったんです。中井田忠さんが同盟会長を、前の歴代の議員でもありますが、その方に昭和55年、ダムが建設に伴い妥結事項となった。そのときにたまたま冷害だったということもありまして、賠償金ではなく補償金約55億円をJAに積んだ。全額一旦積んだということでバスを大倉に向かわせましょうということをしてJAからあったということで、それに伴いまして村からそれについての補助をしようということでもありました。今村長は昔のことですから大分たっているんで健全財政にしていかなければならないということではありますが、たとえタクシーであっても30万円何がしの金額が利用回数によってはそれ以上にかかるのではないかと思うわけでありまして。そしてまた、飯館に向かわせるようなバスがあっても買い物ができないような状況にもあります。そして患者バスを使って病院に行きながら買い物をしてくるというのが大倉地区の通例でありまして、多少乗る人数が少ないということでありまして、今免許の更新がさらに審査が厳しくなって高齢者の免許返納、認知症とかそういうことでもありまして進むと思われまして。そういった中でこの患者バスはぜひとも継続していただきたいと思いますが、そこら辺のところをお聞きしたいと思っております。

村長（菅野典雄君） 今佐藤委員がおっしゃられたことも十二分にわかりますので、来年度に

向けてどのような形がいいのか内部で検討させていただきながら、どのような形になれば、また、集落の皆さん方に説明をするなりなんなりをしていきたいとこのように思っております。

委員（佐藤一郎君） これにつきましては存続を期待いたしまして質問を終わります。

続きまして、149ページに入ります。149ページの一番最後に繰越明許費として金額ございます。そして、明細ということで103ページ、107ページ、113ページと明許費の記載がされていますが、この繰り越した理由について伺います。

総務課長（高橋正文君） 繰越明許費の理由ということでございますが、いろいろな種別の工事等ございますが、主たる理由としては工期が年度内に終わらないというのが主たる理由となっていると考えております。

委員（佐藤一郎君） 工期がなかったということですが、これは計画に無理があったわけではないということでもありますか。

総務課長（高橋正文君） 計画はその工期を計画する段階ではふさわしい工期ということでやっておりますが、何らかの理由で工事がおくれたということで、あとは資材の調達の関係とかで、工事によっていろいろ理由は違いますけれども計画が悪くて繰越明許になったということはないということでございます。

委員（佐藤一郎君） 無理があったわけではないということで、今6次総合計画も策定を進めているということですが、計画に当たってもある程度こういうことが起きていくのかどうか。これをどう6次総合計画にすり合わせていくのかについて伺います。

総務課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり計画、事前の段取りというのが一番大切でございますので、6次総の策定に当たっても支障のないように事前に工程表とかを慎重に協議して、策定委員会、協議会にもご相談して遺漏のないよう策定を進めたいと思います。

委員（佐藤一郎君） 総務課長から答弁いただきましたので、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、230ページの簡易水道特別会計歳入決算ということですが、地元大倉の水道のことについて伺います。昨年の中協の中で大倉の水道はまずもって廃止するんだという報告がありました。そして、また行政区ヒアリングの中でもこの件を取り上げ、村に質問なり要望をしまりました。そういう中で、水道は廃止するんだという昨年の全協でのお話でした。そして、これから15日にも行政区集まってそのお話も課長から聞くことにはなっておりますが、計画性のない二転三転とした落ちつきのない計画を出されるのはいかがなものかと思うんですが、それについて課長から伺いたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 大倉の水道関係でございますが、平成29年度から水道集排の運営審議会を5回ほど開いた中で、答申の中に水道事業に関しては平成31年からの使用料徴収の再開という部分と、今後2020年度にはその徴集単価なり、あとは5年をめどに施設の統廃合の検討が必要であるという答申をいただきました。そういう中で大倉浄水場については以前から原水の確保に苦慮している場所であります。そういう意味で、現在東電の井戸掘削という事業がありますので、そういう中でその分を補えば施設の廃止もできるのではないかと検討事項としての話で全協の中ではお話しさせていただいたところでもあります。

そういう中で、いろいろ検討していきますとあそこは国有林のエリアであります。あとは、管路が道路敷なり県道敷のほうに管路があるというところで、廃止する上でもそれらの撤去費用、そういうものを考慮すると概算でも2億円以上かかってしまうという数字が出ました。また、現在常習的な経営に関しての費用に関してはほかの施設と一緒に形でやっている部分もありますので、現実的に費用としては大倉としては200万円から300万円年間の費用という形になっております。そういうところを勘案しまして、廃止ということではなくしばらく継続していったほうが行政としてもプラスになるのではないかとということで今検討しているところであります。

そういう中で、原水の確保、水の確保という問題はそこで残っているわけです。そういうことで、できれば今回東電の賠償の中での井戸掘削については、水道については通常は対象外ということになりますが、大倉に関しては水源の水量が少ないということで以前から沢水とか井戸を併用した使い方をしているということで、井戸の掘削の事業として該当しますよという答えをいただいております。そういう意味で、施設については規模を拡大することは当然また費用的な問題もありますので、その部分を水道で不足する水を井戸等で補っていただければある程度安定供給ができるのかなというところで、その辺の説明を今度の日曜日に説明していきますが、地元の意向を聞きながら進めていきたいと思っています。また、今年度の予算の中で試掘ということで予算を計上しておりますので、その辺に関しては現在林野庁との協議を進めながら、浄水場の近くに井戸を掘削して水量を確認して水が出るという確認と、その水を利用して浄水場に使えるかということ今検討しているところであります。そういうことで、二転三転というお話がありますが、いろいろな検討をした中で今回地元の意向を聞きながらその辺ですり合わせをしていきたいなと思っております。

委員（佐藤一郎君） 今後のことについてはよくわかりましたし、水道なんですけど、前の区長さんがたまたま住民というか地区の方に説明をしていなかったのが混乱は避けられたのかなと思いますけど、一気に水道がなくなるんだということでどうしようと住んでいる人、戻ってきた人は不安に陥るわけです。その中である程度時間をかけてやったのかとは思いますが、前区長に聞いているのかと言ったら知っていましたという話でもありましたけれども、本当に地区というか大倉地区の住民にももっと説明してほしかったなと思います。今後、これから進めていくことなので、そしてまた15日にも課長からの説明もあろうかと思っておりますので、この辺にしておきたいと思っております。

続きまして資料No.7、9ページの2款1項5目になります。この中にパークゴルフ場用地の測量と書かれてありますが、一般質問でもあったようですけれども、答弁がなされたようですけれども、この運営について村長でしたかまずやる方に運営なり管理を任せていくんだということですが、ただ、そのやる方に押しつけていいのでしょうか。それについて伺います。

村長（菅野典雄君） 押しつけるつもりはありませんが、自分でできることはできるだけやっていく、そうやって責任を持ったりみんなで協力して共同作業をやっていくというところにまたそれぞれの組織の強固さであったり、あるいはまた人生の生きがいができるとう

いうことでありますので、全く任せるということでありますからこちらが一銭もお金は出さないということではなく、それぞれ皆さん方がやりやすいような機械を用意したり、あるいはいろいろなことはこれから考えていかなければならないのではないかとこんなふうには思っています。来年度の予算に多分予算化されると思いますので、それまでに皆さん方と話し合っただけで慎重な中にもぜひご協力いただくようなことをやっていければと思っております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 答弁いただきました。その中で無理のない運営をできるように、その辺、予算に向けてお願いしたいところです。この質問については終わらせていただきます。

続きまして、同じ資料の13ページになります。2款1項6目の中段に復興拠点等工事管理助言ということで13節になりますが委託料ということで復興拠点整備等総合整備業務ということで2,000万円、実際は1,990万円何がしということになっておりますが、これについてどういう内容であったのかについて伺います。内容、内訳を。

総務課長（高橋正文君） 復興拠点等設計工事管理助言の委託ということでありますが、この内容についてはここにありますように復興拠点ということでございますので、深谷関係のさまざまな事業への助言、あとは長泥の居住促進ゾーン等の造成から建物その他への助言、あとはここには書いてありませんが学校関係の工事等の助言、アドバイスです。この委託先が建築事務所でございますので建築関係、村内の工事、上物の総合的な助言をいただくということで、ほぼ全ての工事でいろいろなアドバイスをいただいているということで1,900万円をお支払いしているという内容でございます。

委員（佐藤一郎君） 工事助言ということなんですが、これは建築家に助言をいただいているということでしょうか。わかりました。今の質問は終わらせていただきます。

また同資料ですが、79ページですが、10款5項2目の未来への翼事業スウェーデン、フィンランドということですが、去年は私たち議員3名でフィンランド、未来の翼に参加し大変勉強というか刺激になって帰ってまいりました。子供たちもより積極的になり大変よかったのかなという感想を持っております。来年についてもこの事業を継続していくのかについて伺います。

総務課長（高橋正文君） 未来への翼の来年度の事業ということでございますが、今回北欧2カ年目ということで夏休みに実施したということでございます。来年度の予算化につきましては、この2回の事業の成果とか実績を見せていただいて、内部で予算措置については今後検討させていただきたいと思っております。

委員（佐藤一郎君） 今後検討していくということでもあります。海外に行くということは本当に知らない文化なり生活をつぶさで見ることができ、子供たちにとっても感受性が強いので刺激になり将来のためになるのかなと思います。できるだけ人数は少なくても存続、予算がつけば存続してほしいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

委員（高橋孝雄君） きょうで終わるつもりでいたから遠慮していたんだけど、少しやらせてもらいます。

資料No.7の46ページ、土木費全般に関する経費の中で土木工事推進のための経費、これで日本道路協会からいろいろの活動の内容出ていますけれども、どのような仕事をされているんですか。お尋ねします。

建設課長（高橋祐一君） 46ページの各種負担金という項目かと思います。この中には日本道路協会からずっといきまして相馬地域道路懇談会という形でめいめい協会によっては目的が違うんでありますが、主に県の中でやっている期成同盟会、整備促進の期成同盟会等につきましてはいろいろな要望活動をやっております。それらを道路関係に関しても県国に直接要望書の提出をしたりとかそういう活動を行っております。あと、全国のほうの協会の負担金ということもありますが、それも同じような形で全国的に国への要望等の予算確保という部分がメインになっているかと思います。

委員（高橋孝雄君） この中で国道399号線、これは3桁の国道については県管理と聞いております。そして、この道路はレンコンみたいな道路であって、広いところがあってまた狭いところがあって、非常にひどい道路であります。しかもまだ改良が余り進んでいません。特に、長泥地区はこの道路を利用するわけでありますので、これを何とか早期に改良をしていただけないかということでおりますので、議会でも議長を先頭にして太田県議の口ききで知事とそれから県議会議長にお話をするような予定を立てているというのがこの参議院選挙でちょっとおくれましたので、そのところを何かうまい提案がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 国道399号の改良整備促進期成同盟会ということで、これは先月も国会に行って要望書を出しております。そういう意味で、いわきから山形の南陽までの399号全般についての要望活動という形になっていまして、その中にはちゃんと要望の区間が各市町村ごとに整理されております。そういうところで、村としては滝下、長泥という部分をメインに要望しておりますので、その要望書と整合性をとっていただきながら議員のほうでの要望という形をお願いしたいなと思っています。ですから、その辺の情報をこちらから提供しながら相談していただければと思います。

委員（高橋孝雄君） 確かにこの399号、長い道路であります。村としての要望は村内の部分だけでもいいですから何とか要望を強目にさせていただきたいとこのように考えております。いずれ、また菅野議長を先頭にお話もしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

引き続き、No.7の56ページ。営農再開支援事業の内容でございますが、この事業については令和2年度もこの内容で予算がつけてもらえるのかどうかをお尋ねいたします。

復興対策課長（村山宏行君） 5次・6次福島県営農再開支援事業についてでございますが、さきの全員協議会でも話は出しましたが、維持管理の3万5,000円、こちらについては復興から3年という期限がございますからこれは終了するということになります。また、その他の事業については基本的には全て継続ということになります。ただ、これに伴う村の上乗せ、その部分が一部修正されるということになっておりますので、基本的に県の事業メニューとしてはあるということでご理解いただければと思います。

委員（高橋孝雄君） 私一般質問でもお話ししたことがありますが、実は今回菜種をまいて村を菜の花の村みたいにしてきれいにしようということで牧野協議会としても取り組みたい

とこのように考えております。今年は担当課のお計らいで私のところの牧野約3町歩、今年やることになりました。そういう中で現在村にかなりの面積の牧草地がありますが、牛がいないために荒れ放題になっております。その荒れた土地に菜の花とかソバとか、それをまいて少しでも村をきれいにしようということで牧野協議会として取り組んでいく考えでありますので、今年は種代とか肥料代が出たが、来年もこのような種とか肥料代とか農薬代は出るんですか。

復興対策課長（村山宏行君） 生産に関する部分での奨励の部分、そちらについてはございます。ただ、種の部分について直接助成はないと思っておりました。ですので、具体的に作付の計画、そういった部分がまとまればご相談いただいてという形になるかと思えます。直接こちらの福島県営農再開支援事業のほうでの助成というのは種代に関してはないということでもあります。

委員（高橋孝雄君） それで、村復興させるためにもこの事業は本当に大きな予算をつけてほしいなとこのように考えております。皆さんご承知のとおり、どこへ行っても荒れた牧草畑があります。村長のおかげで賠償金はいただきましたけれども、農地保全の金がもらえないために荒れ放題になっております。せっかく除染したんだからこれを何とか生かす方法ないかということで今年取り組んだのが試験的に菜の花なんです。ですから、この件についてはひとつ村長初め検討していただいて、ぜひとも実現できるようにお願いしたい。以上です。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。

委員（長正利一君） 二、三点、質問させていただきます。

まず一点はNo.7の資料の82ページ、農業委員会等に関する質問をさせていただきます。農業委員会の構成委員についてはわかりまして、村長が指名をしてあとの7名以外に各行政区に均等に大体ご指名を、選出をするのかなと理解はしていますけれども、今現在農業委員というのは20名で構成されていると思いますけれども、聞くところによれば欠員があるということでございますが、これは本当でしょうか。

農業委員会事務局長（山田敬行君） 農業委員会につきましては、ご質問にありましたとおり昨年7月から農業委員と推進委員の20名体制になっております。ご質問にありました1名の欠員ということは推進委員で、本年6月から1名が欠員となっております。

以上です。

委員（長正利一君） その1名の欠員した方がある、6月から。今後どのような考えをしているのかお聞きかせをお願いしたい。

農業委員会事務局長（山田敬行君） あくまで農業委員につきましてはすぐ補充するという規定になっておりますが、推進委員につきましては法的には1名欠員が出たからすぐ補充するという必要はないという取り扱いになっておりますが、業務上、欠員によって支障が出るといった場合には補充する必要があるという考え方になっております。今現在その補充につきましては農業委員会会長が補佐しているという状況にあります。今後業務量等見ながら補充が必要かどうか、農業委員会として担当地区の行政区長とも調整しながら検討してまいりたいと思えます。なお、補充に当たっては推薦、公募の手続になります。

以上です。

委員（長正利一君） 今こういう状況で、各行政区均等にバランスよく農業委員についてはこれからまた大変な仕事がある役割があると思いますので、ぜひとも補充をしていただいて、その欠落している行政区に情報の提供、速やかにできるようにしないとその13名の欠員ができて直ちにとというのはそれはそれで結構でございますけれども、できればではなく村としても農業委員会としてもそのような補充をしていただきたい。それは区長も入って人がいないかどうかわかりませんが、そうではなく十二分に部落で協議をしてこの構成員の一役を担っていただくようお願いしたい。

農業委員会会長（菅野啓一君） 地元の行政区長さんを通じてお願いはしております。それで、区長さんからの話をこれからまとめたいと考えておりますが、ぜひ出していただきたいという意向は私のほうからもお願いしております。

以上です。

委員（長正利一君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一点、平成30年度の決算審査意見書ということで監査委員から資料をまとめて報告いただきましたけれども、No.5です。財政的な問題も云々で本当に十二分に健全な村行政運営できると私は理解しております。この行政という組織の中で私も議員になって昨年度、多分質問した記憶ありますけれども、随意契約の部分。相当事業が大きくなっている中では随意契約の点で質問した記憶があります。随意契約とは何ぞやということで、特段知識を持って質問したわけではございませんでしたが、組織としてルールにのっとって進めるべきではないかという質問をいたしましたけれども、先ほど佐藤一郎委員から科目間流用について規則に反するものは平成30年度はなかったという報告でございますけれども、この随意契約、何件あってその要綱に抵触する案件はなかったのかどうかお聞かせをお願いしたい。

代表監査委員（高橋賢治君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。それと同時に、今平成30年度の歳入歳出の決算審査の意見書ということでありますので今期決算についても同時に回答をさせていただきますと思います。

今期決算については復興インフラ整備から産業なりわい再生の転換期となりつつありました。今後、財政規模は確実に縮小に向かうことでもありますので、財政計画に基づく健全な財政運営というのが特に求められるというところでもあります。被災後から取り組んできた村民の健康と財産を守る安心安全対策とさまざまな事業というのが村の再生にとどまらず、新たな村の未来へと引き継いでいくためのふるさと飯館生活舞台の整備となるように強く期待したところでもあります。審査の結果については一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、または実質収支に関する調書の計数は試査による関係帳簿等、また、その証拠書類を照合した結果、正確であり執行についてもおおむね適正であるということ、妥当であることを認めたところでもあります。また、財産管理、資金運用管理、基金運用管理についても適正に運用されているとも認めました。さらに、地方公共団体の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、それに資金不足比率についても算出根拠について適正であることを認めたところでもあります。

長正委員のご指摘でもあります随意契約ということでもありますけれども、当然こちらについては地方自治法施行令の167条の2というところで規定されていまして、飯舘村財務規則でも125条から127条にその随契について規定されているところであります。こちらのほうは少額ということになりますけれども、その少額契約を除く契約について試査を実施しました。随意契約については86件ありました。こちらの全ての契約については当然随契ということに対して効率的であるか否かというところも含めて審査をさせていただきました。全ての項目について随意契約の件数につきまして86件ありましたけれども、不適切な事項はなかったというところでもあります。ただし、おおむねという言葉は便利かもしれませんが、随意契約によることができる場合ということを村民への説明責任が確実に果たせるようなそういう随意契約であってほしいというところも要望したところでもあります。

以上であります。

委員（長正利一君） 86件でそういうものはなかったということで、ただしと最後にただし書きありますけれども、村民に云々の説明の部分ありますけれども、ただしの村民というのはどのような、例えば事例なのかお聞かせをお願いしたい。

代表監査委員（高橋賢治君） 誰が、例えば高額については随意契約というものについては少額については地方自治法施行令で定めてはありますけれども、例えば学校、長正委員がお聞きしたいのは例えば1つ契約を請け負えばその後ずっと随契していればその契約金が膨らんでいくのではないかということも含めてのご意見かとは思いますが、それが当然効率的であるということも誰しもが納得いくような、村民に疑義が持たれないようなそういう随意契約であればということで監査委員としては要望をさせていただいたところでもあります。

以上です。

委員（長正利一君） そういう流れの理解はできますけれども、そういうことが金額、どれぐらいの金額で、例えばそういう事例として出てくるのかという部分ありますけれども、説明をする、例えば資料として出すということになれば理解できる部分ありますけれども、私は随意契約については、なぜ決まったものについてはそのような流れでやっていかないと收拾がつかなくなる。なあなあのままではうまくないと思います。監査をする方もそのルールに基づいて監査をするわけですから、つまようじで隅をほじくり出すというんですか、そのような監査のあれではないと思いますので、基本的には相当の金が飯舘村のこの震災によって事業の金額が大きいわけですから、ひとつ適正な監査もしていただきたいし適正な事務をお願いしたいということで、わかりましたのでよろしくをお願いしたい。

あと、最後にでございますけれども、未来の翼も含めて先ほど佐藤一郎委員からありました。今学校に一貫教育を始めて、すばらしい飯舘村の学校教育だということ定評ありますけれども、事業が北欧にしてもあとは沖縄にしても人数が少なくなったから取りやめではなく、その辺は飯舘村に来てこのような環境のいい中で教育を受けた方について夢と希望の持てるような事業については継続をしていただきたい。ただし、私は提言ありますけれども、この人数でこの付添者、果たして多いのか少ないのかわかりませんが、

安全性も考慮した中でこのような人数になっていると思いますけれども、基本的に削減できる部分についてはいい提案をして長く事業を続けられるように、ひとつご提案をして私の質問は一切終わりにしたい。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

（午前10時55分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午前11時10分）

委員長（相良 弘君） これから質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 予算委員会で32項目やったので決算も同じぐらいなので、あと20ぐらいあるのでよろしく願いいたします。

まず、先ほど佐藤委員から出されたタクシー云々ありましたけれども、帰村したこうした弱者への買い物、病院、人的交流など支援についてお助け合いやサポーター事業、サポートセンターの送迎やられているんですけども、不十分なのでデマンド交通とか庭先公営タクシーとか村長が言ったようなタクシー助成ですかどうですかわかりませんが、村長が言うように費用対効果や採算性があるのではということですが、国と県などと協議検討するというところで提案理由の中で申されているので、平成30年度どのような国県との協議検討をしたのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） デマンド交通等の国県等へ協議はしたのかということではありますが、具体的には国県と交通のどのような方法でやるという検討はまだ進んでおりませんでした。ただ、福島交通さんから今度エンジンのカート、ゴルフ場等で使っているカート、これを使った交通システムということで協議がございまして、今年度になります。モデル事業でセンター地区から道の駅等に運ぶ、人を運ぶというようなモデル事業等を福島交通と一緒に取り組むということになっております。詳細がわかれば議会の皆さんにもご説明したいと思いますが、そのような検討は若干でありますが進んでいるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 役場に来られたり道の駅に来られる方は何も問題はないのかなとある程度思うんですけども、それ以外の方、高齢者、弱者、通院必要とするそういう方々に対しての見通しというのは庁内での検討はどれだけされたのか。

総務課長（高橋正文君） 現在健康福祉課で村内を循環で患者バス回しております。今委員おっしゃられたデマンド交通などの案件もございまして、検討始まったばかりでございますが、有償でなければ村外までバスを回してもいいというお話も一部聞いておりますので、庁内横断的に今後村民の足の確保、検討を加速化させてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 深谷拠点の整備について、地権者との契約時点での土地利用構想時の違いについて地権者の意向を図りかねる部分として提案理由でおっしゃっていますが、平成30年6月15日の議会意見書を受けての対応はどうされたのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 深谷拠点の一部地権者から、構想時と実施の内容が違うというお話

があつて、議会にも請願が出されたということではありますが、そちらについては現在村の代理人等をお願いして調整を図っているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 議会の意見書、村は住民への丁寧な説明と対話の姿勢を持ち行政執行に当たるよう強く求めるものであるという意見書ですけれども、そのことが代理人任せということなんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 代理人任せということではございませんで、地権者の方から地権者の方の代理人を通じて書面で村等への照会等もございますので、現在はその関係で調整を進めているということでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、地権者の意向を図りかねる部分という部分はどのように整理されて今の代理人同士の対応ということでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 地権者の意向というのもございますでしょうし、村で土地を買収するときの説明の内容等もございますので、当事者同士ではなかなかうまく調整が図れないということでもありますので、現在別な方法で調整を進めているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 私も最初地権者だったので私が地権者のうちは内容見えたんですが、途中から地権者ではなくなったので内容見えなくなったんですが、そもそもの契約時点での土地利用の構想時はなぜ現状とあんなに違くなって、国にあそこの拠点整備事業申請時に上げたものとその後あのように完成した構想時というか今完成図でしようけれども、違ってきたのか。これは順を追って私どもも聞きたいし、地権者であれば特に聞きたいと思うんです。理由、根拠を。そういう点ではきちんとされたのかどうか。

総務課長（高橋正文君） 先ほどご説明したとおり、別な方法で調整中でございますので、具体的な内容についてはここでは発言を差し控えさせていただきたいと思ひます。

委員（佐藤八郎君） それでは、600万円以上の方々に課税負担ということでされてきましたけれども、他市町村との比較して負担しているものが高負担なのか。特に、固定資産評価では3年に一度云々とありますけれども、放射性物質の影響というのはどう評価なり課税に影響しているのか。

住民課長（石井秀徳君） 固定資産税については一応鑑定評価を見て評価をして減免しているという現在状況であります。であります、固定資産税の土地、家屋についての資産税は令和3年からということで今減免という流れになっているところでもあります。委員おっしゃいます放射性物質の影響の部分、どのようになっているのかという質問でございますが、具体的にその部分で全体的にどうかという部分については捉えてはございません。福島県の浜通り、そういった部分の平均といいますか各地域の鑑定額を参考にしつつ評価されているのかなと判断をしているところでもあります。

委員（佐藤八郎君） 600万円以上の方々が今課税されている部分は他市町村と比較しては平均並みなんですか。

住民課長（石井秀徳君） 所得による課税につきましては村県民税、それから国保税、後期高齢者医療の保険料等々ございます。住民税につきましては他市町村と同じような率の中での課税ということになるのかなと思っております。あと、国保税、それから後期高齢者医

療の保険料につきましては毎年6月に本算定でお示ししていますように、その中で決定をし、課税をしているという流れになっております。

副村長（門馬伸市君） 今の600万円の高額所得の課税なり、それから保険税、保険料は制度は同じですから個々の保険料は、自治体の保険料はそれは違います。例えば、国保の医療費の関係とか何かで違いますけれども、高額所得の今の600万円以上というのは同じ制度ですから個々の保険料は違いますけれどもそれは同じだということです。

委員（佐藤八郎君） そのとおりだと思いますけれども、国保の一時新聞報道で今の飯館村が課税になったときには日本一とか日本で2番目とか言われた何年か前ありましたけれども、報道された。現時点ではどの位置にあるんですか。

健康福祉課長（細川 亨君） ただいまの佐藤八郎委員の質問は介護保険料でございます。第6期の介護保険料算定のときに日本全国2位でございました。現在は8,300円という月額でございますが、これは第5階層でございます。こちらは今全国で8位という水準でございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 余り上位争うことではないのであれですけれども、固定資産3年に一度ですよね。3年というのは去年ではなく来年か、評価がえ。

住民課長（石井秀徳君） 令和3年の1月ということになるかと思います。

委員（佐藤八郎君） 放射性物質の影響はないということは、原発事故前の固定資産税鑑定評価からと余り変わらないのか、下がったのが上がったのか。

住民課長（石井秀徳君） 確認しましてご報告させていただきます。

副村長（門馬伸市君） 何年前だったかな、質問出たときに私答えたのが、結局放射能の影響があつて原発の影響のあつたところの土地は軒並み下がっているんです。震災前の0.6ぐらいかな、0.4ぐらいは下がって。今度また3年に一回の鑑定評価をすればどの程度になるかわかりませんが、前回の鑑定評価のときにはそのぐらいの0.4ぐらいは下がっている。これは何のことはない放射能の影響なのかなと思います。

委員（佐藤八郎君） 令和3年まで待たなければよくわからない話ですけれども、県とか国、村で買い上げる評価額というのはどの程度変わっているのか変わらないのか。

建設課長（高橋祐一君） 村で言う公共事業での用地買収単価というところかと思いますが、震災後、実はその単価の設定はしておりません。基本的には不動産鑑定評価をとりながら買収をしていくというのが基本でありまして、その当時は近隣市町村や取引価格、または道路なので土地の一部というところで村で買収単価を設定しておりました。ただ、今後近隣の市町村の状況や評価額をもとに新たにその単価をこれから設定していかなければならないと思っております。

委員（佐藤八郎君） 広域連携南幹線、仮称ですけれども新設工事、東北電力で平成30年で測量お願いと技術測量、鉄塔建設などのお願いということでありましたけれども、実態と進捗状況は。

総務課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、平成30年度に東北電力で現地測量、あと地権者への内容の通知等を行っております。現在の進捗状況ですが、ほぼ全線ルートは確定

しつつあるというところでございます。一部ルートが確定しないところもあると聞いておりますが、それが確定次第、東北電力では着工して事業を進めていくと聞いております。

委員（佐藤八郎君） 私も一度聞いたんですけども、直接。議会ではなく。測量のお願い的なことを聞いたんですけども、入らせてもらうのに。鉄塔建設などお願いというのは鉄塔どこに建つかによるんでしょうけれども、そこまで進んでいるんですか。

総務課長（高橋正文君） 調査のときはある程度全住民に東北電力で周知をして、土地に入るお願いとかをしている。平成30年度あたりからは直接地権者、鉄塔を建てる地権者とか送電線の下になる地権者等にお話をして事業を進めてきたということでございます。そのルートについても最終段階に入っているような状況だということは聞いてございます。

委員（佐藤八郎君） 鉄塔建設関係の地権者との合意も得られていると確認していいのか。あとは、高圧電流電線の影響というのは村としては何ら影響ないと思っているのか。何らかの影響あると思うのか。

総務課長（高橋正文君） ある程度の地権者の方からは承認をいただいていると思います。全てではないと思いますが、そのような進捗だと思います。送電線の影響ということでございますが、東北電力から聞いていることでは電磁波等の影響は特になくであろうと。ただ、送電線の風切り音、そういうものはある。ただ人家から離れたところを通すルートになっていると聞いておりますので、ほぼ風切り音等についても影響ないというお話は聞いております。

委員（佐藤八郎君） 東北電力で言う電磁波影響なしというのは何キロは影響ないんですか。

総務課長（高橋正文君） その離れる基準等は把握しておりませんが、東北電力のルート選定、ほぼ人家のないところを通るルート選定をしているということでもあり、影響はないというお話は聞いております。

委員（佐藤八郎君） ネット上で調べると電磁波の影響もかなり全国的にあつていろいろ社会問題になっている部分もあるので、人家離れているからいいというだけではなく、何せ目に見えないしにおいもしないので、どのぐらいの東北電力としては安全基準を持っているのか。きょうでなくていいですけども、確認されて資料をいただきたい。

次に、タブレットアプリ事業について8月で旧タブレットが解約されて9月より新タブレット契約数が900台ということで、個人負担が約月2,000円としてスタートしていますけれども、スタートしてみての実態と課題はどのようにまとめられたのか。

総務課長（高橋正文君） 委員のおっしゃったとおり、平成30年度については目標が900台という目標で進めてございました。現在の進捗ということでありますが、契約者が167件、167台のタブレットの契約をいただいております。利用料については月に約1,500円、端数ついていましたが約1,500円程度でございます。目標の900台ということでございましたが、これは現在帰還率が20%、あとは避難している方も数多いということでなかなか900台のノルマの達成が難しいということで、先般ドコモと調整をさせていただいたところ、目標を200台でいいという返事をいただいておりますので、現在167台でありますので200台を突破できるように今後事業を進めてまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 帰村率も問題だし、タブレットを使いこなせるかというのも問題だし、

いろいろあってなかなか進まないという部分もあるんですけども、今こういう世界というか業界というか、次々と新しくなるとなると、これはドコモとの関係なのでドコモが20%であれば月約1,500円という話ありますけれども、このタブレットそのものの事業としてはドコモ以外という部分では検討したのか。今後この業種の村民へのサービスとしてはタブレット事業が本当にみんなの支援になっていくのかどうかの部分も含めて検討はされたのかどうか。

総務課長（高橋正文君） ドコモ以外の業者を検討したのかということではありますが、ドコモには震災直後からタブレットを無償で提供いただきまして、通信料から全ての事業費を見ていただいていたということもございまして、その継続ということでドコモに現在もタブレット事業をお世話になっているということもございまして。ただ、現在の契約が平成29年度からの契約でございまして、平成29年度、平成30年度、平成31年度と3年契約でありますので、平成31年度が現在の事業の契約が終了する期限ということもございまして。令和2年度からの事業についてはこれから庁内で検討してまいります。このタブレット事業をやるか否かについても今後検討して、来年度以降の事業はこれから決めていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 6月の提案理由で高校の件ありまして、私立高校を断念しての応援メッセージに応えるために活性化策など新たな組織を発足させるとありましたが、これは平成30年でどのような新たな組織を発足したんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 実は、高校の村単独の高校の計画が断念せざるを得なくなったということで、それでは村の若い人たちが村内に住む住まないは別にしてもそういう交流の場をどうつくっていくのか。高校がなくなったわけですので、そういう意味では高校にかわる活性化策をとということなんです。いろいろ考えられることはありますが、具体的には今のところは進んでおりませんが、大学、今いろいろな大学と協定を結んでおりまして、そういう意味では大学の生徒、先生方も含めて村とのかかわりをできるだけ多く持って村の元気を何とかやっつけていかなければならないなということが一つです。大学の生徒、学生と教授との連携というか、あるいは今いろいろなところから応援をいただいています。一つにはこういう放射能で汚された村というふうになりましたので、一方では文化的な香りのする事業を村に呼び込むための施策の一環としては文化的な行事、イベントなども有効ではないのか。よそのほうで大分成功している事例もあるものですから、田舎だからこそできるそういう文化的なイベントなどもひとつ考えてみようかな。その他、いろいろあるかと思いますが、お金をかけないでできるだけ元気に村を活性化していく方策というのはこれから大切だなと思っていますので、もし今後具体的な案件で議会の皆さんにお示しをさせていただいて、効果的なものについては来年度の新年度予算に生かしていければなと思いますし、また、来年の9月、6次総の計画も今計画策定に入りますので、その中でいろいろ村民も含めていろいろな声を聞いて、今の高校にかわる活性化策、その辺は検討していればとこんなことでもあります。まだ具体的に決まっていないので、申しわけありません。

委員（佐藤八郎君） 6月議会で学校再開工事第2工区で大分いろいろありまして、契約の変

更での4月1日開校優先で事前施行したという村長答弁ありまして、その後、副村長から全体的な公共関係のマニュアルなどをきちっともう一度検証をきちんとして見直していくとか見直すという話でしたけれども、どのようにマニュアルそのものなり新たなものとして変えられたものがあるのかどうか。

副村長（門馬伸市君） 学校の請負契約で議会にかける前にとということで、大変申しわけないことであります。契約に限らず、事務処理の手続のミスなどもあります。私はその都度それぞれの担当者は自分のその年の業務分担、事務分掌をそれぞれ持っていますから、それを予算があつて議会にかけるものもあります。予算があつてその執行をする際の手続、いろいろあります、財務規則。それを自分の机のところにきちっと置いて毎日自分の仕事に何がおくれているのか進んでいるのか、あるいはこの財務事務、間違いがないのかどうか。あるいは契約案件だったら変更の時期はいつしなければならないのかとか、それを一人一人が確実にチェックをすれば同じ間違いはしないはずなんです。ただ、それを実施しないためにいろいろな不適切な事務が起きるわけですので、庁議、毎月やっていますが、何度となく庁議のメンバーには私は話をしております。それぞれ課長等はそれぞれの事務持っていますから、その確認、本人任せではないと思いますが、係長なり課長が確認をしてそういうのをチェックすれば間違いはほとんど起こらないはずなんです。それを徹底して今やらせていますが、なお何度となく議会の皆さんにおわびで申しわけないんですが、こういうことのないようにしっかりと適切な事務処理に努めてまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 既存のマニュアルとかという部分は特に変更することなく、毎日の仕事の点検をチェックを担当者もそうだし、上司である方もしていけば起きないという流れに庁内会議できちんと対応しているということの理解でいいのかな。

副村長（門馬伸市君） マニュアルがあつても、それをチェックしなかったら何もならないわけです。ですから、マニュアルも大切なんですけどそういう一人一人の職員の持っている事務分掌の流れを、1年間の流れを仕事だけではなく財務事務も含めて契約案件も含めて全一つ一つ月別にチェックを、いつの時期に伝票切れればいいのかとか、契約はいつの時期になるとかそういうのを確認をしておけばミスは、100%防げるということは言いませんが、極力防げると思います。

委員（佐藤八郎君） 子供の命と健康を守る上から学校エリア及び通学路の放射線量に注視するというので、高いところが二、三点はあるんだという前にポイント点言われましたけれども、どう改善されたのかと、平均平成29年度での年間1.09ミリシーベルトだという帰村した方が放射能を浴びたものが、これは平成29年度ですけれども、平成30年度では帰村者平均年間何ミリシーベルトあると総括されているのか。あとは、子供の学校エリアだか通学路の観点では高いポイントはどうされたのか。現時点ではどのような環境状況になっているのか伺うものであります。

教育課長（三瓶 真君） それでは、私からは学校の敷地及び通学路における放射線の一部高い場所についてどう改善されたのかという点についての委員の質問にお答えいたします。平成29年度並びに平成30年度で環境省によりますモニタリングを敷地内で実施をしております。その中で一部、いいたてクリニックの駐車場、建物の西側になるわけでありすけ

れども、その部分で一部高い地点が見受けられております。そのほかの地点につきましては、おおむね0.1台、あるいは0.1を下回るといふ推移であります。こちらの一部高い駐車場の場所につきましては透過性のアスファルト敷という環境の中でなかなかその放射線量を低くするということが手法上すぐにはできないということでありまして、その場所自体は特別その後改善をしてはおりません。したがって、子供たちの学校生活の中でそのエリアの中にはなるべく近づかないということで、以前はこの駐車場を経由して学校に登校していたという経過もありましたが、現在は学校施設整備も終了いたしまして、正式に校門から入っておりますのでその場所を通らず学校に登校をしているという形で、なるべく被ばく量を減らす努力をしているところであります。

また、通学路の部分であります。今子供たちは全てスクールバスで登校ということになっております。通学路の途中、村内に入ってからでありますけれども、一部高い地点があるということは我々も認識しているところであります。ただ、こちらにつきましても特別の再除染という形ではなくスクールバスで短期間そこを通過するというだけのところでございますので、その点で言いますと長い間そこに乗りおりのため滞在する場所ということでもございませんので、そういった形で特別新たな手を加えるということとはしていないというのが今の状況でございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 私も時間あるときある程度自分ではかっているんですけども、もとの薬局前とかクリアセンター駐車場とか車の中で0.51あって、外に出たら0.58あって、路面はかかったら0.83もあって、そのとき子供たちが保母さんの後ろをくっついて園の周りをぐるぐる歩いているんです。私から見たら非常に不安材料のある光景だと見えるんですけども、やっている人たちなり保母さんなりは何とも思わないのかどうかわかりませんが、確かに目に見えない、においしない、空気の中にあるものだみたいな部分あるでしょうけれども、決してよい環境だとは思わないんですけども、私は。そういう意味では高い部分、全然対応されていない。私役場に来るときいつも車の中で計測してくるんですけども、松塚の中迫の近くの麦搗あたりになると上がるんです。ずっとあの辺は高いんです。右折の入り口から0.48のモニタリングですから、今三瓶課長が言うような状態ではないんだよね。通り過ぎるだけだからと言ったら原発の被災地、原発の場所みたいに通り過ぎるだけだからいいんだということにならないのではないですか。そういう意味では感覚がこの健康や命を心配する母親と父親とちょっとずれているのではないですか。

教育長（遠藤 哲君） 臨時議会でしたか、委員から先ほどのような指摘いただきましてすぐに課として測定にまいりまして、比較的高いところがあったということですのですぐに学校・園に指示をしたところであります。先ほど課長からありましたとおり通行禁止にしているんだということでした。さらに、今後の対応について小学校・中学校では既に毎日子供たちの活動するところは測定している。さらに、園にも小まめに測定するように指示をしたわけでありまして。なお、十分に保護者等には説明をまいっておりますし、今後とも基準より下回るところで教育活動を行う。そうでないところでは行わない、近づかせないということで徹底してまいりたいと思っております。

村長（菅野典雄君） 今ご指摘いただいた点ですが、確かに以前もあそこの薬局のところ、砂利になっているものですからなかなか放射能が若干高いというところが今ご指摘いただいたのではないかとこんなふうに思っています。ということで、取り払って舗装にしたいと思しますので、少しでも子供の環境は我々として責任を持ってやらなければならないとこんなふうに思っていますので、次の議会で予算を計上させていただきたいと思っています。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時53分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後 1時10分）

委員長（相良 弘君） これから質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 平成29年度の帰村しての労働者や皆さん職員なり含めて平均した年間放射能を浴びる量が0.09ということでありましたけれども、平成30年度ではどのようなものになっているか。

復興対策課長（村山宏行君） 平成30年度中の被ばくということではありますが、計測をしております住民150名、5月16日から2月8日にかけて個人の積算線量計D-シャトル、そちらを持っていただいてそれで計測をしております。推定の年間積算線量の範囲であります、最低の方が0.44ミリシーベルト、これは1年間です。最高の方が6.31ミリシーベルト/年、平均値では1.05ミリシーベルトでございました。なお、この6.31という方なんです、聞き取りによりまして自宅に置いたままにしていた。その方の自宅は滝下と長泥との境のところの方なので、ここはあくまでも参考ということであります。

以上です。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（渡邊 計君） きのも不用額について質問したんですけれども、資料7の8ページです。下のほうに村有建物351件で火災保険料が1,243万9,000円の予算額に対して決算額が923万7,000円ということで300万円近くの不用額が出ているわけですが、どういうわけで300万円ほどの不用額が出たのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 不用額についてということで、平成30年度もある程度の不用額が出ておりますが、具体的に火災保険料の1,240万円の予算に対して920万円ということで300万円出ているということではありますが、平成30年度は公共施設等の新規の火災保険をかけるものが学校等あったということで、1,200万円とかなりとっておったわけですが、保険をかける時期等もございましてこういう900万円の執行になったということでもあります。ただ、この300万円という額であります、12月とか3月議会で精査すべき額も相当額あったのかなということで、今後はこういうかなりの額の不用額が出ないように注意して執行をしてまいりたいと思います。

委員（渡邊 計君） あと不用額をちょっと見ますとどうしても工事費、あるいは備品といった大きい買い物、トラクターとか何とかそういうところでの請け差の関係とかで、業務

委託もそういう関係で請け差の関係とかで大きい金額が出ているのかと思われるんですが、その辺はいかがでしょう。

総務課長（高橋正文君） 不用額の請け差の件でございますが、請け差についても予算措置の間に合う場合は議会に上程して精査をしているところでございますが、時間的に間に合わなかったとかいろいろな工事でその後変更が見込まれるような場合は予算を残しておくという場合もございますので、いろいろな案件あると思いますが、いずれにしても不用額が、余計な不用額が発生しないような執行をしていきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 次に、61ページになります。下のほうにきこりのWi-Fi用ルーターということで25万2,000円の予算に対して20万8,764円とありますけれども、Wi-Fiのルーター、何基ほどつけたんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 手元に資料ありませんので、後ほど調べて報告させていただきます。

委員（渡邊 計君） Wi-Fiルーターですけれども、今後公共施設、一般の人が使うようなところに今後も取りつけるようになると思うんですが、現在道の駅の食堂、要は飲食テール、その辺では一般の人が自分のパソコン使えるような状態になっているんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 道の駅につきましては情報の部分で提供するようになってございますので、フリーWi-Fiの設備は整っていると認識しております。

委員（渡邊 計君） 今後取りつける場所もふえる中で、今年から無料Wi-Fiというのが出たと思うんです。ルーター無料で貸し出しとかそういう状態になってきている中で、今後取りつける場合はその辺のところの情報も取り入れながら、できるだけ経費かからないのであればそういうものを利用させていただきたいと思うわけでありまして。

それと、資料No.4の13ページ、きのうも質問したんですが収入未済額、不納欠損額でこの中の村民税の13ページだと上から5行目あたり、そこに23万8,824円、その下また5行おとりて固定資産税67万6,310円、そして軽自動車税22万4,600円の収入未済額、これについて前日いただいたような表で内訳出していただければありがたいと思うので、その辺よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょう。

住民課長（石井秀徳君） 村税の未収分の内訳ということでよろしいでしょうか。（「説明資料の7ページは不納欠損の状況でこういうグラフ的なもの出してもらって大分わかりやすかったんですけども、収入未済額に関しても恐らくこういう形で出せると思うので、出させていただきたい」の声あり）

本決算委員会の中で間に合うかどうか。（「後でもいいです。後でもいいです。内容わかるようなものを出していただきたいんですが」の声あり）

整理させていただきます。

委員（渡邊 計君） サポートセンターつながっぺ。これのことでお聞きしたいんですが、たまにサポートセンターを訪ねてみますと、当初よりも大分人が多くなっている。それで、お話を聞きますとまだまだ来たい人がいるんだが手狭になってかなり難しい状態であるという話を聞いてきているわけですが、今後あそこを増築するというのもかなり難しい話でしょうし、来たい人がいっぱいいる中で受け入れるために今後どのような計画を持っていら

っしゃるのかお伺いたします。

健康福祉課長（細川 亨君） サポートセンター運營業務の質問でございます。現在20人が定員になっておりまして、それ以上の受け入れは困難だという状況になっております。そもそもサポートセンターはサロンの役割でございまして、決して介護サービスではなく介護予防という観点からサロン形式でやっているものですから、行政区である程度1週間に1回の利用。行政区で昔やっていたミニデイサービスのものをそれぞれの地区で今どんどんと100歳体操を普及させながらサロンが開かれているという状況なものですから、行政でできるもの、そして地域でできるものということでどちらにでも参加できるような形で介護予防に努めていただきたいということで今対応しております。

委員（渡邊 計君） 今課長の説明からいきますと行政区単位でもやっていきたい。ただ、帰村している人間が少ない中で高齢者ばかりの中で果たしてどのぐらいやっていけるのか。それで、サポートセンターですと手狭ということになって、今現在ですと特別養護老人ホームの1階が何もせずにあいているということで、そこを使用すればもう少し人数的にも可能なのかな。別にあそこで特別何か調理をして出すとかそういうわけでもないので、場所があれば十分行えるものであるのかなと思われるんですが、その辺はあそこを特別養護老人ホームを使うという計画はないんですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 特別養護老人ホームの東棟、ホームの一番先につくったところではありますが、そちらは介護保険サービスでデイサービスでの検討が今されているということでございます。あくまでサロンの部分でのつながり以上のは地域でやっていただくような方向で、今地域で5つほどもう既にサロンの部分で広がりを見せている。そのほか、個人でもサロンをやっている箇所が2カ所ほどあって、そのほかの行政区でもどんどん動きがあるということでございます。

委員（渡邊 計君） 地域でやるとなると大体その地域、例えば小宮なら小宮だけになるわけですが、今現在つながりのサロンですと4行政区か5行政区の人たちが一時集まっているということになったほうが、参加している人たちも自分の地域ではなくほかの地域、飯館はみんな親戚みたいな状況でみんな知り合い、ほかの行政区でも知り合いになっているということでそういうところで皆さん集まって喜んでいらっしゃるのかなと。自分の行政区以外の人、知り合いの人と顔を合わせることができるといことで喜んでいかなと。そして、またそのスタッフの人もう少し広い場所でもう少し来たい人もいますのでやっていきたいという声も聞いておりますので、地域ごとにやるのもそれはそれでいいと思うんですが、その辺の要望を聞いて今後検討していただければと思います。

以上です。

復興対策課長（村山宏行君） 先ほど渡邊 計委員からご質問ありましたきこりのWi-Fiルーターの件でございます。アクセスポイントが7カ所設置をしております。宿泊棟の1階が2つ、2階で2つ、それからコンベンションホール、大浴場、それからこれは本体の大広間のところで1カ所ということで7カ所、アクセスポイントを設置しているということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 生活支援ということで営農商工業企業再開などの事業補助としてやっておりますけれども、平成29年度で営農が48件、事業起業24件、生きがい160件ということで自立の道したとしたわけでありましてけれども、平成30年での件数となりわいとしての収入所得の現状はどのようになっていますか。

復興対策課長（村山宏行君） 就農の関係でございますけれども、まずこちらは被災12市町村の農業者支援事業ということで4分の3事業を活用して営農を行っている方、こちらにつきましては25件でございます。それから生きがい農業、こちらについては130件ということで何らかの形で営農再開を果たしていると考えてございます。ただ、所得につきましてはそれぞれの方々、市場に販売、直接出していらっしゃる方もいらっしゃいますし、農協を通して出していらっしゃる方もいらっしゃるということがありますので、所得については調べておりません。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 事業起業はなかったんですか。

復興対策課長（村山宏行君） 事業のほうですが事業所、いわゆる県の4分の3事業を活用されて商工業、営業を再開された方、平成30年度は9件ということでございました。平成29年度24件、平成28年度1件ということでありますので、合わせますと34件の方が事業の再開をされたというところでございます。なお、今年度に入ってから2件ということで申請受けておりますので、そういった再開の状況となっております。

委員（佐藤八郎君） 平成29年にスタートしてやられてなりわいとしての収入所得が多分事業をやる前に計画とかいろいろ出すわけですがけれども、それに沿ったものがどういうふうに、例えば農業だったら生産されたり販売されたかというのがあると思うんですけれども、その関係ではどうなんですか。

復興対策課長（村山宏行君） なりわい農業につきましては、県の事業を活用するわけですので当然事業計画書はあります。ただ、生産物、そこからどのぐらいの収入が上がるかというのは当然生産物の状況にもよりますし、また市場というのが福島からの産品をどう見るかということでなかなか予想がつかないということがございます。ということで、まず作付面積、そういったところを重視をして計画を立てているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 農業基盤整備促進事業計画、説明をして要望を調査しておりますけれども、用排水、客土、盛り土、暗渠、ため池など村全体の土地利用は平成30年度でどのような実態としてつかんでいらっしゃるのか。

建設課長（高橋祐一君） 基盤整備事業関係で事業を実施している部分については平成29年度から進めてきております。そういう意味で、土地としては基盤整備をするしないにかかわらず使用できるような状況になっておりまして、それを新たに使いやすい土地に基盤整備事業等で実施しているという状況であります。その作付については今のところ復興対策で対応していただいて、面積等についてはそちらでお答えいただければと思います。

復興対策課長（村山宏行君） 失礼いたしました。面積ということでございますが、まず水稻につきましては46.75ヘクタールというところで水田面積の再開となっております。花卉

で3.33ヘクタール、畜産であります。畜産につきましては飼養頭数、繁殖牛で231頭、それから肥育牛で10頭、乳用の育成で55頭という形でつかんでおります。牧草地につきましては13.4ヘクタール、あとソバ、こちらが38.75ヘクタール、野菜が0.49ヘクタール、一部ですが果樹等もございまして果樹につきましては3.43ヘクタールということで報告いただいております。

委員（佐藤八郎君） 農業基盤整備促進事業計画説明会で要望として出されたものに全て応えている今の実績ということになるんですか。もっと違う要望もその説明会で上がったのか。どうでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） 復興対策課、それから建設課と一緒にっております。基盤整備に関する説明会、こちらについてはまず条件を整理するというところでの説明を行っているものであります。当然、これからの部分というのが多くありますので、例えば現在使われていないところ、あるいは除染、あるいは仮々置き場等々で排水が不良になったところ、それから側溝が埋まったようなところ、そういったところについての部分の聞き取りということで対応しているというところがございますので、当然今作付の部分についてご紹介はしましたけれども、こちらについては水田の部分もありますし、またそれ以外の畑地の部分もございまして、そこの直接的なリンクはしていないと考えております。ただ、将来的な要望も踏まえてそういった相談会には臨んでいるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 村全体の土地の利用を今後考えたときに、例えば私などは幾ら土地が4町歩とか5町歩あっても今さら機械整備していろいろやろうとか、暗渠排水事業を自分で申し込んでやろうということになかなかならない。まして畑、田んぼ、除染したところは全部暗渠排水は壊されてしまっている。そういう中で土地を生かす事業というのは今課長も言っているように生産、使うことを目的としたものしか入っていないわけです。そうすると、私みたいに今後生産不可能な村民はたくさんいるんですけれども、そういう方の土地はどう、荒廃したままこのまま終わっていくという土地利用なのか。そういう点ではどうこの農業基盤なり村の全体の土地利用というのを考えていらっしゃるのか。農業委員会でもそういう部分でしょうけれども。

復興対策課長（村山宏行君） 農地の利用についてのご質問ということでございますが、まず今説明会で行っておりますのは将来的に村の農地というのがどうしても管理ができない方もいらっしゃる、そういったことを踏まえて将来貸し付け、あるいは作業委託、そういったことができるようなことも考えながら土地の利用を考えていただきたいとご説明をしているところでございます。つまり、自分としてはできないけれどもせつかくの農地をほかの方に使っていただいて荒らさないようにしてほしいという方はたくさんいらっしゃるわけで、それをやるためにも営農に入るためには基盤整備をきちんとしての上で、そしてある程度の面積をまとめて作業の受委託、あるいは集積をしてそういった形で営農を進めていくというのが方策かと思っております。今回の基盤整備というのはその基本になる部分と考えておりますので、農家の皆さん方にはそういったところでご協力いただきたいということで説明をしております。

委員（佐藤八郎君） 集落単位で用排水、客土、盛り土、暗渠などの整備していくと申し込ん

で、必ず借りてもらえるという前提があればそれはそれで今の説明が当てはまるのかなと思うんですけども、借りてもらえないけれども今のままで土地をだめにするのは嫌だという人はこの整備事業に該当していくんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 説明会の中では、まず農地、そちらをどうしたいのかという意向を寄せていただいているというところがございます。村としましては、一番は貸し手・借り手、既にできていけば一番いいんですが、どうしても貸し手のほう、うちの農地は管理していただきたいんだけど、まだそういった相手が見つからないという方もいらっしゃると思いますので、そこは村のほうでマッチングを進めながら行っているというところがございます。どうしても便利なところと不便なところと出てくるのはこれはいたし方ないとは思いますが、その辺もなるべく多くの土地、農地を有効に活用できるように村としても誘導を図ってまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 移住定住交流推進対策室、3名の職員と1名のアドバイザーで、きのうの説明ではアドバイザーの1人は県職員の方がここに入っているという話で、6月にスタートしているんですが、この仕事の内容と成果と課題、伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 移住定住交流事業の内容ということであります。移住定住交流室の業務内容につきましては、資料にもお出ししておりますが、まず移住者等への支援ということで補助金等の事業がございます。また、移住を勧奨するために広報とかPRとかという事業も行っております。アドバイザー、東京在住のアドバイザーもおりますので首都圏等でも飯舘村への移住を促進するようなPR活動事業も行っております。実績については追加資料の3ページに載せてございます。一番多いものが引っ越しの補助ということで1件20万円で19件、引っ越しをいただいております。新築物件への助成としては1件で440万円と中古住宅のリフォームの支援として3件で210万円ほど、借家の家賃補助として2件で7万円、就農起業等補助金ということで、これは起業するまでを支援するというものでこれも2件で163万円、合わせて27件で1,281万円の平成30年度は支援をしたということがございます。

課題ということではありますが、既存の飯舘村にあった住宅の貸付希望の住宅、売却希望の住宅ということで移住定住室で取りまとめておりますが、今のところ思ったほど貸付希望、売却希望の物件が集まっていないということがございます。借りたい人に対して貸したい住宅のほうはやや不足みだということがございます。今後、そういったこともありますので、さらにこの事業の内容を村民の方、あとは村外の方にもPRして移住定住事業を充実させていかなければならないと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 空き家購入補助金はなし。会社などで何か個人住宅買って社宅ではないですけども活用したとか、個人の家を売ったんだなどという方いるんですけども、それは村関係なくやっている実態だということですか。

総務課長（高橋正文君） 村で現在進めている移住定住の支援策については、あくまで個人の方を対象としております。中古住宅、法人、事業所等で取得しているという事例、何件かあるようではありますが、これについてはそれぞれの購入のとき、国県補助等を活用して取得しているというお話は聞いてございます。

委員（佐藤八郎君） 交通安全対策事業ということで、村全体でもかなり除染も終わったりいろいろな事業が終わっているので業者が動かす台数も減っているんですけども、それでもたまに大型が走っているんで村民が不安がっている部分あるんですけども、大型の通行に関しての業者との話し合いとか、あとは必要に応じたカーブミラーや待避所、白線引きなどの実態は平成30年度でどのぐらいあって、私ずっと避難先の福島市とかいろいろなところを見るんですけども、白線が消えてるんです。昔より白線が消えるのが早いような気がするんですけども、実際の専門的な部分なんでしょうけれども、塗料が消える素材になったのか、白線の引く状況が何年かに一週に必ず白線引くように回転されるようになってるのか。その辺は発注する側としてはどう見ていますか。

住民課長（石井秀徳君） 今回の追加資料の8ページをごらんいただきたいと思いますが、交通安全施設の工事ということで白線の引き直しは21カ所、そのほか外側線とそれから道路表記、横断注意等の文字を入れる等の工事を平成30年度に実施したところであります。佐藤委員おっしゃる部分の白線が消える、消えやすくなったという部分については発注側としてどうなんだということでもありますけれども、通常の道路の白線工事で使う素材と認識をしているところであります。種類によってはもしかすると長もちするものもあるのかもしれませんが、今のところ通常の工事で使う素材ということで発注をしているところであります。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 今白線がすぐ消えるという内容のご質問ありましたが、舗装打設してすぐに白線を引く場合については、路面の状況がいいので結構白線は消えにくい。その後新たに白線を引くときには下地としてコート等を塗ってやっていくわけなんですけど、路面の状況によってはそれから剥がれてしまうというところで、舗装を打設してすぐ白線を引いたときよりは耐久性はないという形になっております。

住民課長（石井秀徳君） お答えが抜けておりました。除染廃棄物の運搬等の交通安全に対する部分でございますが、そちらについては環境省を通して安全な走行をということでの喚起をしているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 特別な待避所の整備というのはしなくても今のところは交通上安全だという状況なんですか。後は、どうも舗装そのものも会津の豪雪地帯の舗装とこちら側の舗装の関係も、舗装のものが違うみたいなんですけれども、白線もどうなのかわかりませんが、専門的なことなので。下に浸透性のある白線引くのか、例えば特老の昔ですけれども、屋根をふいたとき、2業者入って色が剥げたほうと剥げないほうがあるんですけども、だからわからないですけども、どうしてもそういうことがあるとペンキ屋さんだってどこでも屋根頼むと5年もつのと3年もつのとあるとかという話、村民の方も言っていますけれども、だからやり方、発注の仕方で基準的にはどうなのか。どうも福島市役所にも随分あちこちの白線消えているということで何回か私も電話したりしているんですけども、飯舘村のではないですよ。何せ福島に3,000人ぐらいの村民いますのであちこち行っていますけれども、専門的にはどうなんです、その辺。

建設課長（高橋祐一君） なかなか専門的知見としてはお答えしづらいんですが、今白線の種

類としてはペイントタイプと溶着タイプという形であります。溶着のほうが長もちはするんですが、下地がしっかりしていないとすぐ剥がれてしまうという状況で、大体はペイントで補修していくのが通常でありまして、ただ、先ほど言いましたように下地の部分、舗装面が道路のアスファルト舗装が傷んでいるときにはなかなかつきにくいという部分があるというところでもあります。それを改善するためにはその部分の下地の費用として新たに計上しながらやっていかなければならないというところではあります、安全性の早期の回復ということもありまして、下地については通常の標準的な部分でやっているというのが現状であります。

会津のほうとこちらのほうのアスファルトの種類ということはありませんが、実は飯舘のほうは会津のほうと同じように積雪地帯用の13Lというアスファルト工材を使っておりまして、粗目のところがあります。そういう部分と舗装の傷みというのは舗装だけではなく下地のところ、凍結深という飯舘でいきますと四十四、五センチメートルという形になるかと思いますが、凍結する部材が中に入っていればその分路面の傷みが激しいということがありまして、村の道路については凍結深というのは大体昭和60年ごろからそういう部分の道路構造になってきておりまして、それ以前の道路に関しては路盤の厚さが薄いということで幾ら舗装を直したとしてもその舗装の傷みがすぐ出てしまうということになっておりますので、今回道路の機能回復工事に関しては、路盤の部分をセメント処理等をしてその分を補いながら舗装していくという工法なども使いながら道路が長もちするような形で安全を確保できるように施工していくということで今進めております。

委員（佐藤八郎君） この決算資料でも子供への支援として児童措置法や子育て支援事業とあるんですけども、村民の中で762人という子供がいらっしゃる中での支援、内容は平等であるのかと私ずっと被災後質問をしているんですけども、認定こども園、小学校、中学校、幼稚園とそれぞれ資料ページごとにあるんですけども、どうも飯舘村が飯舘村内に施設設置したもの、そこにかかわる子供が圧倒的中心に予算を使う。そして、それ以外の600人以上にかかわる人たちは被災地の中での支援しか受けられないというきちんとした実態になっていると思うんですけども、そういう点ではどのぐらいの実態としての差があるもののでしょうか。私父兄の話いろいろ聞くと相当の年間にすれば支出の差は出てくるのではないかという話ですけども。

教育課長（三瓶 真君） ただいまの村内と村外にいる子供たちの支援、どのぐらいの差があるのかということではありますが、私ども教育課で行っております事業といたしましては、お配りいたしましたという追加資料で提出いたしました資料によりまして、まず一つは村外に通園通学する子供たちへの支援ということでありまして、これは平成30年度実績ベースでありますけれども、村外に通う公立幼稚園、また私立幼稚園合わせて53名につきまして保育料及び入園料を補助しているということでございます。また、（2）といたしまして沖縄までの旅、そして未来への翼等村外の子供たちに対しましてもこういった事業の参加に当たってはご案内を差し上げまして、これも平成30年度実績でありますけれども、沖縄までの旅につきましては村外から14名の参加、未来への翼につきましては2名の参加、合計27名のうちの14名、9名のうちの2名といったようなことになっております。

反対に、村内に通う子供たちにということであります、決算資料のNo.7にありますけれども、までの里のこども園、資料No.7の66ページでありますけれども、この中での11施設の需用費の中で大きなところで食料費、これはおやつ代とか給食費でありますけれども、これに240万円、またそのほか小学校費でもそうなんですが、資料No.7の72ページ、小学校の教育振興費というところで同じように11節需用費の中で給食費として230万円、またその下の20節扶助費のところ学用品等に165万円、同様に中学校費におきましても資料の74ページになりますけれども同じく11節の需用費に300万円、20節の扶助費でも300万円ということで、合わせまして1,000万円以上に及ぶ支援を行っているという実績がございます。ただ、これらの支援につきましては国の、あるいは国県の被災児童就学支援事業というのがございまして、これによる補助金を財源として賄っております。これが平成30年度実績で926万円ほどの収入があるわけでありまして、したがって、これらの財源をほとんどの財源としまして何とか子供たちにできるだけ多く、あるいは村内に通う子供たちを可能な限り支援するという視点の中で支援をしているものでございます。

ですが、反対に村外に住んでいます、あるいは通学通園をしております子供たちにつきましては、この補助事業につきましては該当にならないという部分もありまして、財政面でこの点での大変難しさがあるということがございます。逆にこういった支援につきましては各市町村におきましてそれぞれの自治体において就学支援を行っているところであるようですが、これも各市町村の実態によって制度が違ってございまして、制度一つ一つに対応した形で村のほうから何か支援を行うということが非常に難しいという、手続上の問題等もありましてそこについては行ってないという実態がございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） この震災がなければこういう事案は出てこなかったんですけども、一貫してずっと私思っているんですけども、同じ飯舘村の子供であるがゆえに親同士もお金の話は村に来ている子供の親と村外で育てている親はお金、助成関係の話はしない、禁句みたいになっている状況があると聞いていますけれども、要するに公的な行政が給食費一つとっても片方はきちんと払う、片方は払わなくていい。ましてスクールバス運営、管理、人件費、これ自体も相当な予算が使われている。それなのに、村にかかわらない子供には今あったような未来への翼、沖縄までの旅、幼稚園のぐらいのことしかないという。このずっと一貫した行政執行、何か何とも思わない。同じ村民の子供に対して私はずっと矛盾を持っているんですけども、今後もこういう流れですか。

副村長（門馬伸市君） 被災自治体の今の補助制度のあり方が、今教育課長が答弁したとおりなんです。ですから、飯舘村に限らずよその12市町村も同じ立場で大変苦勞しているというのは聞いております。でも、制度がある以上はそれ以上の支援となると単独で支援せざるを得ない。今700人のうちの100人が村ですから、その約5倍、6倍のお金を同じく給食費も全てやったらとすればとても村単独の財政状況の中では同じく支援することはできないのは議員の皆様もおわかりだと思います。どうしてもできる範囲内ということになりますと、今のような子供たちが村外にいても村内にいる子供たちも同じようなことで研修のできる場というのは未来の翼であったり沖縄の旅であったり、その他イベントの開催の

ときに交流という限られた内容にせざるを得ないんです。多分差別されていることはよその自治体も同じ考えだと思います。同じくしてやりたいという思いは多分同じだと思いますが、そういう環境になっていない。要請要望してそれが通る今の状況でもないというのはおわかりだと思います。ですので、できるだけそういう前の村民であった方の子供さんも村との何かの行事のときに一緒にできる環境だけをつくってあげるとというのが私らの役割なのかな。財政がどんどんと入ってくるような財政事情のいいところだったら少しはそういう支援ができるのかもしれませんが、今のところは全く同じというのは、わからないわけでもありませんが、その辺のところはできない事情も理解をさせていただいて、これでいいというわけではないのもわかっています。また、別な方面でサポートできるものはないのかどうかということも含めてできることはやっているつもりなんです、今のところは全く同じという、こういう状況にはなりませんのでご理解いただくしかないのかなと思います。

一方で、ちょっと触れておられましたが村外の学校に通っている生徒さんたちは、児童生徒の皆さんはそういう格差、被災児童の子供たちはこうでというそういう話もできないような、自分の出身も語らずという状況の中で子供たちが学校に通っているという話も親御さんから聞いております。なかなかデリケートな部分だな、堂々と飯舘村の出身のと言えないそういう事情もあって、非常に子供たちも苦労されているという話も聞いていますので、その辺の心のサポート、その辺のところをどうやればいいのかという気も、一方ではそういう気もしているわけです。

委員（佐藤八郎君）　こちらで同じくすれば被災地、郡山市や福島市で向こうの子供との差が出るような状況も生まれるのは確かだと思います。それにも増して、要望や要求しても今の政治の中でそのお金が、わからないように親にだけきちんと振り込みして援助するかと言ってもそれさえも難しいという状況かなという今の答弁聞いて思いますけれども、多分緊急事態宣言が解除されれば福島のほかの措置法だって変わるし、いろいろなことで変わってくるのでどう変化するかわかりませんが、内閣改造、改革も今度あったようなのでいろいろ見守っていきたく思いますけれども、何せこの事実、これはきちんと言うべきところには言うことだと思っています。

ため池の農地防災、あと放射性物質対策調査ということでしていらっしゃいますけれども、結果と内容をお知らせ願いたい。

建設課長（高橋祐一君）　追加資料の22ページに資料として添付させていただきました。平成30年度は全体で70カ所ほどあるため池の15カ所の放射性物質の調査をしております。調査内容としては一番最初に放射線対策の基準としては8,000ベクレル以上の場合が対象ですということになりますので、ため池の3カ所程度を採取しまして、どのような状況で何ベクレルあるかということで調査をしています。また村以外でも国で福島調査ということでため池の調査を今まで何度かしております。ただ、そういうデータがある場合についてはそういうデータを活用しながらやってきております。そういう中で、一覧表の中の番号として18番の笠石につきましては基礎調査の段階でもう5,000ベクレル以下ですということ、そこから実際的に5,000ベクレル以上の土砂を撤去する詳細調査には移っていないとい

う状況で、それ以外の部分については詳細調査をして実際どのぐらいの深さまではいっているのかということと、エリアはどこまでなのかということなどを調査をして土量を算出しております。その調査の中で、右側に詳細調査結果ということで書いてありますが、何点かはかった部分の一番高い数字になっています。ドライということで一番高い数字で、高いところでいけば8万7,000とかという数字になっているところがあるというところで、これらの除去を、今年度はこのうちの5カ所をやって、随時毎年進めていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 今回のやったことで村全体のため池の数からしてどの程度なんでしょうか。過去を含めて。

建設課長（高橋祐一君） まだ数としては村の台帳上では約70ぐらいのため池がございます。そのうちの15カ所が平成30年度に調査をして、今年度5カ所程度やっているということで、それ以外につきましては実際的に調査を今年度新たに調査をしてきております。それらの調査、今年度大体残りの分の調査をしまして、また工事については来年度から随時やっていきたいということで、実際費用的なものがかかりかかるというところで復興創生期間の来年までということとはなかなかできないものですから、要望的にもそれ以降の要望として本当に概算ではありますけれども全体でやっていけば100億円ぐらいかかるという数字になっております。

委員（佐藤八郎君） ため池・堤というのは営農するには非常に大事な場所であります。その根源たるものが予算的になかなか大変だとだんだんやらなくていいことになっていくのか。国や東電ではどうそれを考えていらっしゃるのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） やらないという方向ではなく、やる方向で進めているところであります。また、営農に関してではございますが、ため池に関しては通常うわ水を使って揚水しているということと、大雨時には濁りはありますけれども、当然大雨時にはかんがいしない、田んぼには水を入れませんので、そういう意味では今までの作物の調査結果も見てわかるとおりそういったところには影響がないということでありますので、時間はかかりますが継続してため池の放射性廃棄物の除去を進めていきたいと考えています。

委員（佐藤八郎君） 農業復興総合事業、内訳人数、あと日報や計画書、チェックをどこでしていくのか。これら事業の基本的な要件、組合であれば何人が後継者がどうのこうの云々といろいろな要件があると思うんですけれども、特に継続してなりわいとして生計に結びつける条件というかそれが基本だと思うんですけれども、そういう点ではどうでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 被災地域農業復興総合支援事業の件のご質問でありますけれども、平成30年度に行った部分の事業の成果については資料の57ページ、そこに記載をさせていただいております。この方々、どういった基準でとなるわけでありますけれども、追加資料で上げさせていただきました26ページ、こちらの事業の認定や採択の考え方ということで整理をさせていただいております。大きく平成24年度から平成27年度まで、そして帰還の時期が明らかになった平成28年度からということで、大きく分けております。前期の部分ですけれども、こちらについては被災を受けた農家の方々が避難先でも営農の精神、そういったところをなくさない、営農意欲をなくさないための施策ということで取り組ん

でおりまして、そこで行うという意思を示された方々に対して国の事業を使いながら村として支援をしたというところでもあります。基本的には先駆性であるとか、それからほかへの波及効果、そういったところを意図しているというところでありまして、各事業者からヒアリングを行って事業採択までいっているというところがございます。後段、平成28年度以降はその要件に住民の帰還促進に必要な取り組みという要綱が新たに加わりました。つまり、帰還を促進するための事業であるというところで、その前までは避難先で、村外で営農再開されても出たわけですけれども、これ以降、平成28年度以降については村内での再開というところでの部分について出されているというところでもあります。当然、村の中に戻るという方々、そこでの公益性であるとか先進性、それから将来的な効果、そういったところを踏まえながら行っておるところでございます。

その確認方法なんですが、どちらも日誌等まで把握をしているというところではございません。といいますのは、前段の部分で避難先での営農再開の部分につきましてはそこでの営農を継続していただくその意思、それから事業計画等についても村がヒアリングを行いながらきちんと行っておりますし、年に一度以上そういった村外での状況を職員が行って、そして実地にヒアリング、意見交換をしながら状況を確認しているというところがございますし、平成28年度以降の事業につきましても年に数回以上その先を訪問して、その営農者と丁寧にかかわりながらそういった営農状況を確認しているというところがございますので、日誌まではないということでご理解いただければと思います。また、特に畜産の部分につきましては先ほど委員からご質問ありましたように、なかなか村の農地が管理されず余ってくるという状況、そういったところを踏まえて将来的に耕畜連携、土地利用型のそういった飼料作物であるとかそういったところの部分に資するために畜産事業については多くなるべく取り組みたいという方々、その意思を反映しながら取り組んで進めたというところがございます。

以上です。

委員長（相良 弘君） 佐藤委員に申し上げます。質問される場合は資料ナンバー、あるいはページ数をお示しの上質問してください。

委員（佐藤八郎君） あと2点ほどページ数ありますけれども、あとは総括ですので。

今の57ページの部分ですけれども、資料にいただきましたように私は補助事業、有利な事業、個人負担がなくてやれる、いいんですけれども、問題は継続となりわいとしてそれが引き継がれて自分たちのものになっていけるのか、生活そのものがというのが大事だなと思っていますので、日誌把握、日報報告云々は確認としてはないということですが、計画に対しての例えば、農業生産であれば生産量、価格収入収益については市場やバイヤーによって値段が上がったり下がったりあるでしょうけれども、そういう点では事業採択に向けての計画の中と実態はどの程度なのか。

復興対策課長（村山宏行君） 経営計画に対する事業の状況はどうかということがございますけれども、基本的にはかなり施設的にも大きなもの、そしてほかに先んじてということで、ある意味実験的のところもございます。ということで、なかなか平成30年度行ったものですぐ成果が出ているという形ではないと認識をしております。特に大型のハウスと

か行っている場合、その中での経営体系、もちろん計画どおりうまくいかないということもございますし、それから計画したとおりに出荷がそこまでいっていないということも聞いております。ただ、村としましてそういったところが今後のほかの農家に与える波及効果、それを見本にしながら自分の経営に生かしていただくということの波及も考えておりますので、その辺は指導しながら経営を支援してまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 58ページ、次ですけれども、今の資料にも波及効果ということで出ていますけれども、個体一元化管理システム実証事業の成果等、実証結果がどのように生かされていくのかよく理解できないので、これから畜産とかいろいろやろうとする村民もわかるようなことで答弁願いたいと思います。

復興対策課長（村山宏行君） 58ページの個体一元化管理システム実証事業についてのご質問ですが、追加資料27ページにまとめさせていただいております。この事業は県の事業の委託であります。阿武隈高地畜産業クラスター事業ということで、この実証ということがあります。具体的にはどういう内容かといいますと、大規模な畜産農家、ここでは繁殖牛の農家であります。当初村に紹介あったのは100頭程度で紹介いただけたところはないかというところであったんですが、そこまでの規模は村ではありませんでしたので50頭規模ということで佐藤一郎議員のところ、そちらを紹介をさせていただいたというところがございます。県で行いたいのは阿武隈高地、どうしても被災を受けたというところで離れた場所で居住をしながら和牛の繁殖、そういったところを再開をするというところで、その牛1頭1頭の管理、そういったところを遠隔地からできないかどうかというところでの実証システムを確認するための事業で取り入れたというところがございます。中身については今畜産の牛の価格が非常に高いということがありますので、1頭当たりの損失になると大変なことになりますので、分娩時の牛の管理、異常行動がないかどうか、それから安全に飼育されているか、それを監視するために温度センサーであったりカメラであったりというところを確認をするというそういった事業になってございます。当然、実証でありますので入れた機械が全てうまくいっているとは認識はしていません。当然、サーモセンサーについてはある程度、この部分については役立つけれどもある部分では余り違いが見えなかったというそれも聞いておりますので、今後県でまとめてそういった部分を今後の畜産技術の普及に役立てていただくということになってございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 飯舘は繁殖牛、あと違うところでも県は事業をやっている。それはいつごろまとまってどんな普及推進の火種になっていくのか。

復興対策課長（村山宏行君） 村の成果につきましては、これは昨年度ですから今年の3月に一応成果としてはいただいております。その中で県の相双農林事務所、そちらのほうからの成果というところで報告はございました。これからこういった形で利用されるのか、そこまで県には確認しておりませんでしたので、ほかのサンプル等も多分あるかと思っておりますので、その辺聞いてみたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 先ほども子供の問題で聞きましたけれども、今度は放射性物質専門に伺っておきますけれども、飯舘村は放射性物質が降散したことで危険で住めない地域となっ

たわけです。ある程度年数がたったので1ミリシーベルト未満ではないですけれどももういいでしょうという号令でなっていますけれども、除染も村全体約15%しか除染はやっていないんです。まして、除染した汚染物も15万袋動かして残りまだまだ村内にあるわけですから、この環境の中での放射能への教員教育なり子供への教育なり、いろいろな観点はどのようにされて回数なり実態を伺っておきます。

教育課長（三瓶 真君） ただいまは委員の放射線教育に関しての実態についてのご質問と受けとめました。提出しました追加資料の40ページに実績をまとめておりますのでごらんいただきたいと思います。

現在学校におきます放射線教育につきましては、資料の40ページ②の（1）にありますような体制で行っております。村にはといたしますか学校で策定しております飯館村放射線教育指導計画というものがございますので、これに沿った形で教材等を使用して実施しているというのが概略でございます。平成30年度の実績でありますけれども、小学校、中学校とも全学年において放射線教育の授業時間を持って放射線教育を行っております。小学校におきましては、その中身、学級活動、生活科、総合的な学習の時間において、中学校においては同じように学級活動、また理科の授業において放射線教育を実施しております。そこで用いております使用教材としましては県の放射線教育に関する指導資料、放射線教育指導資料（活用版）、また国の文科省で出しております放射線副読本等を使っております。ちなみに、放射線副読本はこういった形の副読本でありまして、国から来ておりますものを学校に配付をして活用をいただいているということになります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 放射能関係の専門家からインターネットのSNSの世界の中で副読本そのものもどうも加害者が加害者の都合いいようにつくったのではないかみたいな話もありますけれども、先ほど言いましたように、周辺やそういう規定の実態に沿った形でどうされるのが現場の放射能教育だと思うので、私ども川俣の道の駅からマイクロバスに乗って村内を半日ぐらいかけて視察研修受け入れしてたときも、ずっと乗っている方々みんな線量計やいろいろ持って歩いていて驚いて帰るんですけども、先ほどスクールバスの通学でも話ありましたけれども、副読本で賄えない部分というのを村独自につけ加えて、危ないものは危ないんだと。これ以上被ばくしないことを、努力は被ばくしない努力をしなければならぬんだというものをつくるべきだと私は思うんです。東京の人つくったのか文科省の人つくったのかわかりませんが、そういうものではなく現場として教育委員会としてきちんといろいろなデータを研さんされて村の実態にあわせたものとしてつくって、安心安全な通学や学校、幼稚園の就学に期すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 文科省、あるいは県から配付されている副読本、これに沿ってもちろん放射線教育をやっているわけですが、当然自分たちの村、あるいは学校の周りの実態ということも取り入れて授業、教育を行っているということに間違いありません。また、今後とも村の実態に沿ったものとなるように努力していきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 被災者生活再建支援金が8月末で406件受給していると8月の段階で議会

にお知らせあったんですけれども、平成30年度年間通しての需給数内容はいかがなものでしょうか。

委員長（相良 弘君） 佐藤議員、何ページですか。

委員（佐藤八郎君） 9月議会提案理由の中に村長が示したものであります。

健康福祉課長（細川 亨君） 平成30年度時点ではありますが、304件の申請があったということでございます。トータル件数は所信の挨拶の中にも村長からもありましたとおり、その数字が今現在の数字であります。

委員（佐藤八郎君） 8月末の段階での406件ですから、それ以上はなかったということですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 今現在ですと支援金の申請、そして交付者は608件でございます。

委員（佐藤八郎君） きのうも聞いたんですけれども、里山再生からのところの森林多面的な機能発揮事業というのが取り組みされているので、この成果と生かし方を平成30年度どういうふうにされてきたのか。

復興対策課長（村山宏行君） No.7の60ページ、森林山村多面的機能発揮対策事業でよろしいですか。こちらにつきましてはあいの沢地区、そちらをサンプルという形で地元深谷の方々にフォレいいたてという組織をつくっていただきまして、そこで枝払いでありますとか枯損木の集積を行っていただいたというところでございます。身の回りの森林の部分で入ることが可能な部分、そういったところの手入れをしていくというところで、本来の震災前あった森林の多面的な機能、そういったところをまた享受できるように近づけていくための作業を親しみながら地元の方にやっていただくというところで考えての事業であります。ただ、今現在ほかの地区から申し出といたしますかそういったことはまだありませんので、今後そういったことをもっと広めていきたいとは思っておりますので、呼びかけをしてみたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） あいの沢で深谷の皆さん一生懸命やったという内容的にも聞いていますけれども、それはあの成果をもって何か取り組みが進んだというわけではないということですか。

復興対策課長（村山宏行君） 取り組み、場所があいの沢から県道南側のほうに行くようなそういった沢筋といいますか、きこりの前から遊歩道的になっている場所でございます。そこで支障木であったり倒木であったりの片づけとかといった形での活動を行っていただきましたので、景観形成、あるいはもともとあった山の魅力、そういったところを呼び戻す。そういったところには寄与したのかなと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 長い間放置された道路に木がかぶさったりいろいろな場所がいっぱい村じゅうにあるんですけれども、この森林多面的機能発揮事業の中でそういう部分をさらに広げていくという取り組みだったのではないかと勝手に思っていたのかどうかわかりませんが、9月に村長がそういうことを提案理由で申したので、いろいろその後やったのかと思って今聞いているんですけれども、あの深谷でやったものそのものは今後生かすことの成果は何だったんですか。

復興対策課長（村山宏行君） ああした事業を通して森林作業というところにつなげる、そういったものではないと思っております。どちらかという、これまでありました遊歩道で

あるとか地域の中で使っていた林縁部から近いような里山の部分、そういったところに幾らかでも震災前のように親しめる環境を、そういったところをつくっていくといったところに寄与できればというところでの事業でありますので、本格的な森林の部分とはまた別という切り分けで考えていただきたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど道路にかぶさった枝等の処理という話がありましたが、それにつきましては資料7の47ページにあります住民参加型環境保全業務という中で行政区と委託契約をして道路の草刈りをやったり、枝落としができるという形で進めている帰還再生加速事業の中で実施しております、昨年度は11行政区で実施しているという状況です。

委員（佐藤八郎君） では、11月にいただいた飯館村長泥地区環境再生事業にこの中で工程、目的、事業の進め方、出ているのでこれに沿った事業の進め方、進捗しているのかどうか伺っておきます。

復興対策課長（村山宏行君） 長泥地区の環境再生事業ということでございますけれども、当初に示した計画、今どの程度かということでございますが、再生土、そちらの利用の施設の部分については若干おくらしているのかなとは見たところでございます。ただ、環境省によればこの部分についてはほぼ計画に従って実施をしているという回答でございますし、また、実証の作物、そういったところについてもきちんと行っているというところであります。

委員（佐藤八郎君） 本年度当初予算つけられる前に野焼きの実施が計画され、11月30日付で村民というか議会に示されていますけれども、これでの廃掃法との関連での実態、状況はいかがだったのか伺うものです。

復興対策課長（村山宏行君） 野焼きの実施状況はということでございましたが、昨年、平成30年度に各行政区と協議を進めて、春、野焼きを実施できるとしました。今年度、春先ですけれども、行うということだったんですが、実際に行ったのは1行政区、伊丹沢地区のみです。ほかの行政区については風が強かったり雨が降ったというところで作業にまでは至らなかったと聞いております。なお、このときに空気中の放射性物質がふえたかどうかといったことでダストサンプリング等も行なって計測しましたが、特段その野焼きによる有意な変化はなかったと聞いております。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は15時といたします。

（午後2時41分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後3時00分）

委員長（相良 弘君） これから質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 今野焼きのことでありましたけれども、廃掃法に云々、定着するようなものは1カ所ということで、あと、やる前、この資料が出たときに消防団から立ち会うのについていろいろあったようなんですけれども、その辺は今後やるかどうかわかりません

けれども、消防団との意思統一ではどうなっているのかと、あと、灰、燃やした灰、灰の検査はどうされたのか伺っておきます。

復興対策課長（村山宏行君） まず、消防団のほうでございますけれども、行政区の申し合わせ事項として消防団には、これは防火の観点から立ち合いをお願いするよとということでの行政区からの要望で、行政区から消防団のほうに要請をかけてそこをお願いしますというそういった形で村では統一したところがございます。先ほどお答えしましたように、1行政区でしか実施していませんので、今後今年度末、もしくは来年の頭にはまた野焼きという話が上がってくるのかなと思いますので、基本的には今年度当初に決めた取り決め、そちらのほうでまず野焼きは進めていただくことになるかと思っております。

それと、灰の部分については把握をしておりませんでした。済みません。

委員（佐藤八郎君） 何と言っても村の一人一人の人生、村民の変えられた東電の原発事故、これに対しての村からの要望書というのが平成30年度はどんなものがあったということをお願いしたら、平成30年度はないのかどうか。平成29年5月14日、6月2日、6月28日の分いただきましたけれども、これへの要望に対しての国の対応というのは平成30年度としてはどのようなものがあったのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 当初はいろいろな形で要望を上げさせていただきましたが、なかなか返答も来ないという状況です。相手にこちらの意は伝わったんでしょうけれども、それに対して明確な答えがそう簡単に出るわけではないということではありますが、ただ、だんだんと復興進んでいきます、あるいは国とのほうのコンタクトがつながってきますと向こうから、前からもそうでございますけれども、来ていただいてそのときにお話をして、あるいはまた福島再生協議会というところで私代表で入っているものですから、その話をした中でかなり聞いていただくということができているということでもあります。ですから、その話の中で、例えば巖平の焼却炉の件についても、あるいは長泥の件についても特別こちら側の要望を出さなくてもその話の中でわかりました、検討してみます、こうなりましたという話ができるような関係にかなり進んでいるということでもありますので、あえて文書で何か仰々しく出すということもしなくても進んでいるとご理解をいただければと思っております。

委員（佐藤八郎君） 今度内閣改造またされたのであえて今後は出すのかどうかわかりませんが、今村長が言っていることは再生協議会をお願いすると大体実施されていくとすれば、平成29年に国に上げたのは10項目ですか。東電には2項目ということでもありますけれども、例えば東電では東京電力の損害賠償に関する3つの誓いがあるいろいろなやっつけいらっしやるようですけれども、この中にもというか要望のほうですけれども、地方自治体に対する財物賠償基準の早期提示と営農、商工業の再開、風評被害、減収した場合の一定期間3年程度の補償、補填程度の確立ということでもありますけれども、こういう基本的な要望というのが再生協議会の中で事進むわけではないので、被害を受けた村民の代表としては年に1回はきちんと出すべきではないかと私は思っているんですけれども、議会は心がけてそうして議会も村と同じような項目で上げていますけれども、その辺はどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 1年に1回、出すのもやぶさかでは全くないとは思いますが、何せこの文書、要望書というのに対してはそんなにこれがこうだという話ではなくて、直接こちらの真意を相手の心に伝えて、そこで話を対応してくれるというほうが私は今までの経験から、特に後半は、後半といいますかここ3年ぐらいはそちらのほうでかなりなところがお話をさせていただいた。例を挙げますと、例えばきこりの修理をしたんですが、それは村民が戻っていただくための復興予算でやったので、村民は泊まるのはいいけれども村外の人が泊まった場合にはまさに補助金返還だと。冗談でないでしょうという話を直接お話をさせていただいて、2週間後ぐらには要件はつきまじったけれどもいいですよという話になるということでもあります。また、今日本赤十字社から若干のお金が1年間に1人1,000円か1,500円ぐらい来るわけですが、この前まではそれも役場のほうで膨大な事務でお配りをしています。ということなのですが、2年間ぐらいで3,000万円ぐらいあったわけですが、最初は非常にありがたかったんですが、それは村全体として復興のために使ったほうがいいのではないですか、いつまでも個人個人にわずかな金を口座に振り込む、振り込まれた方も全く何の金だかわからない、そういう形であってはいけないのではないですかという話を福島再生協議会でお話ししましたら、これも2週間ぐらいいですよという話になりました。そういう一つの例でありますけれども、長泥の件についても蕨平の飯館村一般ごみなどもそうやって直接に困っているのので何とかしてくださいという形でやっておりますので、できるだけいろいろなことは直接にお話ししたほうがわかっていただけということが多いのではないかという気がします。けれども、それは要望も要望で大切でありますから、1年に1回ぐらいまとめて出すのもこれからはやっていきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 私もよくわかりませんが、東電に出した減少した財物の価値や避難指示などによって長期間管理不能となった公共施設の修繕費など自治体の財物賠償についてはいまだにその基準が示されていないということで、早期に基準を示すことということで、これはその後どうなったのか。あとは、要望に対しての介護従事職員の確保、このことも要求されているし、野焼き対策とか、あとは地方交付税の財源確保についても文書的には出ているということで、非常に再生協議会で村長のここ3年の成果というのは成果で認めるところでありますけれども、きちんと出しておくことで今もこういう要望なんだということを示すことは私は村民の代表として欠かすことのできないことではないかと思っております。

村長（菅野典雄君） 要望を出すことは大切だと思いますから、出しますが、なかなかそう簡単ではないということで、まずできるところから、あるいは当然考えていただかなければならないところは相手に訴えてそこから答えをできるだけ早く出すということではないかなと思っております。公共の賠償は残念ながらまだほかの自治体もやっていますが出てきません。一部人件費に対しての賠償なり、あるいはまたそういうものに対してのお金のところは今任期付職員35名ぐらやっておりますが、ほぼそれは国から来ているということですので、ですから、決してまるっきり要望がそのままになっているということではないんですが、なお、その都度その都度かなりの目先の問題が起きてきますので、そ

れらをできるだけ訴えて直していただくというのも村民にとって大切だとこのように思っているところであります。

委員長（相良 弘君） そのほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 質疑ないということで、異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） これで全会計の質疑を終わります。

これから議案ごとに採決します。

議案第75号「平成30年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

委員長（相良 弘君） この採決は起立によって行います。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（相良 弘君） 起立多数です。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第76号「平成30年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第77号「平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第78号「平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第79号「平成30年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第80号「平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長(相良 弘君) 以上で決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

(午後3時17分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月12日

決算審査特別委員会委員長 相 良 弘